

- 一 第二部ニ屬スル事務中土木技術ニ關スル事項
- 第十三條 第二部火力課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
  - 一 第二部ニ屬スル事務中機械技術ニ關スル事項
- 第十四條 第二部水力調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
  - 一 發電水力ノ調査ニ關スル事項
  - 二 流速計係數試験ニ關スル事項
- 第十五條 課ニ課長ヲ置キ逓信大臣之ヲ命免ス
- 第十六條 電氣廳長官ハ課ニ係ヲ置クコトヲ得
  - 係ニ係長ヲ置キ電氣廳長官之ヲ命免ス

附 則

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

なほ逓信局官制中左の如く改正した。

第一條中「發電水力調査ニ關スル事務」ノ次ニ「電力管理ニ關スル事務」ヲ追加ス  
 物資調整並びに動力動員に關する件

右に關しては昭和十三年七月十四日關係各課協議の結果、準備局内に物資調整事務打合會を設け、毎週日曜日  
 を期して常例的に會合し、關係各官廳との連絡その他重要案件に對する處理方針を決定することにした。爾來右  
 打合會に於いては、發送電計畫と物資に關する件、總動員法勅令に關する件、土木建築統制に關する件、鐵鋼、  
 銅、石油配給に關する件、非常時電力對策に關する件、故銅統制實施要領に關する件、十四年度に於ける要輸入

電氣關係機械類の調査に關する件、石炭配給統制に關する件、日本電氣機器工業組合に關する件、交通電力動員  
 委員會組織要綱作成に關する件、特別高壓送電用可鍛鑄鐵工業組合組織準備に關する件、電氣事業調査資料等印  
 刷に關する件、昭和十四年度物資動員計畫に關する火力發電所用燃料及び機械油需要額決定に關する件、配當制  
 限等に關する勅令案制定要項に關する件、生産力擴充計畫に伴ふ所要人員調査に關する件等に關し協議が行は  
 れ、それぞれ方針を樹立、必要なる決定を爲した。

電氣工作物臨時特例

電氣工作物に對する臨時特例は昭和十四年一月十九日公布即日施行された。



第四篇 日本發送電株式會社設立

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)



## 總 說

電力國家管理の中樞機關たる日本発送電株式會社は、時局の情勢に鑑み可及的速に設立する必要があるので、政府に於いては昭和十四年四月一日設立開業の豫定の下に、電力管理準備局設置と同時に着々その設立準備を進めた。

而して昭和十三年九月設立委員の任命を見てより數回に互り委員會を開催し、電力管理準備局の立案にかゝる會社定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書並びに株式募集計畫等につき慎重審議の上これを決定し、株式の募集も豫定通り完了することが出来たのであるが、その間特別委員長として各務鎌吉氏その他特別委員諸氏の努力大なるものがあつたことは特筆に値する。

随つて本會社の設立及び開業準備事務は頗る圓滑なる進捗を見、官民一如協心戮力の下に豫定の如く四月一日創立總會に於いて圓滿に會社成立、同時に營業開始の運びに至つた。

日本発送電株式會社は他の普通の國策會社と違ひ、成立當日から仕事をする關係上、設立委員は同時に開業準備事務を行はねばならぬのである。出資設備、石炭等の附屬物等の引繼を圓滑ならしめることも日本発送電株式會社の開業には不可欠な方針である。そこで政府に於いてはこの種の開業準備の周到を期し、萬全の措置を講ずると共に、一面日本発送電株式會社設立事務所に、これに必要な職員を採用し、電力管理準備局と表裏一體となつて、緊密なる連絡を保ちつゝ、會社の設立、設備の引繼等の事務を進捗せしむる外、現に出資設備例へば火力發電所の運轉維持の實務に従事し、依つて新會社成立後は當然引繼るべき職員をも囑託としてこれに關與せしめ



以つて引継事務の圓滑を期した。かくて出資設備の引継は豫定の如く四月一日を期し一齊に圓滑に遂行し得た。日本發送電株式會社成立後五年間の建設所要資金は六億數千萬圓に上る豫定である。これは電力設備の買収に要する資金、日本發送電株式會社法に基く所謂現金決済に要する資金の外、本會社に於いて新に設備建設に要する資金の概算である。而して本會社の社内保留金等はこれを建設資金に振當充當する建前を以て、新に調達すべき資金は凡そ五億圓程度の豫定である。而してこの資金の調達については、本會社は自己資本を多く擁する關係上、少くとも設立後五年間は株金の拂込又は増資の方法を採らず、専ら社債及び借入金で以つて充當する豫定である。

日本發送電株式會社は生産力擴充の基礎として、我が國本を培ふ重要な使命を有する國策會社たると共に、尤大なる資本を擁し且つ主要なる發電及び送電事業を獨占經營するものなるを以つて、獨占會社の陥り易き専横暴營利追求の弊があつてはならぬので、一に國策の線に沿ひ正調なる業務經營を期せしむる必要上、政府の本會社に對する監督方針は一般の場合に比し特別の考慮を要することは前にも一言したところであるが、先づ國家管理の法律上の措置として、(一)發電及び送電の重要事項については政府の決定に俟つこととするも、その中法律要件以外の主要事項は時に應じ緩嚴の度を異にすべく、(二)會社の業務經營については業務規程を設けてこれに據らしめ、(三)監理官を置いて會社の業務監督を爲す等の方法を採用した。本來民有國營の方針から現行の國家管理案に移行する所以は、其の業務の經營につき民間の創意を起用せんとするにあるを以つて、官としての監督の發動に當つては、よく國家の大局に立つて我が國經濟の趨く所を洞察し、周到適切なる舉措に出でざるべからざると共に、發送電會社としても、國策遂行機關たるの大任を自覺し、積極的に畫策し、二者表裏一體、急進に失せず退嬰に墮せず、渾然たる管理運營形態の範を示さんことに全幅の努力を拂ふべきものであるといふのが大和田

長官以下一同の決めた方針である。

なほ日本發送電株式會社に於いて社債を發行する場合には、その擁する巨大なる電氣事業財産を擔保とする抵當附社債を發行することは最も望まじきことであるが、資産の大部分は出資者の工場財團に屬するため、會社設立早々に於いてはかかる擔保附社債の發行は困難と認められる。仍つて政府は、その當初の起債については、政府に於いて元利支拂保證を爲すこととし、以つて起債の圓滑を圖り、資金調達に遺漏なきを期した。

## 第一章 設立事務所事務處理狀況

### 設立事務所機構概要

日本發送電株式會社設立事務所は、昭和十三年九月六日設立委員の任命と同時に電力管理準備局構内に設けられた。

設立事務所が準備局構内に設けられた主たる理由は、多數人員の職務に適當する建物を東京市内の他の所に求むることが出来なかつたためと、事務そのものが常に準備局との緊密なる連絡の下に置かれることを必要としたためであつた。

開所當初の設立事務所の陣容といへば出弟二郎、飯尾鑿、住田一郎三氏の外に準備局より借用せるタイピスト一人、給仕一人に過ぎなかつた。僅か三人の手に依つて一切合財が處理されねばならぬ状態に置かれたのであるから、その多忙さといふものは全く想像外で、文字通り一人八藝の實演を餘儀なくせしめられた。

取り敢へず三百名から四百名の人員を整へて設立事務を遂行する方針の下に、諸般の手續が進められた。出氏



は主として秘書、人事に關する方面を擔當し、飯尾氏は主として諸規程類整備の方面を擔當し、住田氏は主として追々收容されるであらうところの設立事務所員の執務に必要な什器類調整の方面を擔當した。かくて人も、物も、組織も何一つとして備つてゐない無の状態の中で、先づ設立事務所の事務分掌規程がつくられた。それは全體を五係に分け、更に各係を通じて二十二班を設け、その各班にはそれぞれ主任者を置いて準備局各課と連絡を執らせ、以つて事務を分擔處理して行かうといふのである。即ち左の如し。

#### 設立事務所事務分掌規程

##### 一、總務係

###### 秘書班

- 一、秘書ニ關スル一般事項
- 二、機密ニ關スル事項
- 三、人事並ビニ給與及ビ待遇ニ關スル事項

###### 庶務班

- 一、定款、社則其ノ他業務諸規程ノ制定ニ關スル事項
- 二、設立事務所並ビニ會社ノ本、支店及ビ出張所ノ建物及ビ諸設備ニ關スル事項
- 三、給料、旅費其ノ他雜給ノ支給ニ關スル事項
- 四、什器及ビ消耗品ニ關スル事項
- 五、其ノ他他係ニ屬セザル事項

##### 文書班

- 一、創立總會ニ關スル事項
- 二、文書及ビ記録ニ關スル事項
- 三、官廳ニ對スル諸手續ニ關スル事項
- 四、總裁ニ事務引繼ニ關スル事項

##### 株式班

- 一、現場出資ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項
- 二、株式ノ公募ニ關スル事項

##### 厚生班

- 一、勞務ニ關スル一般事項
- 二、従業員ノ承繼ニ關スル事項

##### 二、經理係

###### 會計第一班

- 一、經理關係規程ノ制定ニ關スル事項
- 二、設立及ビ開業準備費用ノ豫算及ビ決算ニ關スル事項
- 三、會社ノ豫算ノ作成ニ關スル事項
- 四、其ノ他一般經理ニ關スル事項

###### 會計第二班

- 一、設立及ビ開業準備ニ要スル資金ノ調達ニ關スル事項



- 二、既存ノ社債及ビ借入金ノ處理ニ關スル事項
  - 三、金錢及ビ物品ノ出納保管ニ關スル事項
- 購買班

- 一、資材及ビ機械類其ノ他ノ購入ニ關スル事項
  - 二、建設及ビ工事請負契約ノ締結ニ關スル事項
- 石炭班

- 一、石炭ノ購入ニ關スル事項
  - 二、其ノ他石炭ニ關スル一般事項
- 貯藏品班

- 一、貯藏品ノ承繼ニ關スル事項
- 三、營業係

總括班

- 一、營業關係規程ノ制定ニ關スル事項
- 二、本、支店及ビ出張所ノ管轄區域ノ設定ニ關スル事項
- 三、其ノ他開業準備ノ營業ニ關スル事項

關東班

關東方面ニ於ケル

- 一、新規電力受給契約ノ締結ニ關スル事項

- 二、既存電力受給契約ノ承繼ニ關スル事項

關西班

關西方面ニ於ケル

- 一、新規電力受給契約ノ締結ニ關スル事項
- 二、既存電力受給契約ノ承繼ニ關スル事項

西部班

其ノ他ノ方面ニ於ケル

- 一、新規電力受給契約ノ締結ニ關スル事項
- 二、既存電力受給契約ノ承繼ニ關スル事項

四、技術係

出資班

- 一、出資設備ノ引繼ニ關スル事項
- 二、出資設備ニ附随スル權利義務ノ承繼及ビ新規設定ニ關スル事項
- 三、技術係ニ屬スル一般庶務事項

給電班

- 一、電力配給設備其ノ他電力配給實施ノ準備ニ關スル事項

送變電班

- 一、送變電設備ノ運轉及ビ保守ニ關スル諸規程ノ制定並ビニ人員ノ配置ニ關スル事項



- 二、送電設備ノ運轉、保守及ビ改良工事用資材及ビ機械類ノ調達準備ニ關スル事項
- 三、其ノ他開業準備ノ技術ニ關スル事項

火力班

- 一、火力發電所用石炭並ビニ運轉、保守及ビ改良工事用資材及ビ機械類ノ調達準備ニ關スル事項
- 二、火力發電所ノ運轉、保守ニ關スル諸規程並ビニ人員ノ配置ニ關スル事項
- 三、其ノ他火力發電所ノ運轉、保守ニ關スル一般事項

五、建設係

庶務班

電氣班

土木班

機械班

建設事務所

分掌事項ヲ定メズ

設立事務並びに開業準備事務に従事すべき職員は、日本發送電株式會社設立後出資各事業者より従業員引繼の關係もあり、なるべく關係事業會社の従業員中より採用するを適當とするので、各電氣事業者より援助を受けることにした。仍て準備事務の進捗狀況に従つて數期に互り各事業者に所要人員を割當て推薦を依頼した。その方は、各事業者別にその期毎の所要人員數を割當て、なほ特に適當と認むる人物については、これを指名して、所要割當數の中に加へられたき旨を希望した。かくて第三期末までに左の如き人員を整備した。

第一期（昭和十四年九月末まで） 九七名

第二期（昭和十四年十一月末まで） 一一一名

第三期（昭和十五年一月末まで） 二七名

計 二八八名

備考 技術、建設兩係の第二、第三期入所人員は、第一期の入所者に依り研究の結果決定すること、したため、總人員と内容人員とは附合せず。

昭和十五年二月以降は大同電力株式會社の全設備、一切の權利義務が新設會社に移行することになつたため、その全従業員も亦これを引繼ぐことに決したので、設立事務所の人員も急増するに至つた。爾來漸次人員が増加するに従つて、それらの人々は分掌規程に據り經歷其の他の必要事項參考の上それぞれの係、班に配屬され、各班の主任者も亦屢々變更を見た。設立事務所は、内部の連絡は勿論、準備局各課との連絡不統一を見るやうなことは殆んどなかつた。設立事務所の最後の陣容は總計六百三十名の人的整備を見たが、これらの人々は一體となつてそれぞれの事務を分擔處理し、全く血みどろになつて各々その責務を果した。設立事務所の主なる陣容は左の如くであつた。

日本發送電株式會社設立事務所事務分掌

總務係	出弟二郎
秘書班	飯尾繁
庶務班	小林宇市
文書班	清水元壽
株式班	



厚生班	經理係	會計班	購買班	石炭班	貯藏品班	營業係	總括班	關東班	關西班	西部班	技術係	出資班	給電班	送變電班	火力班	建設係
石川 惇平	落合 高次	落合 高次	平逸 平	平逸 平	關龍 一	鍋島 卯八	山本 善次	菅 琴 二	工藤 正平	淺倉 丈夫	森 壽五郎	內ヶ崎 贊五郎	中村 富士太郎			

庶務班	電氣班	土木班	機械班
櫻井 國太郎	田邊 文之助	淺野 猶龍	齋藤 三郎
米田 正太郎	石川 榮次郎	安藤 新六	松田 文次
山倉 嘉一郎	赤澤 政五郎	小田 島精作	

なほ勤務員の服務に關する内規も左の如く定められた。

設立事務所服務内規

日本發送電株式會社設立事務所ノ服務ハ左記各項ニ依ル本内規ニ別段ノ定ナキ事項ニツキテハ事務長ノ定ムル  
トコロニ依ル

(一) 執務時間 (自十月一日至三月末日)

一、事務所勤務者

職員

自午前九時至午後五時



備 人 自午前八時至午後五時

二、事務所外勤務者（測量其ノ他ノタメ）

職員、備 人 自午前八時至午後五時

土地ノ状況又ハ事務ノ都合ニ依リ執務時間ヲ變更シ又ハ残業ヲ命ズルコトアルベシ

(二) 休 日

一、事務所内勤務者

大祭祝日、日曜日、年始三日、年末一日

二、事務所外勤務者（測量其ノ他ノタメ）

大祭祝日、年始三日、年末一日、一ヶ月二日（但シ其ノ月ノ出勤日數十五日ニ滿タザルトキハ一日）

事務ノ都合ニ依リ休日ト雖モ出勤ヲ命ズルコトアルベシ

(三) 休 暇

原則トシテ之ヲ認メズ但シ己ムヲ得ザル場合ハ事務長ノ承認ヲ得テ設立事務所開設中一ヶ月ニツキ一日ノ割

合ヲ以テ休暇ヲ與フルコトヲ得

(四) 事務所員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出勤スルコト能ハザルトキハ速ニ届出ツベシ但シ病氣缺勤七日以上ニ互

ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添付スベシ

(五) 忘 服

父母及ビ配偶者 七日

祖父母及ビ子女 五日

兄弟、姉 妹 三日

(六) 簡閱點呼及ビ徵兵検査休暇

點呼及ビ検査當日休暇ヲ與フ

(七) 勤 務 演 習

勤務演習ノタメ召集セラレタルトキ其ノ期間並ビニ勤務地ト出向地間往復日數ニ付休暇ヲ與フ

(八) 誓 約 書

事務所員就職ノ際二週間以内ニ所定ノ誓約書ヲ差出スベシ

設立事務所ノ陣容が稍、整つて來たのは、藤井準備局長が現職のまま、設立事務所事務管掌となつた十月半ば頃からのことであつた。昭和十四年四月一日の日本發送電株式會社設立まで剩すところ僅に五ヶ月餘、その間に準備局と一體となつて三十三事業、六億四千萬圓にのぼる尨大なる出資設備の引繼を始め、萬般の設立準備から本社並びに全國支店、出張所の一齊開業準備を終了せねばならぬのである。設立事務所一丸となつて如何に超人的努力を拂つたかは、尨大複雑なる事務の分量と極めて短小なる準備期間との較量に於いても十分観察することが出來やう。

當初準備局としては、設立事務所の開所決定と同時に、階上階下を通じ約七十坪ばかりの事務室を準備した。然るに設立事務所ノ實際は十月末より増員相次ぎ、到底この程度の事務室では收容し切れぬ状態となつた。そこで更に準備局各課の配置に種々な模様換へを施したり、株式班を日本興業銀行の一室に移轉したりして事務室の擴張に八方繰り合せをつけた。されど、會社設立期の切迫と共に人員の増加は怒濤の如き勢ひを以つて迫り、遂には執務にも差支へる程の超満員に達した。かくの如き状態になるであらうことは、十月頃既に豫想されたこと



ろであるので、その當時から丸ノ内を始め八方に借室の物色に奔走したのであつたが、恰も丸ノ内にはバラックの建築が絶対に許可されなかつたのと、軍需工業の躍進に伴ふ事務室の拂底とに因つて三十坪のスペースすらも入手困難な實情であつた。併しながらこの状態を何とか突破せぬ限りは、終局に於いて會社の設立並びに開業に重大支障を來すことになる。然るに幸ひなことには、東京都市遞信局長飯野毅夫氏、同局經理課長加藤雄一氏等の好意に依つて、當時電話局高田分局の新造建物の空室を三月まで一時借用し得ることゝなつた。これに技術、建設關係の係員約三百五十人を收容することが出來て、事務の遂行に支障なきを得たのは特筆して感謝さるべきことである。

かくて所員達は凡ゆる不便、困難を超克し、暖房装置不十分なるバラックに於いて、連日連夜殆んど不眠不休の活動を續けたのであつた。日曜日祭日も、休養らしい休養をとることが出來なかつた。執務が深更に及ぶことは決して珍らしいことではなく、曉暗の電燈下に外套を被つて寒氣と戦ひつゝ、執務を續け、窓外の霜の厚さに驚くやうなことも屢々であつた。時間の概念を無視して晝夜うち續く激務に従ふ所員達にとつては、自己の保健上の問題などに考慮を拂つてゐる暇などはなかつた。人間の意力といふものがどれくらゐ持ち耐へられるものであるかの試験臺に立たされたやうに、たゞひたむきに四月一日へ突進するのであつた。中には、四十度の高熱を發しながらも、なほ且つ無遅刻、無缺勤で頑張り通した者さへあつた。當時に於いても、最も多く國民の間に愛好された言葉は滅私奉公、公益優先といふ言葉であつたが、設立事務所の人々は身を以つてこれを顯現し、劍をとらざる兵士として、たゞ黙々と戦ひを進めた。

分散してゐる設立事務所各班の連絡如何は事務運行上重大影響ある問題である。仍て各班主任者はこの點に非常な關心を持つた。各班の主任者は、毎週金曜日に、丸ノ内ホテルで午餐會を開き、各班間の事務連絡打合を行

つた。出席者はいづれも極めて多忙であつたにも拘はらず、各自の分擔事項に捉はれることなく、全般的に考量して執務の一體化を期した。この午餐會は、各班の連絡上大なる効果を齎らした。設立事務所員の多くは異つた多数電氣事業者から參加した人々であり、随つて同一事務所に勤務するとはいへ職員相互間には面識なき者も相當に上つたが、この午餐會はこれが圓滑なる運行上最も効果的な働きを爲し、日々の繁激なる事務を支障なく進捗せしむることが出來たことは勿論であるが、同時に此の會合が會社設立後の中堅層の和親協同の氣風を醸成する温床ともなつたのである。

設立事務の進行状況を各項目別に概観すれば左の如くであるが、その際には右の如き設立事務所員の献身的努力が秘められてゐるのである。

## 第一節 總務係關係事項

日本發達電株式會社は設立と同時に開業を必要とする特殊會社である性質上、その事務は單なる會社設立事務にとゞまらず、會社設立直後からの業務方針をも攻究準備せねばならなかつたので、その事務も自から複雑多岐を極めたのであつた。以下摘録する所はその概要である。

### 人事關係

從業員採用の方針については、豫て準備局との打合せに基き昭和十三年九月中旬より逐次新規採用を開始した。而して所要人員補充の件については時々打合會を開き、各電氣事業者とも折衝を重ね、その補充に努めた。昭和十四年三月、各種學校を卒業すべき者にして本會社へ入社希望の者に對しては、東京在住者については昭和十三年十二月七、八兩日に亘り、關西方面居住者については同十四日それぞれ採用試験を行つた。而して右兩度



の試験の結果採用決定せる者は、大學、專門學校卒業見込者に於いて十九名、中等學校卒業見込者に於いて七名であつた。

昭和十四年四月一日本會社に引繼がるべき出資事業者の従業員の待遇その他に關しては、前年來種々審議を重ねてゐたが、昭和十四年一月中旬漸くその大綱を決定した。なほ出資範圍の決定と共に出資各會社發變電所主任技術者に對し、日本發送電株式會社の承繼事務を委嘱してゐたが、設立事務の進展に伴ひ更に昭和十四年一月二十日附を以つて出資二十五社各保線區主任技術者に對し、同様承繼事務を委嘱した。

給仕採用豫定員については内一部を昭和十四年三月高等小學校卒業生より採用することとし、考査の結果三十餘名を採用決定し、三月卒業を俟つて就職せしめた。

#### 庶務關係

日本發送電株式會社本建物及び敷地の件——將來の會社社屋及び敷地については夙にこれが調査を進め、有力なる社屋及び敷地の候補を物色中であつたが、希望條件に添ふものなく、己むなく昭和十三年十一月上旬小石川造兵廠跡の敷地約三千坪の官有地を借受け、此處に半永久的バラックを急設することに方針を決定した。(註、當時は丸ノ内にはバラックの建築を禁ぜられてゐた。其の後資材の不足から本建築の見込當分困難となり、解禁せられるに至つた。)右方針は同月三十日設立委員長の決裁を経ると共に、相前後して大藏省營繕管財局との交渉も調ひ、十二月中旬警視總監宛建築申請書並びに鐵鋼工作物築造許可申請書を提出した。なほ敷地借受條件に關しては大藏省稅務監督局と協議の結果、使用期間は昭和十三年十二月二十日より向ふ十五ヶ年間、使用料は年額三萬二千圓、三年毎に更改のことに決定した。右建築工事請負契約は大倉土木株式會社との間に締結された。地鎮祭は昭和十四年一月十八日執行され、祭官は神田明神神官これに當り、當日は準備局より大和田長官、藤井次長、有田總務課長、青木事務官、設立事務所より出、飯尾、石川、小林、淺

倉、櫻井各主任、大倉土木より、武富取締役等が參列した。第一、第二兩棟は二月九日上棟式を舉行、第三、第四兩棟も相次いで中旬に上棟式が行はれた。これら社屋建築工程は頗る順調に進捗し、一部仕上げを除いて三月中に大體完成を見た。社屋はバラックながら屋内電燈配線、暖房、給水、採光、衛生等その他の諸設備と併せ完備したものである。

なほ新居濱出張所社員合宿所工事も二月二十五日地鎮祭執行、福岡出張所家屋改築工事もそれぞれ所定の期間に完了した。

會社職制の件——會社職制に關しては昭和十三年十一月より打合會を開いて基礎案を攻究し、準備局と協議の上成案を決した。なほ社則、給與規程、退職手當規程、旅費規程、勤務手當規程、支那事變應召者給與規程、宿舍規程、當直規程、徽章佩用規程、近距離出張中賄料支給規程、社員規程その他雜規程等もそれぞれ攻究成案を得た。

事務室借入の件——準備局各課に分散せしめて事務所の狹隘を緩和しつゝあつた設立事務所は、時日を経るに従つて人員愈々増加し、益々狹隘を告げるに至つたが、準備局内にも全く餘裕なきに至り、分室増設は避け難き情勢となつた。そこで昭和十三年十一月中旬より、建設未使用中の逓信省電話局高田分局の局舎を臨時借用することになり、十二月早々技術係及び建築係がこれに移轉した。なほこれと相前後して株式班が日本興業銀行ビル四階に移轉した。

社章懸賞募集の件——本社を表象すべき社章の制定に關しては、これが圖案を廣く一般公衆より懸賞募集することとし、昭和十三年十一月二十七日讀賣新聞に廣告したるを始めとして東京朝日、東京日々、大阪朝日、大阪毎日の各新聞に廣告した。締切日たる十二月十五日に於ける應募總數二六、四二四通に達し、審査の結果松田正



雄君（仙臺市）の作品が一等に入選し、以下三等迄の入選者を決定した。

支店、出張所開設の件——大阪、名古屋、廣島、福岡、富山、新居濱の各市に設立事務所、出張所を開設することになり、昭和十三年十二月上旬より大阪市へは住田囑託、その他の市へは飯尾囑託がそれぞれ出張し開設準備を整へた。大阪出張所は十二月十五日に開設され、以下順次それぞれ開設を見た。

その他——社員共済機關として互助會設立に伴ひ本會會員の福祉設備に資する一助として購買賣店を設け、これに切手賣捌及び煙草小賣等をも行はしむることとした。

#### 文書關係

先づ分掌事務處理の必要上各係に事務分掌班を設置し、發受信文書取扱内規及び稟議書取扱内規等を制定、昭和十三年十一月より實施した。

定款の件——本社定款は昭和十三年十二月二十日開催の設立委員會特別委員會に於いて議決されたるを以つて直ちに遞信大臣に對しこれが認可申請を爲し、同日附を以つて認可を受けた。然るにその後に至り設立委員長及び設立委員の一部變更に伴ひ、定款の一部變更の必要が生じたので、右については昭和十四年一月二十四日附で遞信大臣に定款一部變更認可申請を爲し、二月四日附を以つて認可を受けた。

事務處理豫定表作成の件——設立事務の進捗に伴ふ準備局と設立事務所との事務連絡の便に資するため、昭和十四年一月より昭和十四年三月三十一日に至る迄の設立事務所に於ける事務處理豫定表を作成した。

#### 株式關係

設立事務所を開設すると共に株式募集に關する具體的方針を攻究し、先づ縁故募集株に關する割當方針を決定したる外、株式募集取扱手数料その他一切の事務手續を定めて萬遺憾なきを期した。

株式募集の件——株式募集事務を日本興業銀行に委託の件については、昭和十三年十二月二十日稟議決裁を経て同銀行と契約を締結した。

なほ右に關し關係者の協力を求むるため十二月二十二日東京會館に各證券業者を、同二十四日遞信大臣官邸に各金融業者をそれぞれ招待して午餐會を催し、藤井設立事務所事務長より募集要項を説明し、應援協力を要望した。而してこれら募集事務は新年に入りて活潑なる行動に移り、一月七日先づ十數萬人分の公募分諸印刷物を發送した。同九日より新聞廣告を開始し、東西一流新聞を始め、本社の支店、出張所所在地たるべき地方の新聞三十數紙に五段抜き六百行の廣告を前後四日間に互つて掲載した。これに加ふるに全國三等郵便局長宛約五百通の印刷物を發送したるに相當の反響を示し、且つ證券團には數倍の豫約申込あり、前景氣は可なり良好と認められた。一月四日の政變に依つて設立委員中一部變動ありしも、諸印刷物は從來の儘とした。なほ設立事務關係者よりの株式申込に對しては特別の取扱を爲すことに決した。

これら株式募集については銀行及び信託六十九店、證券團四十八店を督勵して募集せる結果、頗る好成績裡に一月十六日一般株式の申込を締切つた。その數は二萬四千口、三百六萬株で、公募株數の七倍半強に達した。各取扱店より送附される申込證その他の書類の整理のために臨時雇十數人を要し、興業銀行と協力の上これを處理緣故及び公募株の割當表並に株式割當及び拂込通知狀を作成、二月一日附を以つて發送し、二月三日より全國銀行及び信託會社六十九拂込取扱所に於て一齊に株金拂込及び申込證據金返戻の受付を開始した。

#### 厚生關係

設立事務所には既には夙に一般従業員の厚生施設に關する基礎的研究を進め、準備局と緊密なる連絡の下に厚生省その他關係者と協議の上それぞれ具體的の方策を決定した。



健康保険組合設立に關する件——昭和十三年十二月二十一日電氣俱樂部に於いて發送電健康保險組合設立に關する關係業者の打合會を開催し、左の如き要綱を決定した。

- 一、分割可能なる組合は昭和十四年一月中旬迄に一應組合分割の手續を執ること
- 二、分割に因つて生ぜざる組合はそれぞれ二月初旬迄に新設合併の方法に依り日本發送電健康保險組合設立の手續を執ること

三、設立認可申請は遅くも三月初旬にこれを爲すこと

- 四、分割不可能の組合は四月一日附事業削除或ひは資格喪失の手續を執り削除又は資格喪失と同時に分割組合の一に編入の手續を執ること

五、組合財産は公正に分配の方法を講ずること、なほ分割せざる組合に在つても同様の趣旨に依り處置すること

これら組合の新設合併並びに事業編入の組合合併決議同意は昭和十四年二月下旬大體これを終了した。

引繼従業員給與に關する件——設立事務所開設間もなくこれに關する調査を進めてゐたが、昭和十四年一月中旬これら基礎調査を終了、引繼員給料査定調査を作成して準備局と協議の上引繼の圓滿を期した。

互助會の件——會社設立後に於ける福利機關の母體として設立事務所に所員互助會を設け、昭和十四年二月一日より會務を開始した。

國民職業能力登録に關する件——所員並びに引繼従業員中の要申告者の登録手續に關しては、厚生省當局と協議を重ねた結果、左の如く手續を簡略にすべき旨の指示を受けた。

- 一、施行規則第四條に係る異動申告は「手帳」に記入するに止め、紹介所長への送付はこれを爲さず
  - 二、發送電へ従業員引繼の際右異動申告記入の手帳を發送電に於いて引繼ぎ、發送電は發送電の申告と前事業主の申告とを併せ行ふ。而してこの手續は厚生省より各紹介所長へ通達する筈
  - 三、申告例第四條の所謂「使用者」は工場管理人にても可なること。なほ設立事務所員中の要申告者については設立事務所に於いて手續に違算なきを期すこと
- 作業服の件——屋内作業に従事する者に對する作業服地五千着分を二月中旬手當した。

## 第二節 經理係關係事項

### 會計關係

設立事務所豫算、經理關係諸規定を編成又は制定する一面、設立事務所の必要なる資金に關しては日本興業銀行より融通を受くることを決した。昭和十四年二月中旬會計整理規程、豫算編成規程、決算手續規程、未必勘定整理規程、減價銷却規程等の成案を得た。同下旬には會計帳簿様式、勘定整理科目等が正式に決定し、第一回株式拂込金二四、四七九、八七五圓の受入を爲し、大同電力承繼資産の評価額が決定した。

### 購買關係

設立事務所の設置と共に購買班は事務用机、椅子、金庫、書棚、タイプライター、計算器、印刷機その他消耗品の購入及び整備に多忙を極めた。これらの物品購買が一段落を告げると、電氣關係統制物品の種類や價格に關する調査を進めた。殊に出資設備關係鐵鋼所要量等は時局下重要なる案件であるので、出資三十三社に對し調査提出方を依頼して、取敢へず第二期分四月より六月に至る迄の見透しをつけた。電話線並びに電線用銅等につい



ても同様周密な調査を行った。昭和十四年二月下旬には物品購買規程を作成して購買関係の統一を図ることになった。

#### 貯蔵品関係

昭和十四年一月中旬に至り引繼貯蔵品契約書案並びに引繼貯蔵品目録用紙を各事業者に發送し、一方準備局と打合せの上これが審査方法を決定した。かくて審査を進めると共に會社開業後の配給機構に關し主要各社へ出張調査を遂げ、二月下旬原案を得た。

#### 石炭関係

出資關係石炭引繼審査を爲すと共に昭和十四年四月一日以降一ヶ年間の所要石炭に關し、その納入者別、銘柄別、數量別、發電所別等の調査を行ひ、所要石炭買付については昭和石炭株式會社關係各社及び互助會、アウトサイダー關係者に購入方を手配した。なほ一月三十日には東京會館に於いて石炭業者、商工省及び樺太廳、準備局關係者並びに設立事務所關係者の懇談會を開催した。

### 第三節 營業係關係事項

營業各班の共通事項として先づ準備局關係各課と逐次打合せの結果受電契約要項、受電發電所の種類別調査等を整備完了し、最低責任電力並びに電力量の計算に關する調査を遂げた。

新に檢定を受くべき計器に關しては、各事業者及び試驗所の都合打合のため昭和十四年一月中旬東京、名古屋、大阪、廣島、福岡の各地に於いて懇談會を開き、主として出張檢定日程、各現場の試験設備、使用機器の運搬方法等の具體的項目について打合會を開いた後一月二十五日より三月末日迄六班に分れて檢定完了した。

なほ一月十一日以降三月に至る迄各事業者と電力受給調査打合會（供給關係）を續行してこの種業務の圓滑を期した。

### 第四節 技術係關係事項

人員の整備が逐次充實すると共に準備局關係各課と連絡をとりつつ、配電組織の計畫、配給管區の決定、出資設備調査の調査、これに關聯する設備の整備事項、人員配置計畫、各變電所の結線圖表作製、各送電設備概要調査、數會社の電話回線圖作製、送電線路經過圖及び送電系統圖の調製等に關する事項をそれぞれ取極めた。

#### 給電關係

昭和十三年十二月上旬中央指令所の設計成り、給電用指令電話の成案も得た。關西六〇サイクル系給電用電話に關しては、新設を必要とする部分、更に借用を必要とする部分、改良を要する部分等を個別的に調査し、準備局の協力を依頼すると共に送變電係に當該工事を依頼した。

各電力會社より遞信省に提出したる電力潮流実績圖を基とし昭和十四年四月以降の潮流を如何にすべきやの成案を作成する一方、給電指令所の現設備を調査し交換臺、指令盤等少くとも昭和十四年四月迄に必要とするものにつき詳細なる設計を爲した。更に變電所並びに送電線路の名稱統一を圖り、給電規定を作成し、一月下旬より給電指令員の養成を開始した。

#### 送變電關係

各地に於ける出資送變電設備の現地調査を行ひ、その中特に運轉委託關係を生ずべき箇所については運轉委託契約案を作成した。更に使用料金、委任料等の算定基準案についても遺憾なきを期し、送電線路保守規程、變電



所事務處理要綱並びに現場手當に関する諸規程等を立案した。

#### 火力關係

先づ各火力發電所設備明細書記入様式を作製し、現場調査の方法、項目等を決定したる後、一月十日より十六日迄各火力發電所昭和十四年度豫算その他につき各所長の出頭を求めて懇談した。

火力發電所設備出資に附隨する専用、共同、運轉及び保守、委託等に關してはそれぞれ契約案並びに明細書を作製し、最近三年間各發電所發送電力量、石炭消費量その他引繼貯炭量及び計畫に關する調査を遂げた。なほ各發電所第二期分所要鐵鋼申請に關する件、早急を要する貯藏品材料手配に關する件、發電所特別修繕工事表作成に關する件等それぞれ整備した。

一般工場法の適用を受くるもの並びに工場法取締規則の適用を受くるものに對しては、厚生係に於いて其の手續をなした。

#### 出資關係

出資設備の既契約繼承に關する件、火災保險契約の繼承、官公署關係の繼承に關する件は、引繼用調書作成と並行して處理手續順調に進捗し、これら出資會社と本社との間に締結さるべき各種新規契約書等も一月上旬それぞれ原案を決定した。而して出資會社より引繼ぐべき不動産の登記並びに工場財團の登記については、準備局と打合せの上二月中それぞれ手配した。

特に出資會社對本社間新規契約及び設備引繼に關しては處理の圓滑を期するため二月上旬東京、大阪、福岡の三ヶ所に於いて出資會社側と懇談會を開いた。

#### 第五節 建設係關係事項

將來の大建設工事の圓滿遂行を期するため職制につきこれに沿ふ様具體案を作成すると共に建設に着手すべき左記事項に關してはそれぞれ必要な調査及び手配を執つた。

#### 電氣關係

山口縣打梨發電所、徳山發電所間送電線路新設工事——右については電力管理準備局長官よりその建設設計及び工事につき準備命令通牒ありたるを以つて、該工事準備の委託會社たる日本電力と打合の上昭和十三年十一月上旬各關係地方長官及び吳鎮守府司令長官宛にそれ〴〵測量その他に關する許可申請書を提出し、電線、鐵材等入手の手續を執つた。而して翌年二月下旬には踏査及び縱斷測量大體完了し、平面測量、鐵塔基礎細部測量、鐵塔設計、鐵塔用地交渉等それぞれ豫定の如く進捗した。

日本電力神戸變電所變壓器増設並びに神戸線昇壓工事——右に關しては昭和十三年十一月中旬引繼方法に關する下打合を行ひ、引續き引繼契約書を作成、豫定の如く處理した。

熱田變電所、中部共同火力連絡線新設工事——必要な調査、手續を執り建設準備に着手した。

大井、笠置間送電線路新設工事——使用電線につき十一月中旬より調査を進めると共に、工事準備に關し大同電力に委託の件は一月十六日契約成り測量、設計等は用地の交渉と相前後して二月中旬大體完了した。

木佐木變電所並びに木佐木、羽犬塚間送電線路新設工事——命令通牒に接するや直ちに設計に掛り、所要變壓器の仕様並びに變電所電線接続方式の決定を急ぎ、所要地買収交渉を進めた。右については東邦電力會社との間に工事引繼契約を交した。木佐木變電所建設命令は十二月三日發せられた。なほ木佐木、大川間送電線路新設工



事も準備が進められた。

熊見発電所一〇KV對六〇KV連絡變壓器新設工事——用地狹隘にして適當なる變壓器設置箇所見當らず、仍つて現地出張の上仔細に調査を遂げた。

川中發電電力受電計畫——本年竣工すべき川中發電所の發生電力受電方法については詳細調査を進めた。

超高壓送電に關する研究——本邦主幹送電線として近く實現さるべき超高壓送電に關しては設計並びに工事施行上豫め研究、調査し置くべき問題甚だ多く、且つこれらは急速に進捗せしむべき必要あるを以つて、十一月中旬先づ超高壓送電計畫研究會を準備局計畫擔當者間に設け、共同研究を進めた。この研究に依つて超高壓送電線の設計、使用電線の調査研究が遂げられた。特に電線の研究は最も緊急を要するに鑑み、コロナ發生に伴ふ各種の影響並びに電線附屬品等につき周到なる調査が行はれた。

吳變電所擴張工事——擴張命令あると同時に設計に着手し、着々進捗した。

廣島、福山、尾道、鳩ヶ谷各變電所工事等も具體的設計が進捗した。その他黒部、笹津間送電線の設計も踏査準備が開始された。二月十日には小野田、西條、小倉、東京(川崎)、清水各發電所の建設工事着手命令が發せられた。

#### 機械關係

建設又は建設準備命令を受けたる各發電所用主要機械購入見積、貯炭引繼等に關し個別的に調査を遂げそれぞれ必要な整備を爲した。

#### 土木關係

圖面様式制定並びに諸計算公式、各水力地點實施設計作成を進めた。即ちこの種係として調査設計に當れる主

要水力地點は左の如くである。吉ヶ瀬、高清水、神ノ瀬、君田、澄川、久野脇、箱島、嚴松、班溪、江卸、川俣、黒部、市荒川、尾山、津賀各發電所地點及び黒部發電所地點關係川治、黒部間工用輸送道路改修計畫等である。

### 第六節 大阪出張所關係事項

設立事務所大阪出張所は昭和十三年十二月十五日大同電力大阪支店の一部を借受け開設され、開業準備事務の一部はこの出張所に於いて進められた。

翌年一月中旬には出張所に於ける人員整備のため都島工業學校三月卒業豫定の者にして本社入社希望の者に関する第一次採用詮衡試験を行つた。

昭和十三年十二月十七日より日本興業銀行大阪支店と當座取引を開始した。

當所に於ける一般事務は設立事務所と並行して、主として關西方面に於ける出資、承繼、建設等諸般の處理に協同の役割を果した。



## 第二章 日本發送電株式會社設立委員會

### 第一節 設立委員任命並びに顔合せ會

日本發送電株式會社設立委員は、昭和十三年九月六日任命された。該委員會の構成内容左の如し。

委員	長	遞信大臣	永井柳太郎
委員	法制局長官	船田	中
委員	内務政務次官	勝田	永吉
委員	大藏政務次官	太田	正孝
委員	司法省民事局長	大森	洪太
委員	臨時物資調整局長	竹内	可吉
委員	遞信政務次官	田島	勝太郎
委員	遞信次官	小野	猛
委員	遞信參與官	犬養	健
委員	電力管理準備局長官	大和田	和悌
委員	保險院長官	進藤	誠一
委員	貴族院議員	兒玉	秀雄
委員	貴族院議員	井上	匡四郎

委員	貴族院議員	矢吹省三
委員	貴族院議員	岩田宙造
委員	衆議院議員	三土忠造
委員	衆議院議員	秋田孫一
委員	衆議院議員	依田善次郎
委員	從三位勳一等	堀切善次郎
委員	從三位勳一等	磯村豐太郎
委員	正六位勳六等	井坂孝三郎
委員	勳六等	小林一三
委員	勳六等	大谷登雄
委員	勳三等	南條金吉
委員	勳三等	安宅彌九郎
委員	勳三等	門野重九郎
委員	從三位勳四等	黒木三九郎
委員	從三位勳四等	中井勳作
委員	勳二等	根津嘉一
委員	勳二等	石黒忠篤
委員	正三位勳三等	結城豐太郎
委員	從三位勳四等	結城豐太郎







同	電力管理準備局書記官	大野勝三
同	電力管理準備局書記官	古池信三
同	電力管理準備局事務官	太田喬
同	電力管理準備局事務官	小野又藏
同	電力管理準備局事務官	白根玉喜
同	電力管理準備局技師	森橋三秀
同	電力管理準備局技師	高橋三郎
同	電力管理準備局技師	加藤鎌二郎
同	電力管理準備局技師	後藤清太郎
同	逓信省事務官	青木市治
委員附書記	電力管理準備局屬	伊藤清人
同	電力管理準備局屬	永井虎雄
同	逓信屬	立石熊市
同	逓信屬	小田滿雄
同	逓信屬	小寺孫一郎

右設立委員はその第一回會合を昭和十三年九月十五日正午東京會館に於いて開催した。一同は先づ顔合せの意  
味で午餐を共にした後會議に移つたのであるが、右午餐會の席上永井逓信大臣並びに結城日本銀行總裁はそれぞ  
れ次の如き挨拶を述べた。なほこの午餐會には當初近衛總理大臣も出席の豫定であつたが、俄に西園寺公訪問の

ため出席不可能となつた。併しながら左の關係各大臣の出席があり、且つ瀧企畫院總裁は特に會議の最終迄臨席  
した。

司法大臣	鹽野季彦
内務大臣	末次信正
大藏大臣兼商工大臣	池田成彬
陸軍大臣	板垣征四郎
企畫院總裁	瀧正雄

永井逓信大臣挨拶

本日、日本發送電株式會社設立委員會最初の會合を機會と致しまして、本席を設けましたところ、御捕ひ  
御來駕下さいまして洵に有難う御座います。  
設立委員各位に於かれましては、時節柄公私共極めて御多忙の折柄にも拘はりませず、特に日本發送電株  
式會社設立委員たることを御快諾下さいましたことは、私の最も欣幸とする所であり衷心感謝に堪へない次  
第で御座います。なほ電力國家管理關係諸法律の通過成立に當りまして示されました各位の深甚なる御配慮  
と格別なる御支援に對しまして、厚く御禮申上ます。

御承知の如く、電力國家管理のことは、國民生活の内容を嵩め、資源の完全なる活用を圖り、國民經濟を  
再建設すると共に、國防上の要求に應へ、以つて國運の興隆に資せんとする基礎的國策でありまして、その  
成果の如何は今や國民の刮目注視する所となつて居るので御座います。  
今般新に設立する日本發送電株式會社は、電力國家管理上重要なる發電及び送電事業の獨占經營に當り、



政府本来の事務と相俟つて電力管理の實を擧ぐべき國策的機關たる職能を與へられて居るのであります。が、その資本は數億圓に上る巨額のものであり、而も資本の大部分が他の一般の場合と違つて、現に活動中の設備の出資を基礎として成立つものであり、なほその上に會社成立の當初から圓滿なる電力の供給を果し得るために創立期間中に於いて開業準備に關する事務をも爲さねばならないのでありまして、設立委員の處理すべき事務は廣汎多岐に涉り、特に時局の影響をも受けて幾多重要にして困難なる問題を含むものと考ふる所以であります。随つてこの事務の遂行については、單に各方面の協力を得、官民協心戮力するといふだけでは不十分であつて、更に委員その人に權威者を得ることが第一の要件であるのであります。

この意味に於いて各位がいづれも極めて御多用の御身であらせらるるに拘はらず、特に本會社設立委員たることを御快諾下さいましたことは、實に私共の安心であり且つ喜びであるばかりではなく、眞に邦家のため慶賀に堪へぬ所でありませぬ。

今後各位に於かれては、何卒本會社が圓滿に成立し速にその活動を開始し得られます様、その設立事務及び開業準備に關する諸般の事項につき、格別御盡力あらんことを切に希望致す次第で御座います。

本席は極めて粗酒粗餐何の御構ひも御座いませぬが、十分御歡談下さらば幸甚に存じます。終りに臨み電力國家管理のことが重要國策の一たる故を以ちまして、公務極めて御多端の際にも拘はりませぬ、特に御差繰り下さいまして關係各大臣の御臨席を得ましたことは、洵に感激に堪へないところでありまして、本日の光榮として厚く御禮申上ます。こゝに盃を擧げて各位の御健康を祝し度いと存じます。

#### 結城日本銀行總裁挨拶

甚だ僭越では御座いますが、私より御挨拶を申上ます。

本席は我々設立委員のために來賓各閣下の御臨席の下にかくも御鄭重なる御響應に預りまして、洵に有難く厚く御禮申上ます。

不肖我々、今回日本發送電株式會社設立委員を仰付けられましたが、果してこの重責を果し得るや否や懸念に堪へないので御座います。

申す迄もなく、電力國家管理の確立は我が國資源の完全なる活用を圖り、生産力を擴充することに依りまして國家民生の伸暢を期し、國防上の要求にも應へ、以つて國家興隆の基礎を擴大強化せんとする基礎的國策でありまして、一日も速にその政策の實現を圖り、東亞永遠の平和の確立に貢獻しなければならぬと存するのであります。貴衆兩院に於いて未だ嘗つてその例を見ざる極めて慎重にして、且つ熱心なる審議を盡されました結果、幸にして電力國家管理に關する諸法律が通過成立を見ましたことは、邦家のため洵に慶賀に堪へない次第で御座います。こゝに設立委員一同を代表しまして、永井遞信大臣閣下を初め政府御當局の御盡力に對しまして、衷心より感謝の意を表する次第で御座います。

今般新に設立されんとする日本發送電株式會社は、大臣の御説明されたる如く我が國電力經濟の中樞的存在をなすものであり、本會社の設立及び開業準備に關する諸般の事務が適正且つ圓滑に遂行せらるるや否やは、電力國策實施の成果に至大の影響を及ぼすものなることは言を俟ちませぬ。不肖我々、本會社の設立及び開業準備に關する事務の處理に當ることに相成りましたが、果してこの難中難事業を圓滿に解決し得るや否や懸念に堪へないので御座います。が、本事業の重大性に稽へ誠心誠意努力致しまして、電気事業刷新の鍵とも謂ふべき本國策の運行に關しまして、盡龍點睛を缺くこと無きを期し度いと存じます。

本席は厚き御響應に預りまして、洵に有難う御座います。十分頂戴の上歎談を盡し度いと存じます。甚だ



簡單では御座いますが、これを以ちまして御挨拶と致します。

## 第二節 日本發送電株式會社設立委員會議事經過

### 第一回設立委員會

第一回委員會は、設立委員顔合午餐會後直ちに同一場所に於いて開かれた。當日の議事事項は左の如きものであつた。

日本發送電株式會社設立委員會規則ニ關スル件

日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則ニ關スル件

特別委員ノ選任ニ關スル件

開會にあつて永井逯信大臣は設立委員長として左の如き挨拶を述べた。

委員長(永井逯信大臣) それでは只今より日本發送電株式會社設立委員會を開會致します。開會に當りまして一言御挨拶を申し上げ度いと存じます。

私は不肖ながら今回日本發送電株式會社設立委員長を仰付けられましたので、委員各位の御援助と御協力とに依りまして、幸にこの重責を果し度いと存じます。

本會社は、既存の電力設備の出資を基礎とするのでありまして、會社成立のその日から開業を必要と致しまする關係上、本會社の設立委員としての職務は、一般の特殊會社の設立とは多少趣を異に致しまして、定款、事業目論見書及び收支豫算書の作成、株式の募集等の事務の外、開業準備に關する事務、例へば既存會社よりの電力受給契約の承繼、従業員の引繼、石炭その他貯藏物品の引繼等の承繼事務、新規受給契約の設

定準備、建設資金又は資材の調達準備等の事務等複雑な仕事が相當に澤山あるので御座います。皆様はそれだけの方面に於ける權威者として、これらの事務に關しましては特殊の御研究及び御経験を御持ちになつて居られますので、御多忙の時節柄洵に恐縮であります。是非共これらの點について御協力を願ひまして圓満且つ適正なる解決を得度いと存するのであります。何卒宜しく御願御申上げます。

委員會は先づ議事規則の審議に入り、異議なく原案を可決した。即ち内容左の如し

### 日本發送電株式會社設立委員會規則

第一條 日本發送電株式會社設立委員會(以下單ニ委員會ト稱ス)ハ日本發送電株式會社法第四十四條ノ規定

ニ依リ政府ノ任命シタル設立委員長及設立委員ヲ以テ組織ス

日本發送電株式會社ノ設立及開業準備ニ關スル事務ハ委員會ノ決定スル所ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

第二條 設立委員長ハ委員會ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

設立委員長事故アルトキハ其ノ指名スル設立委員其ノ職務ヲ代理ス

第三條 會議ハ設立委員長之ヲ召集ス

第四條 設立委員長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 會議ハ設立委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第六條 議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七條 會議ハ之ヲ秘密トス但シ設立委員長差支ナシト認ムル事項ニ付テハ之ヲ公表スルコトアルベシ

第八條 設立委員長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタルトキハ設立委員ニ非ザル者ノ出席ヲ



求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽クコトヲ得

第九條 設立委員長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタルトキハ特別委員ヲ設クルコトヲ得  
特別委員ハ設立委員長ノ指名又ハ設立委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

特別委員ノ互選ヲ以テ特別委員長ヲ置ク

特別委員長ハ特別委員會ノ會議ノ結果ヲ委員會ニ報告スベシ

委員會ニ關スル規定ハ特別委員會ニ之ヲ準用ス

第十條 本則ニ明文ナキ事項ハ設立委員長之ヲ定ム

次いで大和田電力管理準備局長官は、準備事務進行の模様につき左の如く説明して審議の参考に供した。

**委員(大和田電力管理準備局長官)**

この度設立致しまする日本發送電株式會社は、その設備の建設計畫や料金など、政府で自ら決定致しまする所を受けまして、今後我が國に於ける總べての重要な發電及び送電の業務を獨占經營致し、電力管理の國家目的を達成する重大使命を帯びて居る會社で御座います。随ひまして電力國家管理の目的を貫徹致しまするためには、一面政府としては、その擔當する電力管理業務を適切ならしむるといふことはこれは申す迄もありませんが、本會社の設立事務及び開業準備の事務を圓滿且つ適切に遂行することが、それにもまして重大眼目となるのであります。これより些か御參考までに、電力管理準備局に於きまして今日まで取運びました實施準備事務の經過をあらまし御報告申上げ度いと存じます。

第一には、法制を整備する點であります。電力管理關係諸法律、詳しく申しますれば、「電力管理法」、「日本發送電株式會社法」、「電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律」等でありまして、これらの諸法律が議會を通過致しまして間もなく四月の六日にその官報公布がありました。五月には電力管理準備局の官制が布

かれまして、職員の任命を見、茲に準備事務も漸くその形を整へその緒に就いた次第であります。その後電力管理法の一部施行令を公布致し、更に逓信大臣に於きまして電力管理の重要事項を諮問すべき電力審議會といふものを設置致し、六月にはその第一回會議を開催致しまして、電力管理法第二條及び日本發送電株式會社法第四條の規定に基き、新會社に現物出資をさせまする設備の範圍に關する大綱を付議致しましてこれを決定致したのであります。次は、關係諸法律の中で、本會社の設立及び開業準備に必要な條項の施行に關する命令の制定事務であります。これは内務、大藏、商工、鐵道、農林等の關係各省との間に十分な具體的打合せを遂ぐる必要がありましたので、多少の日子を要しまして、その施行は八月の初旬に相成りました。これを以ちまして本會社の設立に關し必要な法令は全部實施済となつた次第であります。

第二に、日本發送電株式會社に對する出資設備の具體的な調査決定の事務であります。これは新會社及び出資會社の双方の利害に大きな影響があるもので御座いますからその取扱には特に慎重なる態度を執りました。既に八月十一日を以て日本發送電株式會社法第五條の定むる所に依りそれぞれこれに關する通知及び公告の手續を了したのであります。

第三は、新會社設立上の重大問題たる出資設備の評価に關する事務であります。評価に就きましては、その重要性に鑑みまして根本基準は日本發送電株式會社法第九條に明定されて居りますので、準備事務と致しましては、その運用上の方針を定むる必要があるのであります。仍つてこれを過日設けられました電力評價審査委員會に諮りまして、二回に互り委員會を開き、慎重審議の後これ亦右方針の決定を見ることが出来ました。準備局に於きましては、この方針に従ひまして、出資會社から出資設備の明細を記入した調査その他評價上必要な資料の提出を求めますと共に、關係係員を動員致しまして、本月初めより各地に出張し



出資設備の現状調べを實行致して居る最中でありませす。遅くも十月中には右實地調査を終りまして、引續き數字の計算を行ひ、十二月初めに更めて電力評價審査委員會を開いて、出資設備の具體的評價決定を致す積りであります。

第四と致しまして、本會社が設立後、その事業として電力を購入し、又はこれを賣渡す場合の所謂受給電力料金決定に關する事項及び本社の行ふべき發送電豫定計畫、第一年度に着手すべき建設計畫、これらは十月中旬までにはそれぞれ案を作りまして、これを電力審議會に付議し決定致します豫定で御座います。目下着々案を練つて居るところで御座います。

第五は、愈々本設立委員會を煩はすべき日本發送電株式會社の設立及び開業準備に關する仕事で御座います。本會社の資本は、既存の電力設備の出資を基礎とするものであり、而も會社成立の當日から開業を致して、一刻と雖も電力の供給に切れ目を生ずることを許されない關係にありますので、今回は他の一般の場合の設立事務の外に加へまして、委員長のお挨拶中にも御述べになりましたやうな、色々の開業準備の事務が設立委員の處理に委せられて居るのであります。御案内の通り、開業準備の實務といふものは通常の場合に於きましては、法律上は發起人に於いて行ふことを禁ぜられて居るのであります。本會社の場合に於きましては、反對に日本發送電株式會社法第四十四條に明文を設けまして、これを設立委員の職務と定められたのであります。この點は特に御留意を煩はし度いと存じます。尤もこれらの事務の處理に就きましては、電力管理準備局に於きまして、委員會と表裏一體となりまして、原案の作成、資料の提供等出來得るだけの努力を致すことは勿論でありますから、御心置きなく、御連絡を御取り下さいまして御鞭撻あらんことを、この機會に申上げて置き度いと思ひます。

以上を以つて報告は終つたのであります。終りに一言附け加へることを許され度いのであります。電氣は人類生活の内容であり、生活の基礎でありまして、深くその根柢に喰入つて居りますために、人は、恰も太陽や空氣に對する如く其の恩恵に狎れ過ぎた傾向がないかと思ふのであります。萬一この際に於きまして、その圓滑なる供給が確保されないやうなことがありますといふと、今日焦眉の急たる各方面の生産力の擴充にも、亦白熱せる非常時局克服にも尠からず支障を來すものであると思ふのであります。この關係は、嘗て主として國防の見地から斷行せられたと承る鐵道の國有が、その準備に三年間を費されたに較べまして、今回の電力管理實施準備が、遙かに複雑且つ廣範圍と解せらるるにも拘はらず、一年内に至急準備を了し、是非とも來年四月より實施を要求せられて居ります一事に徴しましても極めて明であらうと存じます。準備局に於きましては、この眞劍なる期待に背かぬやう懸命の努力を續けて居る積りで御座います。本年四月以來今日までの經過は至極圓滿に推移致して居りまして、電氣事業者を初め關係各方面に於かれましても能くこの趣旨を體せられ、頗る理解ある協力を與へられて居るのであります。本日設立委員會の劈頭に於いて、この愉快なる事實を御披露申上げることの出來ますことは、洵に幸せに存じて居る次第であります。これを以つて説明は終りと致します。

第二の議題たる日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則に關する原案は左の如くである。

第一條 左ニ掲グル事項ハ委員會ノ決議ニ依リ決定スルモノトス

一、定 款

二、設立趣意書、事業目論見書及收支豫算書

三、株式募集計畫ニ關スル事項



- 四、開業準備ニ關スル重要事項
- 五、創立總會ニ付議スベキ事項
- 六、其ノ他重要ナル事項

前項ノ事項ヲ調査審議スル爲特別委員ヲ設ク

第二條 前條第一項第四號ノ事項中緊急ヲ要スルモノアルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ特別委員會ノ決議ニ依リ之ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ委員會ニ報告スルモノトス

第三條 第一條第一項又ハ前條ノ規定ニ依リ委員會又ハ特別委員會ノ決議ニ依リ決定シタル事項ハ設立委員長又ハ特別委員ニ於テ之ヲ處理スルモノトス

第一條第二項各號ニ掲グル以外ノ事項ハ設立委員長之ヲ處理スルモノトス

第四條 本委員會ノ庶務ヲ處理スル爲設立事務所ヲ置キ其ノ組織等ハ設立委員長ニ於テ之ヲ定ムルモノトス右に關シ藤井電力管理準備局長は左の如く説明した。同説明に於いては特に日本發送電株式會社の大綱につき述べた。

委員補助(藤井電力管理準備局長) それでは、私より一應の説明を申し上げ度いと存じます。只今議題に供せられました日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則案の説明に入るに先立ちまして、日本發送電株式會社の大綱に就き概略の説明を申し上げて御參考に供し度いと存じます。

電力國家管理の目的、日本發送電株式會社設立の趣旨等に關しましては既に皆様御承知の通りで御座います。重ねて諄々しく説明申上げるに及びませんが、本會社は電力管理法及び日本發送電株式會社に基きまして、既存の電氣事業者の有して居ります主要火力發電設備と、主要送電設備の出資を基礎として設立せらるる特殊會社でありまして、政府と協力して電力管理の實を擧ぐべき國策的機關たる職能を與へられて居るのであります。本會社の資本金は、日本發送電株式會社法に基き現物出資の總評價額と、これから皆様に依つて募集せらるべき株式の總額とより成るので御座います。その額は數億に上る巨額なものと相成るかと思はれるのであります。既存の電氣事業者より出資せらるべき設備の評價は、別に組織されました電力評價審査委員會の議を経て政府が決定することになつて居りまして、目下鋭意これが調査を進めて居る次第であります。而してその總額は帳簿價格として申上げますれば、概略六億六千萬圓程度になるかと存じて居ります。又これから皆様に依つて募集して戴く株式——この募集株式の總額に關しましては、いづれ後日、本委員會に於いて御審議御決定を御願ひ致しまする事柄では御座います。——は色々考慮致して見ますと、大體一億圓程度が妥當ではないか——これは私個人の考であります。——と考へて居る次第であります。で、本會社の將來の事業資金に關しましては、發送電設備の建設計畫に従ひ、金融市場の狀況をも考慮致しまして、株金又は社債若は借入金に依りまして逐次調達致すことになるので御座います。何分本會社は、設立當初は株式資本を多く保有することになりますので、設立後暫くの間は原則として社債又は借入金に依りまして事業資金の調達を爲す方針を採ることが、會社の經營的立場より見て適切ではないかと存じて居る次第で御座います。いづれに致しましても、事業資金の問題は本會社の業務遂行上最も重要な問題で御座います。將來をも通じて特に皆様方の御指導と御援助に俟たなければならぬことと存するので御座います。何卒宜しく御願ひ申し上げます。

次に本會社の配當に關しましては、日本發送電株式會社法に於いて、如何なる場合と雖も尠くとも年四分の配當が出来ます様政府に於いて保證することになつて居るので御座います。この年四分といふのは、實は



最悪の場合であるのでありまして、實際の事業計畫と致しましては尠くとも最低年六分の配當が確實に爲し得るやうに仕組んで参りまして、逐次増配して年七分位の配當が維持出来るやうに致し度いと考へて居る次第で御座います。事實本會社の如く、確實且つ有利の既存の電力設備の出資を基礎として成立し、且つ將來の開發につきましても原則として本會社の獨占到委せらるる如き特殊の保護を受くるものにはありましては、その業績に關しましては何等危惧の念を抱く理由はないものと存するのであります。この外本會社には株金全額拂込前に増資が出来るとか、或ひは拂込株金の三倍までの社債の發行が出来るといふやうな資金調達上の特權が與へられて居るのであります。又會社の設立、増資及び不動産の取得に關する登録税の減免などの特權も認められて居るのであります。政府と致しましては、電力國家管理の本旨に照し、本會社監督の方針としましては、一面に於いて低廉豊富なる電力の圓滑なる供給を確保せしむると共に、他面に於きましては會社の基礎を固くし、その堅實なる業務運営を爲さしむる様監督の萬全を期して行かねばならぬことは固よりであります。これと同時に社會經濟の通念上容認せらるべき相當程度の株式配當はこれを可能ならしめ、資金調達に支障なからしむるやうに致さねばならぬと存して居る次第で御座います。

本會社の役員に關しましては、大體一般の特殊會社の事例に倣つて居りますが、總裁及副總裁は勅令を経て政府がこれを命じ、理事は株主總會で選舉せる二倍の候補者の中から政府が任命することになつて居ります。而して監事は株主總會の選舉に一任して居るので御座います。

本會社の設立は、時局に鑑み一日も速にこれを完了せしむるの必要のあることは、先程長官からも申述べた通りで御座います。政府と致しましては、明年三月三十一日に創立總會を開き、引續いて會社の設立登記の事務を完了した上、翌四月一日より開業せしめんとする豫定を以つて、目下鋭意これに必要な準備に

當つて居る次第で御座います。

次に今日の議題であります日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則案に就きまして一言説明申上げ度いと存じます。日本發送電株式會社法第四十四條に依りますれば、設立委員たる皆様に設立事務の外、開業準備に關する一切の事務を處理して戴くことに相成つて居るので御座います。而して本會社は、曩に申しました通り、その資本の大部分が現に運轉中の電力設備の出資を基礎として成立つものであり、而も會社設立の當初から圓滑なる電力の供給を果し得るやう會社創立の期間中に於いて開業準備に關する諸般の事務をも爲さなければならぬのでありますから、設立委員たる皆様に御願ひすべき事務は、他の一般の特殊會社設立の場合と異りまして相當廣汎且つ多岐に涉つて居るので御座います。即ち定款の作成、設立趣意書、事業目論見及び收支豫算書の作成、株式の募集、創立總會の招集等に關する事務の如き一般の設立事務の外に更に開業準備に關する事務、例へて申しますれば、既存會社よりの電力受給契約の承繼、従業員の引繼、石炭その他貯藏物品の引繼、社債及び借入金金の承繼など、既存會社よりの承繼すべき事務並びに新規受給契約の設定準備、發送變電設備建設事務並びにこれに要する資金資材等の調達に關する事務等をも爲さねばならないので御座います。随ひまして、これらの事務の處理方に關しまして、豫め大體の方針を決定致して置くことが事務の圓滑なる遂行を期し得る所以ではないかと存ぜられますので、日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則としてこれに關する案を御諮りする次第で御座います。本會社の設立及び開業準備の事務に關しましては、固より一切を本委員會に御諮り致すべきではありませんが、何分にもこの事務は廣汎多岐に涉り、中には輕易な事項も御座います。一々皆様に御參集を煩はして御諮り致しますのは如何かと存ぜられますので、一般の特殊會社設立委員會の例に倣ひまして、本委員會の總會に於きましてはその重要な事項



の決定を御願ひ致すことにしてはどうかと存じて居る次第で御座います。即ち定款とか、設立趣意書、事業目論見書及び收支豫算書とか、或ひは株式の募集計畫とか、開業準備に関する事項の中で特に重要なものとか、或ひは創立總會に付議すべき事項などのみを總會に付議することと致しましては如何かと存じまして第一條第一項の規定を設けた次第で御座います。而してこれらの總會付議事項は、いづれも設立及び開業準備の事務として極めて重要な事柄で御座いますので、一般の特殊會社設立委員會の例にも倣ひ、これらの事項を調査審議する特別委員會を設けては如何かと存じました次第で御座いまして、これが第一條の第二項で御座います。次に開業準備に関する事項に就きましては、先程説明申上げました如く、その重要事項を總會に付議しこれが決定を御願ひするのを原則と致しますが、この種の事項に就きましては緊急機宜の措置を必要とする場合が相當あるので御座いまして、これに對し特に何等かの便法を豫め考へて置く必要があらうかと存ぜられますので、第二條を設けて總會の決議に代へ特別委員會の決議に依つて決定し得ることと爲し、次の總會に於いて報告申上ぐるやうな方法を設けたので御座います。

次に第三條の規定でありますが、本條第一項は、本委員會の總會又は總會に代るべき特別委員會に於いて決定せられましたる事項の處理方に關し、規定して居る次第で御座います。即ちこれらの決定されました事項は、機宜の措置を執り得るためには、皆様の御委任を受けまして、設立委員長又は特別委員に於て處理して戴くことに致してはどうかと存じて居るので御座います。本條第二項は、總會に付議致さない輕易な事柄の處理方に關する規定でありますが、これらの事務は、設立委員長の一括處理に御委任願ふ建前を採つて居るので御座います。

第四條は、設立事務所に関する事項で御座いますが、本委員會の事務は相當廣汎に涉るのでありますから

一般の特殊會社設立の事例にも倣ひまして、設立事務所を設けることと致し、その組織等に就きましては、設立委員長に御一任して戴くことに致しては如何かと考へて居るのであります。この事も一般の特殊會社の事例のやうに存じて居ります。

以上を以ちまして、本委員會の事務處理要則案に關する説明を終わりますが、本案は全く私共の試案に過ぎないので御座いますから、これに關しまして御意見が御座いますれば腹藏なく御披露下さいました上で御審議御決定願ひますれば幸と存じて居る次第で御座います。

右は原案の如く可決し、次いで特別委員は委員長指命といふことになり、左の十八名が指名された。

太田委員、大森委員、田島委員、大和田委員、磯村委員、南條委員、成瀬委員、各務委員、小倉委員、増田委員、池尾委員、寶來委員、加藤委員、中根委員、松永委員、明石委員、森委員、杉野委員

#### 第一回特別委員會

右設立委員會に於いて委員長より指名された十八名の特別委員は、即日第一回特別委員會を開いて、特別委員長の選任に關する件、第二回以後の特別委員會打合せに關する件を議題として審議を進めた。會議は懇談的に進められ、先づ特別委員長に各務委員が選ばれた。各務特別委員長の簡單の挨拶があつた後次回よりの議事進行に關し打合せた結果、特別委員會の會場は原則として逓信大臣官邸を使用すること、會社定款、事業目論見書、收支計算書その他必要な資料は可及的速に準備局より配布することにして本日は散會した。

#### 第二回特別委員會

第二回特別委員會は九月三十日逓信省第一會議室に於いて開かれた。當日の議題は左の如し。

#### 一、定款ニ關スル件



二、事業目論見書及収支豫算書ニ關スル件

三、従業者ノ引繼方針ニ關スル件

四、關西共同火力發電株式會社ノ社債並ニ借入金承繼ニ關スル件

五、設立並ニ開業準備ニ關スル諸般ノ報告ノ件

開會に當り各務特別委員長は本委員會の特殊性につき左の如く述べた。

たゞいまより開會致します。會議に入るに先立ちまして本設立委員會が他の一般の設立委員會と特に異なる點を申上げて皆様の御参考に供し度いと存じます。即ち本設立委員會は會社設立事務の外に開業準備の事務をも行ふものでありまして、會社の成立と同時に開業し得る様に、煩雜なる事務を處理する必要がありま

すので、その御含みを以つて事務處理に當られ度いので御座います。

又他の一般の會社設立事務と異なる第二の點は本會社の資本は現物出資が中心をなし、随つて出資設備の評價の決定を見て初めて資本金額が決定されるのでありまして、それ迄は資本金が決定しないといふ特殊状態に在るのであります。随つて本日の議案も後日變更あるものでありまして、殊に事業目論見書及び収支豫算書は概算的のものでありますが、我々が今後事務を進めて行くための参考とする趣旨に外ならないのであります。

現物出資の評價の決定は十二月でありまして、評價の決定を俟ち株式の割當を爲すのでありますが、それ以外に一般募集を約一億圓と豫定して設立事務を進めて行き度いと存じます。

皆様の御協力を御願ひする次第であります。

先づ定款の審議に入り、藤井準備局長は原案について左の如く説明をした。

それでは定款案につきましては極めて簡単に御説明申し上げます。

大體特殊會社の定款は殆んど定型的になつて居りますので、本會社の定款につきましても従來のものを參考として草案を作成致した次第で御座いますが、特に本定款案に於いて問題となるべき點について御説明申上げ度いと存じます。先づ本定款案の中には法律の條文通り掲載した條項も相當にあるので御座いますが、定款の内容を餘り簡略に致しますのも體裁上面白くないのみならず、これらの條項はいづれも重要で御座いますので、株主が法律を見なくとも、定款でこれを知り得る様に致します方が親切と考へた次第で御座います。

次に第三條の資本金額及び第九條の株式の數はそれぞれ空欄と致してありますが、これは資本金の大部分を構成致します出資設備の評價が未決定なるためでありまして、その評價はたゞいま折角從事致して居ります出資設備の實地検査を了へました後、電力評價審査委員會の議を経て確定するものでありまして旁々たゞいまは資本金額及び株式の數を定款に記載することは出来ないもので御座います。出資設備の價格の決定を見ました後、いづれ後日御決定を御願ひすることになるので御座います。尤も資本金を例へば八億圓としこれより出資設備の價格を控除したる殘額を募集株式の總額とする方法を探れば、必ずしも本條項を決定することは困難ではありませんが、左様しますと公募株式の總額が不確定となり、緣故募集の具體的交渉その他株式募集準備が遅れまして、株式募集の圓滑を期し得ないので、この方法は採らなかつたのであります。

次は第四條の規定で御座いますが、本會社の本店を東京市に置きますことは異論のない所と存じますが、支店を何處に置くかといふことは相當研究を要する重要案件で御座いますので、寧ろこれを白紙の状態で御



審議を願ひ、御決定して戴く方が適切と存じましてこれを空欄と致した次第であります。たゞ私共と致しましては本會社の營む發送電事業は全國的に設備の綜合運轉を爲す必要がありますので、支店の數は可及的少からしめ、本店直轄の範圍を擴大する方が適切ではないかと考へて居る次第で御座います。

次は第十二條に於いて株券の種類として五萬株券を加へたことで御座いますが、これは現物出資に對して割當つべき株式が相當巨額に上りますので、最近の北支那開發株式會社等の例に倣ひまして五萬株券を認め次第であります。

最後に附則第三十九條の規定で御座いますが、本會社の負擔に歸すべき設立費用とは一般の會社設立の際に於ける設立費用であつて、開業準備費用は含まない趣旨で立案したもので御座います。即ち開業準備費用は商法第二百二十二條の所謂設立費用に該當しないのでありますから、商法上定款の必要的記載事項でないのみならず、本會社の開業準備の如く複雑多様のものにありましては、その費用の額を定款で固定することは事實上困難でありますのみならず、適切を缺くと存するのであります。素より開業準備費用に關しては嚴に放慢を戒むると共に、巨額の支出を要するものについては皆様に御諮り致しまして、慎重を期し度いと存する次第で御座います。

以上簡單ながら説明を終わります。

原案に對して増田、松永、大森、森各委員より質問があり、これに對し大和田準備局長官、藤井同次長、有田同總務課長等の答辯があつて慎重審議の結果異議なく原案を可決した。定款左の如し。

#### 日本發送電株式會社定款

#### 第一章 總 則

第一條 本會社ハ日本發送電株式會社法ニ依リ設立シ日本發送電株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フヲ以テ目的トス

本會社ハ遞信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 本會社ノ資本金ハ 圓トス但シ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ支店ヲ 市ニ置ク

第五條 本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第六條 本會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非

ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス

第七條 本會社ハ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有

權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ日本發送電株式會社法第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其

ノ附屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第八條 本會社ノ公告ハ官報及本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ掲載シテ之ヲ

爲ス

#### 第二章 株 式

第九條 本會社ノ株式ハ 株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第十條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ



所有スルコトヲ得

第十一條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二月以内ニ其ノ株式ヲ他ニ讓渡スコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ヲ讓渡サザルトキハ本會社ハ二週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ株式ノ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス

株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡サズ又ハ株式ヲ提出セザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株式ヲ發行シ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス

前四項ノ規定ニ依ル株式ノ讓渡ニ關スル株式ノ名義書換ハ第二十條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ賣却ニ依ル賣得金ハ遲滯ナク之ヲ從前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第十二條 本會社ノ株式ハ一株式、十株式、五十株式、百株式、千株式、一萬株式及五萬株式ノ七種トス

第十三條 第一回ノ株金拂込ハ一株ニ付十二圓五十錢トス

第二回以後ノ株金拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ總裁其ノ拂込金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス

第十四條 株主株金拂込期間内ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十五條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有セザル株主又ハ其ノ法定代理人ハ帝國内ニ假住所ヲ設ケ又ハ帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メテ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス

第十六條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社株主名簿ニ之ガ記載ヲ受クベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十七條 株式ノ讓渡ニ依リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添附シテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

本會社日本發送電株式會社法第十五條第二項ノ規定ニ依リ株式ヲ取得スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ當事者ノ請求ナクシテ株式ノ名義書換ヲ爲スコトヲ得

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ第一項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

第十八條 株式ノ種類ヲ變更セントスル株主ハ株式引換請求書ニ株式ヲ添附シテ之ヲ本會社ニ提出スベシ株式ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ作成シ本會社ニ於テ適當ト認ムル保證人二名以上ノ連印ヲ以テ本會社ニ新株式交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキハ新株式ヲ交付スルモノトス



株券ヲ汚損又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ニ株券ヲ添附シテ之ヲ本會社ニ提出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本會社其ノ眞僞ヲ鑑別シ難キトキハ株券亡失ノ例ニ依ル

第十九條 株券ノ名義書換ノ手数料ハ株券一通ニ付十錢トシ株券ノ引換其ノ他新株券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付五十錢トス

第二十條 本會社ハ豫メ公告ノ上定時株主總會前三十日ヲ超エザル期間株式ノ讓渡ニ依ル株券ノ名義書換ヲ停止ス

前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ讓渡ニ依ル株券ノ名義書換ヲ停止スルコトアルベシ

### 第三章 株主總會

第二十一條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年五月及十一月、臨時株主總會ハ必要アル毎ニ總裁之ヲ招集ス總會ノ日時、場所及會議ノ目的タル事項ハ總裁之ヲ定ム

第二十二條 總會ノ議長ハ總裁之ニ當ル總裁事故アルトキハ副總裁之ニ當リ總裁副總裁共ニ事故アルトキハ業務ヲ分掌スル理事中ノ一人之ニ當ル

第二十三條 總裁ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第二十四條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ

第二十五條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ルモノトス

第二十六條 總會ノ議事ノ要領ハ總會決議錄ニ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席株主二名以上之ニ記名捺印

スベシ

### 第四章 役員

第二十七條 本會社ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第二十八條 總裁ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ定ムル所ニ依リ本會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十九條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其任期ヲ三年トス

第三十條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十一條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ株主總會ニ於テ其ノ後任ヲ選任シ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十二條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

### 第五章 計 算

第三十三條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス



第三十四條 本會社ハ當該營業年度總益金（政府ヨリノ補給金ヲ含ム）ヨリ總損金（政府ヘノ償還金ヲ含ム）ヲ控除シタル殘額ヲ以テ利益金トス

第三十五條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

- 一 法定準備金
- 二 配當準備金
- 三 任意積立金
- 四 役員賞與金
- 五 利益金並ニ前期繰越金ヲ加ヘタル額ヨリ前各號ノ金額ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スベシ

第三十六條 本會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキ（利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム）ハ初營業年度及爾後十年間之ニ達セシムベキ金額ハ政府ノ補給ヲ受クルモノトス

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツルモノトス

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額（前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ）ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分之一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツルモノトス

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十七條 株主配當金ハ五月一日及十一月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ拂渡期日及場所ハ總裁之ヲ定メ株主ニ通知スルモノトス

第三十八條 株主配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

附 則

第三十九條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ 萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ返納スルモノトス

第四十條 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其ノ財産ノ種類、價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數左ノ如シ

（甲號様式）

- |           |  |
|-----------|--|
| 一 氏 名     | 甲株式會社                                      |
| 一 財産ノ種類價格 | 甲發電所及其ノ附屬設備、乙送電線路及其ノ附屬設備並ニ丙變電所及其ノ附屬設備、此ノ價格 |

（此ノ内 圓ハ日本發達電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數

株（全額拂込済）

設立委員ノ住所氏名

某

何

次いで事業目論見書及び收支豫算書に關する審議に移り、原案に關して有田準備局總務課長が詳細なる説明を



爲したが、これは一應の形體を整へるため、概數に據つたものであり、追つて計數の整理を行つた後、改めて審議することとなつた。

次に「従業者の引繼方針に關する件」について審議した。その原案左の如し。

従業者ノ引繼方針ニ關スル件

日本發送電株式會社ニ對スル出資ニ伴ヒ同會社ニ於テ引繼ギ採用スベキ従業者ノ範圍及待遇方針等ニ付テハ左記ニ依ルモノトス

記

第一 引繼従業者ノ範圍

- 一、左ニ掲グル従業者（支那事變ノ爲應召中ノ者ヲ含ム）ハ當該設備ノ出資ト同時ニ日本發送電株式會社ニ於テ之ヲ引繼ギ採用スルコト但シ擔務其ノ他ノ關係上引繼ヲ適當トセザル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (一) 出資電力設備及其ノ附屬設備ノ運轉、保守其ノ他現業ニ従事スル者
- (二) 本社、支店又ハ營業所等ニ在リテ出資設備ニ直接關係アル事務（事務ノ内容、全事業設備ト出資設備トノ割合等ヲ考慮シ適當ニ其ノ範圍ヲ定ム）ニ従事スル者
- 二、日本發送電株式會社ニ引繼グベキ従業者ニシテ會社解散ノ爲其ノ清算事務ニ従事スル者ハ任務ノ終了ヲ俟テ之ヲ引繼グコト
- 三、日本發送電株式會社法第十四條第一項及電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律第五條第一項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ於テ殘存設備ヲ買収スル場合ニ於ケル従業者ノ引繼ニ付テモ出資ノ場合ニ準ジ取扱フコト

第二 引繼従業者ノ待遇方針

一、基本方針

引繼従業者ノ待遇ハ從來ノ待遇條件ヲ下ラザルコトヲ以テ基本方針トスルコト

二、給料

引繼従業者ノ給料ハ基本方針ニ則リ凡ソ左ノ例ニ依リ決定スルコト

- (一) 月給ヲ受クル者ニ付テハ引繼當時ノ給料及普通賞與ノ一ヶ年分合計額ヨリ日本發送電株式會社ニ於テ支給スベキ普通賞與ノ額ヲ控除シタルモノノ十二分ノ一ヲ以テ各人ノ月額給料トスルコト但シ圓位未滿ハ之ヲ切上グルコト
- 日給ヲ受クル者ニ付テハ右ノ趣旨ニ從ヒ日給額ヲ定ムルコト但シ端數ノ切上ハ錢位未滿ニ付之ヲ行フコト
- (二) 従前ノ事業者ニ於テ支給シタル諸手當ハ日本發送電株式會社ニ於テモ仍繼續支給スルモノヲ除クノ外給料ノ性質ヲ有スルモノト認メラルベキモノハ妥當ナルモノニ限リ(一)ノ給料中ニ加算シ得ルモノトスルコト
- (三) 特別賞與ニシテ其ノ支給ガ數年繼續シ且金額モ略一定セル等普通賞與ト其ノ性質相類似スルモノト認メラルベキモノハ(一)ノ普通賞與中ニ加算シ得ルモノトスルコト
- (四) 従前ノ事業者ノ特殊事情ニ依リ給料及賞與ノ過多又ハ寡少ニ失スルモノアルトキハ其ノ事情ヲ精査シ前記標準ニ拘ラズ日本發送電株式會社ノ給與規定ニ依リ本人ノ經歷ニ應ジ給料額ヲ調整スルコトヲ得ルコト



- (四) 昭和十三年四月一日以降ニ於テ増給アリタルモノニ付テハ其ノ増給ノ事情ヲ精査シ定期昇給其ノ他増給ノ理由明確ナルモノニ限り之ヲ承継スルコト
  - (六) 従前事業者ニ於テ行ヒタル實物給與又ハ特殊物的待遇ニ付テハ日本發送電株式會社ニ於テ仍行フベキモノヲ除クノ外之ヲ各人ノ給與決定ノ上ニ相當考慮スルコト
- 三、給料以外ノ待遇條件

(一) 職 名

従前ノ事業者ト日本發送電株式會社トノ職制上ノ地位ヲ實質的ニ比較シ從來ノ職名(主事、技師、書記、技手等ノ名稱)ニ相當スル日本發送電株式會社ノ職名ニ依リ採用スルコト但シ特殊ノ事由アル場合ニ於テハ本人ノ資格及經歷ヲ考慮シ別段ノ取扱ヲ爲シ得ルコト

(二) 勤 務

引繼従業者ノ引繼當時ノ現状ヲ尊重シ本人ノ希望其ノ他特別ノ事情アル場合ノ外原則トシテ之ヲ變更セザルコト

右に關して藤井準備局長次長ノ説明あり、増田、松永、中根各委員より簡單な發言があつて異議なく原案を可決した。

續いて「關西共同火力發電株式會社の社債並びに借入金承継に關する件」の具體方策の審議に入り、準備局側から先づ原案が提示された。その内容左の如し。

關西共同火力發電株式會社ノ社債並ニ借入金承継ニ關スル件  
關西共同火力發電株式會社ノ社債並ニ借入金ハ左記ニ依リ承継ノ措置ヲ講ズルコトトス

記

- 一、社債(第一回ハ號擔保附社債及第一回ハ號擔保附社債)ノ元利支拂義務ハ日本發送電株式會社設立登記ノ日ニ於テ同社ニ承継スルコトト決定ナリタルニ付テハ特別委員長(「設立委員長」ト修正可決)及關西共同火力發電株式會社社長ニ於テ承継價格ニ關シ速ニ協議シ逓信大臣ニ認可申請ノ手續ヲ爲スコト
- 二、前項ノ社債承継ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ協定書作成ノ要アルニ付特別委員長(「設立委員長」ト修正可決)及關係當事者間ニ於テ承継期日迄ニ調印ヲ爲シ得ル様一切ノ準備ヲ爲シ置クコト
- 三、借入金(興銀、第一、三井、三菱、安田、住友、三和ノ各銀行ノシンチケート融通金第一次乃至第四次ノモノ及興銀單獨融通金)ハ前記社債ノ承継ト同時ニ其ノ元利支拂義務ヲ日本發送電株式會社ニ於テ承継スルコトトシ、債務引受契約ニ關スル事項其他必要ナル措置ニ付特別委員長(「設立委員長」ト修正可決)並ニ關係當事者間ニ於テ速ニ協定ヲ爲スコト

理 由

關西共同火力發電株式會社ノ事業設備ハ今回日本發送電株式會社ニ對シ一括出資セラルルコトナリタル處、同社々債ニ關シテハ電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律第四條ノ規定ニ基キ日本發送電株式會社ニ於テ承継スルコトト決定セラレタルヲ以テ承継價格其ノ他ニ關シ緊急必要ナル措置ヲ講ズルノ要アリ、又同社借入金ニ付テハ一括出資ノ關係並ニ出資設備中ニ含マルル工事中設備ニ付相當多額ノ現金決済ヲ必要トスルニ至ルベキ實情ヲ考慮シ社債ト同時ニ之ヲ日本發送電株式會社ニ於テ承継スルヲ適切ノ措置ト認ムルニ依ル。

原案説明には大野準備局受給課長が當り、審議の結果「特別委員長」とあるを「設立委員長」と修正して原案を可決した。最後に藤井準備局長より會社の設立事務並びに開業準備事務の進捗状況について報告を爲し、本



日の特別委員会を終つた。

### 第三回特別委員会

第三回特別委員会は昭和十三年十月二十七日逓信大臣官邸に於いて開かれた。當日の議題は「日本發送電株式會社設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書に關する件」であつた。これらの原案については、藤井準備局長並びに有田同總務課長より詳細なる説明があり、これに對して増田、森、松永、寶來、杉野、中根各委員の發言あり、結局五名の小委員を擧げて更に検討することに決した。該小委員には各務特別委員長の指命で左の五委員が選ばれた。

増田委員、池尾委員、寶來委員、松永委員、各務委員

この日行はれた有田總務課長の説明は從來兎角疑懼の眼を以つて見られた日本發送電株式會社の收支についてその然らざる所以を數字を以つて拂拭したものであり、第四回特別委員会に於ける各務特別委員長の報告にも明なる如く財界人に安堵の念を與へ同社の株式募集を容易ならしめた等甚大なる効果があつたものである。説明の内容は左の如くである。

**有田委員補助** それでは私より收支豫算書を中心と致しまして、適當に事業計畫のことを加へながら御説明申上げ度いと存じます。それに先だちまして一言申し加へて置きますが、本月二十一日に電力審議會が開かれまして、昭和十四年より十八年に至る五箇年の發電及送電豫定計畫が議決され、日本發送電株式會社の今後五箇年間の發電及び送電豫定計畫も決定したので御座います。それで今回の案の事業計畫としての數字は、電力審議會で議決された計畫數字を基礎に採つて居るのでありまして、評價の點を除きましては相當固まつた數字であるのであります。出資財産の評価につきましてはたゞいま検査員を總動員致しまして、目下

着々その事務を進捗して居るのでありまして、十二月上旬頃には電力評價審査委員會の議を経て評價は確定する見込であります。随ひまして正式の株式公募をする迄には勿論出資財産の評価ははつきり致しますが、それに先立ち株式の賛成人引受、所謂縁故募集の交渉を豫めやつて戴く必要が御座いませうが、それには先づ今回の案を事業目論見なり、收支豫算書を利用して戴き、評價が假に一割帳簿價格から増減ある時には、電力料金をそれだけ加減して、この計畫の利益率は大體維持して行つて、配當率等は狂はせないやうにするといふことにして、左様な前提で今後株式の縁故募集の御話を進めて行つて下されば非常に好都合と存ずるので御座います。なほ電力審議會で決められました發送電豫定計畫は御手許に配付して置きましたが、この豫定計畫はその筋の方面からこれが世間に公表されると、我が國現下の生産力擴充計畫の大意が推定されることになるから、現在の國際情勢からすれば面白くない結果を招來する恐れがあるので、國家總動員機密保持の點から見て、この豫定計畫の公表は見合はして呉れといふ意見がありましたので、發送電豫定計畫はこれを嚴秘にして居るので御座います。随ひまして今回の事業目論見書に於きましても發電力の數字等はこれを伏せて、抽象的に事業計畫を書き下した様な次第であります。かやうな譯で御座いますから御手許に配付して居ります發送電豫定計畫とか資料に載せて居る發電力の數字等に關しましてはその取扱に特別の御配意を御願ひ致し度いのであります。

さてこの案の内容の説明に移ることと致しまして、先づ収入の點で御座いますが、第一年度の収入の見込は二億八千九百六十萬圓と想定して居るのであります。これは勿論電力収入許りであるのでありまして、その外に別に雜収入の如きものが若干御座いませうが、それはこの案では見積らないことに致しました。その内容は資料の方の第十一頁を御覽下されば判るのであります。販賣電力としましてはその最大が初年度三



百九萬キロワット、販賣電力量が百六十七億四千萬キロワットアワー、電力収入が二億八千九百六十萬圓、販賣電力の平均料金單價が一キロワットアワー當り一錢七厘三毛と相成つて居るのであります。この最大販賣電力の三百九萬キロワットは昭和十四年十二月の最高需用期に於いて販賣される電力の想定であるのでありまして、本會社はこれに對應して幾らの供給力を持つかと申しますと、初年度に於きましてはその所持する火力發電設備の出力が約二百二十萬キロワット、それから購入する電力、これは主として水力であります。それが約二百四十三萬キロワットでありまして、これを合成致しまして所謂渇水期に於ける需用地渡しの換算電力を推定致しますと三百二十三萬キロワットになります。即ち販賣電力として最も多く賣れる場合が三百九萬キロワット、これに對して供給電力は最も條件の悪い渇水期の場合に於いて三百二十三萬キロワットいふことになつて居るのでありますから本會社に於きましては、相當供給力の餘裕を持つて居るといふことになりまして、これは今後發送電會社が全國大半の電源を保持して、一般配電會社に配給するといふことになつて居ります關係上これ位の供給餘力を持つて居らぬとその供給責任を果し得ないといふので餘裕を見込んだのであります。發送電會社が需用開拓に努めるとか、或ひは經濟情勢が更に好轉して電氣の需用が殖えて行きますならば、販賣電力はこの三百九萬キロワット以上に上つて行きまして収入の増加が期待し得るのであります。併しながら計算の基礎としましては、先づ確實にこれを押へまして相當供給力の餘裕を持つといふ前提の下に、三百九萬キロワットと想定したのであります。なほ念のために申し加へて置きますが、御手許に配付して置きました日本發送電株式會社の發送電豫定計畫の方の一番最後の頁に書いてあります。その豫定計畫では昭和十四年度に於ける想定需用電力は三百一萬五千キロワットと相成つて居るのであります。然るにこの收支豫算書の方では販賣電力を三百九萬キロワット、

して居りますので一見異様に御感じになるかも知れませんが、發送電豫定計畫に於きます所の想定需用電力は所謂常時電力でありまして發送電會社が何日でも必ず供給しなければならぬといふ義務のある電力の想定であるのであります。併しながら御承知の通り渇水期には止めるが水があるときは供給するといふ所謂特殊電力といふものが必ず存するのであります。それを約七萬五千キロワット許り見込みまして三百九萬キロワットと相成つて居るのであります。隨ひまして、この資料の十一頁の料金の平均單價一錢七厘三毛の中には値の安い所謂特殊電力が若干含まれての値段であります。この平均料金を以つて直ちに常時電力の値段であると御考へ下さらぬやうに御願ひし度いのであります。常時電力の場合は幾らかこれより高くなるのであります。

なほこの料金は平均單價で御座いまして、具體的には地域によつても違ひませうし、或ひはその他色々供給條件の相違に依りまして料金率が異なりますので、或る處ではこの料金よりも安くなる處もありませうが、或ひはこれよりも高くなる處もあるのでありますから、この點は誤解のない様に御願ひ致します。そうしましてこの平均單價を、販賣電力量即ち百六十七億四千萬キロワット時に掛けますと、初年度の収入二億八千九百六十萬圓といふ金が出て來るのであります。このキロワットアワーの取り方は色々過去の実績なり各方面の事情を參酌して推定致したのでありまして負荷率を申しますと六十二パーセントになつて居るのであります。かやうな見込を立てまして初年度の収入を豫定したのであります。以下二年度、三年度、四年度、五年度もこれに準じて収入を想定して居るのであります。この收支豫算書を御覽になつても判りますが、毎料金を収入が殖えて來て居りますが、これは勿論毎年需要が殖えて來るからで御座います。資料の十一頁を御覽になれば判りますが、販賣電力は初年度が三百九萬キロワット、二年度が三百五十萬五千キロワット、



三年度が三百九十一萬キロワット、四年度が四百二十三萬五千キロワット、五年度が四百五十七萬キロワットといふ風に斯ういふ殖え方をして居るのであります。二年度、三年度に特に澤山殖えて居りますのはこれは鐵道省の信濃川發電所とか、川崎、赤羽等の火力發電所が二年度に於いて發送電會社の方に移つて來る豫定になつて居りますから、今迄鐵道省が自分で發電して使つて居りました電力が發送電會社の手に入つて發送電會社から鐵道省に賣るといふ關係になりますので大きな殖え方をして居るのであります。それから三年後に澤山殖えて居りますのは、北海道方面に於きまして現存事業者から發送電會社に出資をして貰ふことに豫定されて居りますのでその方の數字が入つて居るからであります。本會社の普通の需用の殖え方としては、四年度、五年度の三十二、三萬キロワット程度のもが毎年殖えるといふ想定に相成つて居ります。

過日電力審議會に付議せられました我國全體の發送電豫定計畫では毎年約三十七萬キロワット程度の需用増加があるといふことになつて居ります。この見込の根據は、過去の電力需用の殖え方を參考とし、同時に現在企畫院に於いて樹てられて居る生産力擴充計畫、即ちどの方面にどういふ産業が斯々計畫されるから、それに伴つて電氣がどの程度要るといふ數字を具體的に立てまして、各般の事情を綜合して立てた需用想定であります。その全體の毎年の殖え方三十七萬キロワットに對し本會社の殖える量が毎年約三十二、三萬キロワットといふと、殆んど發送電會社が今後の需要増加を擔つて行くといふことになるのであります。勿論東北地方が本會社の需要先から除かれて居りますが、この方面は毎年僅か二萬キロワット程度の増加で、殆んど問題になりませぬ。それから第四年度の電力収入は勿論殖えて居りますが、支出増の割合に比べて殖えて居らないのは、先程次長から一寸申し上げましたやうに、此の年に於いて料金の値下げを若干致すことにして居るからであります。収入の點は大體に於いてかやうな風にして立て、居るのであります。

次にこれに對應する所の支出はどうなつて居るかと申しますと、第一年度に於いて事業損失が二億二千五百五十萬圓、總係費が四百五十萬圓、税金が千百六十萬圓、支拂利息が百六十萬圓で、その合計が二億四千三百二十萬圓といふことに相成つて居ります。この中最も重要なものは事業損失であります。その内容は發電費、購入電力料、送變電費、減價銷却費等であります。その内容について大體の所を申し上げますが、發電費は初年度に於いては八千九百五十萬圓でありまして、資料の十七頁を御開け下さいますとその内容が出て居ります。即ち水力發電費は實績に物價高と勞銀高とを多少見込みまして、一キロワット當り四圓といふことにして算出して居りますが、初年度は發送電會社は水力發電設備を持ちませぬので全然その費用を計上して有りませぬ。初年度の發電費は火力發電費だけではありませんが、その火力發電費は更に燃料費と其他の費用とに分つて居りますが、火力發電費としましては燃料費が最も重要な要素になつて居ります。その燃料費の取り方は火力發電設備の規模なり或は性能及び其の使用状態等を十分考慮して算定したのであります。發送電會社になりますと高能率のものから順次運轉しまして、能率の悪いものはその使ひ方を少くすることに致しますので石炭の消費量は相當節減し得る理であります。そこで石炭消費量は初年度は一キロワット時當り〇、七七五瓦と押へて居るのであります。次に石炭の値段の取り方でありまして、これは前回にも申しました如くに最近の昭和石炭會社及び互助會の標準建値を基礎とし、それに運賃とか諸掛費を推定して加算したのであります。この加重平均が全國で一噸當り十八圓餘となつて居ります。その内譯は資料の十八頁にも書いてあります如く、本州中央部の平均が二十圓八十錢、中國が十四圓二十錢、四國が十八圓三十五錢、九州が十三圓九十五錢、北海道が十二圓八十錢となつて居ります。そこで各地帯に於ける火力發電所の使ひ方に應ずる石炭の消費量といふものを推定致しまして、それとこの炭價とを組合はして燃料費七



千七百萬圓といふ數字が出て居るのであります。なほ本州中央部の平均炭價二十圓八十錢の内譯は、關東即ち東京方面は二十二圓七十五錢程度、中部即ち名古屋を中心とした地方では二十三圓程度、近畿方面では二十四圓三十錢程度といふことになつて居りますが、それが加重平均されてかういふ平均炭價になつて居るのであります。而して初年度に於いて使ひます石炭の量は約四百二十八萬噸程度といふことになつて居ります。次はその他の費用、これは燃料費以外の火力發電所の運轉維持費であります。これは出資發電所に於ける最近の實績を基礎としてこれに最近の物價及び勞銀の騰貴の實狀を考慮して定めたのであります。昭和十二年度の運轉維持費の實績は一キロワット當り四圓程度になつて居りますが、今回の計算に於きましては、それより多くして一キロワット當り五圓程度として算出して居るのであります。なほ火力發電費のその他の費用の中には、出資豫定設備について落成後引繼迄の運轉費及び使用料を含めて居ります。これは例へば中部共同火力の如きものは來年度發送電會社に出資されることになつて居りますが、併し年度初頭から出資される譯では御座いませぬのでその間の處理と致しまして、或ひは中部共同火力から發送電會社がその發生電力を買ふか、或ひは發送電會社が中部共同火力の委託を受けて運轉するかいづれかの方法があるので御座いませうが、假りに發送電會社が中部共同火力より委託を受けて運轉するとして、それに對する使用料を拂はなければなりません。その使用料は建設費に對する利得、減價銷却費等より算定して居るのであります。この外に別に運轉費を計上して居るのであります。これは購入電力の形になりまして、或ひは委託運轉の形になりまして、計算の基礎としては別段の變りはないのであります。次に事業損失の中に購入電力料といふものがありますが、これも初年度に於いて一億一千七百萬圓といふ相當大きな金額に上つて居ります。この内容は資料の二十一頁に御座いますが、初年度に於いて購入する電力が最大二百四十三萬キロワットに

なつて居り、その電力量が百二十六億二千萬キロワットアワー、その料金が一億一千萬圓、それに豫備火力受電料が七十萬圓加つて、一億一千七十萬圓の購入電力料になります。この豫備火力受電料は發送電會社に出資されないで殆んど廢棄してもよさうな火力發電設備が残されて居るのであります。今日の様な情勢に處しましては、これを直ちに廢棄せず、その儘残して置いて萬一の場合に發送電會社に於いてこれを使ふ豫定であります。つきましてはこれら設備の保守費、金利銷却等を見込んで準備料を支拂ふ必要がありますのでそれを見込んでこの豫備火力受電料を算出したのであります。これは金額も僅かでありまして、この程度の説明で御許しを願ふこととして一億一千万圓といふ一般購入電力料の御説明を詳細に申し上げます。先づ資料の二十二頁の備考を御覽願ひ度いのであります。一般の購入電力料の中で、既契約承繼のものが約三分の一程あります。それは例へば東信電氣の水力が現在東京電燈に賣られて居る部分に相當ありますが、東京電燈の送電線が、發送電會社に出資されずと之からは東信電氣對日本發送電株式會社の關係になつて參ります。従來の受給關係は當然發送電會社に承繼されて、料金も亦大體今迄通りの値段で繼續して行かうといふことになつて居りますので、さういふ關係のものは既契約承繼と申しまして、現行の料率の儘で算定したのであります。これは問題がないとして、その他のものは新規に契約することになるのであります。この新規の契約に對する購入電力料の彈き方は、發電費につきましては一キロワット當り年四圓と計算したのであります。減價銷却は水力發電設備の耐用年限を四十年、殘骸價格を五パーセントとして四分五厘複利で計算したのであります。率で申しますと、建設費に對し〇・八八パーセントといふことになつて居ります。次は所得税、營業收益税及び總係費等であります。斯ういふものは嚴密に計算しますれば、多少の喰違があるのであります。少し安全を取りまして固定資産に對して二分二厘として



算出したのであります。それから最も重要な要素は利得であります。その採り方は建設費に對して七分乃至七分五厘といふ風になつて居ります。これは少し甘いといふやうな考も起るのであります。既存事業者に對して可及的急激な影響を與へまいといふ考を持ちまして、既に出来て居る既設設備に對しては大體七分五厘といふ算盤を採つたのであります。新しいものに對しましては今後の關係になりますので、標準利得率といふべき七分といふ計算を弾いたのであります。勿論購入電力料の具體的決定は、過日電力審議會に付議せられました受給料金の決定基準によつて決定せられるのでありまして個々的には原價といふことは勿論尊重致されますが、其の發電所の出力の性質であるとか、電力相場であるとかその他色々のことを考へて算定せられたのでありまして必ずしも原價一本槍で渡る譯ではありません。併し乍ら購入電力料を全體として算定致しますには、大體茲に掲げましたやうな原價を以つて、算出して置きますならば、大した手違がな

いと考へられるのであります。

なほ一言申し加へて置きますが、各年度に於きまして發電所が落成するのは大體十一月末が多いので、今回の計算では新しく出来上りますものにつきましては、十一月末を基礎として算出致したのであります。勿論或ひは十月に出来るものとか或ひは翌年の一月に出来るといふやうな、多少の喰違が御座いませうが、計算の基礎としては、大體この方針に依るの外なからうかと考へられるのであります。このことは備考の(へ)に書いて居るのであります。

それから次は送變電費であります。これは初年度に於いては六百三十萬圓でありまして、これも十二年度の実績を基礎としてこれに約二割増を見込んで算出したのであります。この二割増を見込んだ所以のものは、最近の物價情勢なり、勞銀騰貴の影響などを考へ、且つ算盤の安全性といふやうな意味をも併せ考へたか

らであります。なほ送變電費で初年度六百三十萬圓、次年六百廿萬圓といふこととなつて居つて、初年度が多いのは實は鐵道省の設備が二年度になつて出資されることに豫定されて居りますので、初年度は東京電燈の信濃川發電所の發電力を發送電會社が受電しますが、自分が送電線を持たないので、鐵道省の送電線に託送するといふ考を持つて託送料を見込んで居るからであります。

次は減價銷却費であります。これは初年度に於いて一千九百萬圓で、この内譯は資料の二十三頁を御開け下さいますと、火力發電設備に對して千二百萬圓、送變電設備に對して七百萬圓と相成つて居ります。その取り方は次の二十四頁に説明がして御座います。大體銷却の基準といふものが我々としてはあるものであります。その耐用命數は、水力發電設備は四十年、火力發電設備は二十三年、送電設備は三十五年、變電設備は三十年といふのであります。その残骸價格は、水力發電設備は五パーセント、火力發電設備は十パーセント、送電設備は十五パーセント、變電設備は同じく十五パーセントといふ風に相成つて居ります。所が發送電會社に出資される設備は、所謂、中古でありますからその耐用年限を短かくする必要が御座いますので、平均しまして標準年限より約四分の一ばかりを短かく致したのであります。それで火力發電設備は十七年、送電設備は二十六年、變電設備は二十三年といふやうな取り方に相成つて居るのであります。斯様にしてこれを四分五厘の複利計算で減價銷却費を建て、居るのであります。この二年度以降の減價銷却費は當該年度の標準銷却費に前年度に於ける銷却費に對する四分五厘の利子を加算致しまして、銷却費を建て、居るのであります。随ひまして二年、三年、四年、五年と段々先へ行きますと銷却費が殖えて居るのであります。これは現在の電氣事業者ではかういふ眞面目なと申しませうか、かういふやうな堅い計算方法を御採りになつて居らない所もあるやうであります。計算の基礎を確實ならしむるといふ意味合に於きま



して、正確に利子の分を加算して銷却費を建てたのであります。

事業損失はさういふやうな譯でありまして、發電費、購入電力料、送變電費、減價銷却費といふものが合計されて、初年度に於いては二億二千五百五十萬圓と相成つて居ります。次の支出項目としては總係費であります。これは初年度に於きまして四百五十萬圓でありまして、その中には所謂業務費も加はつて居るのであります。而してその内容は所謂本社の役員費、給料、手當とか、従業員の保健費、或ひは本社なり、營業所の備品の銷却費、退職手當の引當とか、その他の諸費用が加はつて居るのであります。これは五大電力などの実績とか或ひは色々な方面のことを考慮致しまして、かういふ數字が彈き出されたのであります。これは餘り大きな金額でもありませんので、一々の内容の説明は省略させて戴きたいと思ひます。なほ次の税金であります。これは申す迄もなく現行の税率を基礎として算出したのでありまして、法人資本税、營業收益税及び所得税並びにそれらの附加税といふものを考へまして算出したのであります。たゞ府縣並びに市町村の附加税につきましては御承知の通り地方に依りそれぞれ異つて居りますが、便宜、最高附加税に近いやうな數字を取りまして、算出して居る次第であります。それから次の支拂利息は四分五厘として計算して居るのであります。建設工事中の利息は建設費の中に所謂工事利息として計上して居るのであります。それで本會社の社債及び借入金に對する四分五厘その儘が、この支出の支拂利息になつて居る譯では御座いませぬ。以上の様に致しまして支出の計算が出て居るのでありますが、二年度以降に於きましては大體今申しましたやうな標準に依りましてそれぞれに算出して居るのでありますが、二年度以降の方は便宜説明を省略させていただきます。

かくて初年度で申しますと収入が二億八千九百六十萬圓、支出が二億四千三百二十萬圓、差引利益が四千六

百四十萬圓となつて居ります。これだけの利益が出来まして配當及社内保留に當るといふことになるのであります。初年度の配當年率は六分でありまして、爾後漸増して、二年度及び三年度は六分五厘、四年度及び五年度は七分といふことになつて居ります。本會社に於きましては大體三年間料金は据置いて、四年度から料金を引下げて行かう、併しながら本會社の配當は大體七分程度を標準として居りますので七分の配當が優に出来る範圍に於きまして料金の引下げをすると云ふやうな方針を採つて居るのであります。隨つて第四年度は會社としましては配當も上げ、而も一方消費者の利益も考へまして、料金値下げを爲して需給兩者の立場が兩々相俟つたやうな行き方をして居るのであります。以上收支計算の概略を御説明申上げた次第であります。最後に本會社の資本構成とか、規模の大様について申添へて置きたいと思ひますが、資料の第一頁を御覽下さい。十四年度の初頭に於きまして、投下資本として、固定資産が七億四百萬圓、「その他」が千五百萬圓、合計して七億一千九百萬圓と相成つて居ります。その固定資産七億四百萬圓の内譯は資料の七頁を御開き下さい。建設費が六億八千四百萬圓、建設工事假勘定が二千萬圓と出て居ります。この建設費の六億八千四百萬圓といふのは本會社が創立される時、即ち來年の四月一日に於きまして出資される所の落成電力設備の價格—帳簿價格で御座います。建設工事假勘定の二千萬圓は關西共同火力とか、九州の西部共同火力の如き、全部の財産を出資される所の會社に於きましては、工事中の設備だけを殘されて會社が存続するといふことは、實際問題として非常にやういふので、さういふのは便宜、發送電會社に包括承繼した方が双方の爲よからうといふので、建設工事中のものをも一緒に引繼ぐといふ考へ方をして、その工事費として概數二千萬圓を想定してこれに掲げた次第であります。會社設立後の建設工事假勘定即ち一年度から五年度に至ります分は、發送電會社の自ら工事して居るものの假勘定でありまして、この取り方は水力發電設備で申



しますと二年間に落成するものならば、初年度四十パーセント、次年度六十パーセントの出資を爲す。三箇年かゝる水力発電設備ならば初年度二十パーセント、次の年に於いて二十五パーセント、最後の年には五十五パーセントの出資を爲すといふやうな取り方をして居るのであります。火力発電設備は凡て三箇年で落成するものとして、初年度二十五パーセント、次年度十五パーセント、最後の年に六十パーセントを出資するといふ計算を以ちまして、假勘定の内譯は次の九頁を御開け下さいと、それぞれ水力が幾ら、火力が幾ら、送電或ひは變電設備が幾らといふことが御解りになるのであります。本會社が出来ました初頭に於きまして、建設費が六億八千四百萬圓あるのであります。その中で約二千萬圓ばかりのものは現金決済といふ形になつて現れるのであります。その關係は資料の三十七頁を御開け下さいと出資設備價格年度豫定表がありまして、その初頭に於きまして六億六千四百萬圓、その次の三十九頁を御開き下さいと買收設備價格年度豫定表（現金決済を含む）がありましてその初頭に於きまして二千萬圓となつて居ります。この二千萬圓と申しますのは、丁度現在、來年四月一日を期して發送會社に出資して戴く設備を具體的に指定して居るのであります。例へば關西共同火力の第二發電所の如きは出資の指定はしてあるが、その中の一部が只今工事中で今日の評價をやります場合に、設備が落成して居りませぬので幾らといふ値段を決めることが困難で、而も發送會社に移轉するときに價格に相當の變更を來すことの明なるものがあるのであります。所がさういふものに對しましては日本發送電株式會社法に依りまして、株式を交付せずに、その工事が落成してからその不足分を現金で決済するの途が開かれて居るのであります。さういふ譯で會社が出来ます時に現金決済する豫定のものが約二千萬圓程度想定出来るのであります。それで十四年度初頭の建設費六億八千四百萬圓からこの二千萬圓を引きました六億六千四百萬圓に對して株式を交付しなければならぬことになるの

であります。更にその中から先般御審議を願ひましたる關西共同火力の社債千四百萬圓を承繼する結果その分を差引かねばなりませんのでこれを差引けば六億五千萬圓となり、これが現物出資に對する株金額と相成るのであります。資料の第一頁に拂込資本は六億七千五百萬圓とありますが、これは今の現物出資六億五千萬圓の株金額に、今から公募を御願ひします所の一億圓の株金額の四分の一の拂入金二千五百萬圓を加へましたものであります。第一頁の一番下の所に社債及び借入金四千四百萬圓とありますが、これは先程申しました關西共同火力の社債の承繼の千四百萬圓が含まれて居りますので、これを差引くと三千萬圓となります。所が何故初頭にさう云ふ借入金が必要のかと申しますと、この固定資産の下に「其の他」と書いてありますが、この千五百萬圓これは會社が出来ました當時に所謂設立費とか或ひは設立登記料とか或ひは營業用備品とか或ひは土地、建物その他貯藏物品、殊に發送會社としましては、石炭を相當持つて居らなければならぬので相當の現金が要るのであります。さういふのを合せまして約千五百萬圓といふことに相成つたのであります。その他に先程申しました現金決済を致す可きもの、二千萬圓が現金で要る譯でありまして、もう一つは建設費勘定として引繼ぐもの、それが又二千萬圓、これらを合計致しますと五千五百萬圓程度の現金が會社成立當初に於いて要る譯であります。所がその中の二千五百萬圓は公募株一億圓の四分の一拂込に依つて賄ひが出来ますので、結局會社成立當初三千萬圓の借入金を仰がなければならぬ勘定となるのであります。かくして毎年設備擴張をなして行きますので固定資産も段々と増して行きますし、又これに伴つて社債借入金も増加して行くのであります。それから拂込資本がだんだん殖えて居りますが、これは會社成立後にも所謂第二次以降の現物出資があるからであります。かういふことの詳しい内容は資料の二十五頁以下に書いてあります。例へば、二十五頁に於いて（九）全事業設備年度別豫定表がありますが、その初年度



初頭に於いて本會社は火力發電所が百九十七萬七千ワット、送電線路が七千二百五十軒、變電所が四百六十五萬キロワットアンペアといふ様な設備を持つて居りますが、五年度に至りますと水力發電所が五十萬一千キロワット、火力發電所が三百萬八千ワット、送電線路が九千七百十軒、變電所が六百十九萬キロワットアンペアを所有する様になつて居ります。この全設備の増加の内譯を更に示しますればそれは二十七頁以下にありますが、先づ二十七頁の數は出資される設備の概要であり、次の二十九頁には買収される設備の概要があり、これは現金決済の分が含まれて居ります。三十一頁には發送電會社が自ら工事をなして落成する設備の概要を示して居るのであります。これら設備の毎年の殖え方がどうなつて居るかといふことを、御参考のために書きましたのが、三十三頁の事業設備年度別増加豫定表で御座います。それから三十五頁以下のものは今申しました設備の容量のものを金目で表はしたものであります。即ち三十五頁に全事業設備價格年度別豫定表があり、その内譯が次の三十七頁、三十九頁、四十一頁にそれぞれ出資設備の價格、買収設備の價格、落成設備の價格といふ様に分つて表はされて居ります。最後の四十三頁は事業設備の價格の毎年の増加豫定表を参考のために示したものであります。これらのことは數字を御覽下されば御解りになりますので説明は省略致します。以上をもちまして概略の説明を終りますが、後は御質問を承りまして補足させて戴くことに致し度いと思ひます。

#### 第四回特別委員會

第四回特別委員會は昭和十三年十一月九日逕信大臣官邸に於いて開かれた。本日の議題は前回よりの持越たる「日本發送電株式會社設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書に關する件」及び新に議題となつた「貯藏品引繼方針に關する件」であつた。先づ設立趣意書、事業目論見書及び收支豫算書が議題に供されたが、開會に當つて

各務特別委員長は小委員會の経過並びにその結果について左の如く報告した。

#### 各務委員長

それではこれから開會致すことと致しまして小委員會の御報告をなし度いと思ひます。先般この特別委員會に於きまして日本發送電株式會社の設立趣意書、事業目論見書及び收支豫算書は極めて重要な意義を有するので小委員會を設けて原案を審査することとなりまして、小委員として寶來君、増田君、池尾君、松永君の四君と私と併せて五名に政府の原案を更に調査する委任を受けたので御座います。が、吾々小委員は其の責任の重大なることを痛感しまして、その調査の慎重を期しますために、先づ其の方面の専門家である東邦電力の宮川君、大同電力の藤波君、日本電力の市川君、これに興業銀行の中山君、松根君の五名の方々をば吾々の輔佐として御願ひ致したのであります。この五名の輔佐の方々は十月三十日に當局から詳細な説明を受け、又引續きその計數について正確な御検討を重ねて下さつたのであります。そこで吾々小委員はこの五人の補助者を加へまして準備局當局と共に十一月二日に委員會を開きまして、長時間に互りまして收支豫算書を中心として政府原案に關して詳細検討を致したので御座います。

これから各調査事項の主なものについて御報告を申し上げます。先づ収入の基礎であります所の販賣電力量及びその料金についてあります。これが収入として一番肝要な點であると考えるのであります。この見込が妥當でありますれば本會社の収益の計算状態に著しい變化がない譯であります。萬一計算の上に於いて間違つた點でもありますれば、非常な大きな影響を生ずるので御座います。極めて慎重な検討を續けたので御座います。先づ最大販賣電力の想定三百九萬キロワットといふ數字が適當であるかどうかといふ問題については當業者の委員の諸君から妥當であるといふ保證がありましたので御座います。その販賣電力の負荷率即ち百六十七億餘キロワット時の販賣電力量を出しました根源である所の負荷率が六十二パーセン



トを想定してあるので御座いますが、この點は相當問題となりまして凡ゆる角度から吟味を重ねたので御座います。その結果この販賣電力量は發送電會社を含みます所の我が國の全電氣事業の需用電力量を想定致しまして、これから發送電會社關係以外の供給電力量を差引いたものに依つて算出されてあるものでありまして、即ち日本に於ける全需用電力量からして發送電會社に關係のない諸會社の供給電力量を差引いて算出したのであります。而してこれが推定に當りまして發送電會社關係以外の事業者、即ち本計算の中に入らないう供給電力量に對しましてはそれらの事業者は自分の電力を完全に利用する傾向になるといふ前提の下に、その發電設備特に水力發電所の利用程度は從來の實績に比して相當に高めてありますから、全需用電力量の中から差引きます所のその數字が相當に多い形になりました、換言すれば當會社の見積られて居る販賣電力量がそれだけ控へ目になつて居るといふことになるのであります。なほ電力設備の餘裕も主として發送電會社が持つて居るといふ建前であるといふことが明になりました。その結果本會社の負荷率が六十二パーセントに當るといふ數字は發送電會社に對する出資關係設備の十二年度實績にも丁度一致して居るのであります、又發送電會社の如く廣い範圍に綜合した場合の負荷率は個々に分立經營された場合のものに比べて、幾分か高率にならうといふのが常識に訴へて理の當然であるに拘はらず、此の負荷率は現状の實績程度に抑へてあるのでありますから相當安全のものであるといふ結論に達したので御座います。次に販賣電力料金の問題であります、これについては電力の供給を低廉にすることと同時に會社の基礎を牢固に導くといふ二つの相反した問題があるのですが、當局の原案はこの相反した點を適當に調和致しまして料金を定められて居るのであつて、相當の苦心がこの點に拂はれて居るやうであります。結局會社の基礎が健全になるまでは、大體現行料金程度を維持して行くといふ方針を認められて居ります。今日の物價騰貴の情勢からし

ますれば電力料金が騰らないといふことは相對的には取りも直さず料金の低廉といふことに相成るといふ道理であります、この點も發送電會社の基礎を牢固に導くといふ點から考へまして穩當と吾々は考へて居るのであります。なほ販賣電力料金の一キロワット時單價一錢七厘三毛といふのは特殊電力をも含めた平均の單價でありまして、具體的料金の決定致します場合には各般の事情を調査して、それ自身の價值に依つて決定されるのでありませうが、大體論としては茲に算出せられてあります平均單價一錢七厘三毛といふ數字は、現在の大口電力供給料金の平均よりは幾分か下廻りになつて居ると申すことでありまして、供給料金の點から配電事業會社の現状を悪くするといふやうなことはないと確信せられます。而も配電事業會社がこの平均料率を基礎と致しまして、そうしてそれぞれの供給料金が定められるのであります、その供給料金は現在配電事業會社が決めて居るものよりは幾分か下廻りになるのではないかといふのでありまして、この點も適當と認められたので御座います。以上は収入に關する問題であります。

次に支出について申し上げます、先づ支出費中最も重要な購入電力料金の計算につきましては既契約のものは現行料金を引繼ぐので問題がないのであります。問題となりましては新規に契約するもの、殊に利得率を固定資産に對して七分乃至七分五厘とするこの可否及びその購入電力料金單價の既契約繼承のものとの比較で御座いまして仔細に検討を續けましたが、その利得率は現下の金融情勢から見まして大體七分程度でよさうなものではないかと考へられますが、原案は既存事業者への影響をも考慮して既設々備に對する利得率を七分五厘として算出されてあるのでありまして、相當餘裕を見た妥當の考へ方と申して宜しいので御座いませう。なほ新規購入電力料の平均單價は既契約繼承のものに比較致しまして、幾分高目に定めてある點も支拂ふ可き方の側に於いて餘計に支拂ふ計算を立てて居るのですから、安全な見方と考へられ



るので御座います。

次に重要な支出費目の一であります。發電費、殊にその中の燃料費についても相當突つ込んで調査致しましたが、石炭消費量の定め方は當業者諸君の経験からして極めて妥當であり、又石炭價格の算定方につきましても商工省方面と十分連絡を取つて定められたのでありまして、その上昭和石炭會社、互助會等の建値表を基礎とされてありますから現在の推定としては最も妥當な數字であると小委員一同考へて居るので御座います。なほ又將來五ヶ年間この値段を同一のものとして算定することについても多少の議論がありました。誰しも將來のことは正確に豫測は出来ないが、大體論としては寧ろ將來はもつと廉い石炭を入手出来るのではないか、少くとも現在の値段で將來五ヶ年の支出を見積りすることは餘裕のある計算であらうと、全員意見の一致を見たので御座います。

次に減價銷却の點であります。當業者たる委員の方から、これでは少し銷却がやり過ぎではないか、例へば水力發電所の耐用年数を四十年と定めてあるが實際はもつと永く使用出来るのではないか、又殘骸價格の如きももう少し高値に見込んで差支ないではないかといふ様な意見が御座いましたが、當局としてはこの標準は從來からとり來つて居るのでありまして、今回の出資設備の評価とか、電力料金の決定基準等に於いても、この標準によつて居るのであります。銷却が多過ぎるといふことは、それだけ收支計算としては堅實だと云ふことになりまして、これ亦原案を可とするといふことに意見が一致した次第で御座います。

次に送變電費については過去の実績を基礎として最近の物價騰貴の實情をも考慮して決定されて居りますし、總係費も大體右と同様既存會社の実績を参考とし、又税金は現行税率に依つて居られるので、それぞれ

妥當と認むるの外はなく、又社債借入金を支拂利息も平均四分五厘で算出されてあります。これ亦至當であるとの結論に達したのであります。次に建設計畫に對する工事費の見積であります。これも過去の實績と最近の物價情勢より考慮して算出せられたのであります。當業者諸君の経験から見てもまあこの程度ならよからうといふ御意見で御座います。

以上、これを要するに今回の事業目論見書及び收支豫算書は當局に於かせられても各種の資料を周到に集められ、色々な方面に氣を配つて極めて慎重に且つ弾力性のある數値を纏められて居るので御座います。當業者方面の委員の方々はこの政府原案を以つて極めて妥當且つ適切なるものであるといふ意見でありました。これに依つて小委員は全員一致で原案を適當なるものと承認致したのであります。

かく業界の權威者からもこの原案なれば世間に出しても批評を受けるものでない、信頼に値するものであるといふ太鼓判を押されたので御座います。吾々としては大いに安心して今後株式の募集にも當れるといふ確信を得た様な次第で御座います。

なほ設立趣意書は過日この委員會に於きましても一寸御意見が御座いましたが、御手許に配布しました案のやうに一部修正を致して見ました。大略小委員會の経過を御報告致します。先づ原案の收支豫算について皆さんの御意見が御座いますれば承り度いと思ひます。何か補修する點があればどうぞ申出下さい。

次いでこの審議に入り太田、磯村、森、明石、中根各委員と各務特別委員長並びに池尾委員及び大和田準備局長官、藤井同次長、有田同總務課長等の間に質疑應答があり、設立趣意書については字句の修正を爲して可決し、事業目論見書及び收支豫算書については、出資設備の評価が未済のため、評價格の決定を俟つて計數の整理を爲すこととし、一應の原案の審議を終了した。決定せる設立趣意書の全文左の如し。



### 設立趣意書

當會社ハ、曩ニ公布セラレタル日本發送電株式會社法ニ依リ設立セラレ、電力需給ヲ統合調整シテ、諸産業ノ振興、國民生活ノ向上、國防ノ充足ニ資スルヲ使命トスル國策會社ナリ

本邦電力事業ハ官民ノ努力ト、國民經濟ノ進展ト相俟テ、比較的短時日ノ間ニ目覺シキ發達ヲ遂グルコトヲ得タリト雖モ、多數ノ會社ニ分割經營セラルル現狀ニ在リテハ、大規模且綜合的經營ノ妙味ヲ發揮スルニ難ク、延テ現下内外ノ情勢ニ照シ最モ緊要ナル國家公共ノ諸要求ヲ充タス上ニモ遺憾ノ點ナシトセズ。是レ今回電力國家管理關係諸法律ノ制定ヲ見、之ニ基ク特殊ノ電力會社トシテ當會社ヲ創設シ、重要ナル發電及送電事業ヲ獨占經營シ、以テ電力事業ノ有スル本然ノ目的達成ニ遺憾ナカラシメントスル所以ナリ

仍チ、當會社ニ在リテハ敍上ノ目的達成ノ爲、水力資源ノ完全利用、水火力ノ經濟的併用、全國的大送電網ノ樹立ニ依ル電力需給ノ圓滑等ノ實現ヲ期シ、社礎ノ堅實ト正調ナル業務運營ノ確保ニ必要ナル萬全ノ措置ヲ講ズルト共ニ、政府ニ於テモ其ノ重要使命ニ鑑ミラレ、之ニ對シ種々ノ保護特典ヲ與ヘラレタリ。先ヅ當會社ハ現ニ活動中ノ確實且有利ナル電力設備ノ出資ヲ基礎トシテ成立シ、今後開發セラルベキ水力ハ概ネ當會社ノ獨占開發ニ委ネラルルノミナラズ、株金全額拂込前ノ増資、商法制限外ノ社債發行等ノ特典ノ外、特ニ政府ニ依リ利益ノ配當ヲ保證セラルルモノトス。然レドモ當會社ハ其ノ株式ニ對スル利益配當ニ付テハ優ニ初年度六分、次年度ヨリ年六分五厘、四年度以降年七分ヲ目標トスル計畫ヲ樹テ、政府ノ配當保證ヲ煩ハスガ如キコトナキ方針ヲ堅持スルヲ以テ、當會社ノ株式ハ單ニ之ヲ投資ノ目的トシテ見ルモ、最モ確實ナルモノナルコトヲ信ジテ疑ハザルナリ

冀クハ大方ノ諸賢、當會社ノ圓滿ナル成立ガ、電氣事業發展ノ鎗トナリ、我が國喫緊ノ要務タル生産力ノ擴

充、經濟力強化ノ資タルノ所以ニ念ヒテ致サレ、奮ツテ其ノ株式ノ引受ニ參加セラレ、我國重要國策ノ圓滿ナル遂行ニ協力アラシムコトヲ

次いで「貯藏品引繼方針に關する件」の審議に移り、左の如き原案が提示された。

#### 貯藏品引繼方針

日本發送電株式會社ニ對スル電力設備及其ノ附屬設備ノ出資ニ伴フ關係貯藏品ノ引繼方ニ關シテハ左記方針ニ基キ出資事業者トノ協定ニ依リ措置スルコトトス

#### 一、引繼貯藏品ノ範圍

##### (イ) 品目

引繼グベキ貯藏品ハ出資設備ノ運轉及保守等ノ爲必要ナルモノニ付キ其ノ品目ヲ協定スルコト

##### (ロ) 數量

出資設備ニ専用ノモノハ原則トシテ其ノ全部ヲ引繼グコトトシ出資設備ト其ノ他ノ設備トニ共用ノモノハ全事業部分ト出資部分トノ割合ヲ考慮スル等適當ニ其ノ數量ヲ協定スルコト

石炭ノ引繼數量ニ付テハ出資火力發電所ニ於ケル例年三月末ノ貯藏石炭ノ數量ヲ標準トシ之ト同量以上ノ引繼ヲ行ヒ得ル様出資事業者ト協定スルコト

#### 二、貯藏品ノ引繼價格

取得價格ヲ基礎トシ、時價ヲ參酌シテ引繼價格ヲ協定スルコト。

尙貯藏中使用價值ノ著シク變動セルモノニ付テハ更ニ其ノ實情ヲモ考慮シ價格ヲ協定スルコト。

#### 三、貯藏品ニ關スル購入契約ノ引繼



貯藏品ニ關スル購入契約ハ前記ノ趣旨ニ則リ適當ニ引繼方ヲ協定スルコト。  
藤井準備局長より右原案に關する説明ありたる後、池尾委員、中根委員等より簡單な發言あつてこれを可決した。

#### 第五回特別委員會

第五回特別委員會は昭和十三年十一月二十九日逓信大臣官邸に於いて開かれた。當日の議題左の如し。

- 一、日本發送電株式會社の支店及び設立費用に關する件
  - 二、日本發送電株式會社の本社建物に關する件
  - 三、日本發送電株式會社株式募集計畫に關する件
- 先づ第一の議題につき審議の結果左の如く決定した。

日本發送電株式會社ノ支店及設立費用ニ關スル件

日本發送電株式會社ノ支店及設立費用ハ左記ニ依ルモノトシ定款ノ相當條項ニ之ヲ記載スルモノトス

#### 記

- 一、支店ヲ大阪市ニ置クコト
- 二、設立費用ヲ二十萬圓トスルコト

#### 「參照」

#### 定款案

第四條 本會社ハ本店ヲ東中市ニ支店ヲ大阪市ニ置ク

第三十九條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ二十萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ返納スルモノトス  
次いで第二議案に移り左の如き原案を承認した。

日本發送電株式會社本社建物ニ關スル件

本社事務所ハ現下建築制限ノ影響ヲ蒙リ既設建物拂底シ當社所要坪數ヲ充足シ難キ狀況ナルヲ以テ適當ノ時期ニ於テ本建築ヲ爲ス迄左記土地ヲ借受ケ假建築ヲ爲スコトニセントス  
尙本件決定ノ上ハ敷地借受方竝建物設計現場監督等ニ付テハ設立委員長ニ於テ適當ニ措置スルコトトス

#### 記

東京市小石川區小石川後樂園隣地（大藏省營繕管財局管理）

續いて株式募集計畫の審議に入つたが、これ又左の原案を承認した。

日本發送電株式會社株式募集計畫

#### 一、株式募集ノ根本方針

株式募集ニ當リテハ本會社設立ノ趣旨ニ基キ左ノ方針ヲ以テ實施スルモノトス

- (イ) 本會社ノ事業ニ關係ヲ有スル者ヲ株主タラシムルト共ニ汎ク一般ニ株主タルノ途ヲ拓クコト
- (ロ) 堅實ナル株主ヲ得ルコトヲ主眼トスルコト
- (ハ) 株式募集手續ハ成ル可ク簡易迅速ヲ圖ルヲ旨トスルコト

#### 二、募集株式ノ總額

募集株式ノ總額ハ一億圓トシ其ノ總株數ハ二百萬株トス

(註) 募集株式ノ内譯ハ凡ソ左記ニ依ルモノトス



(1) 賛成人引受 一、六〇〇、〇〇〇株  
(2) 一般公募 四〇〇、〇〇〇株

三、申 込 株 數

申込株數ノ單位ハ十株及其ノ倍數トス

四、申 込 證 據 金

一般公募株ノ申込證據金ハ一株ニ付金二圓五十錢トス

前項ノ申込證據金ハ第一回拂込金ニ振替充當ス

五、一株ノ金額竝ニ第一回拂込金

一株ノ金額ハ金五十圓トシ、第一回拂込金ハ一株ニ付金十二圓五十錢トス

六、株式募集取扱機關

株式募集ニ付テハ國債シンチケート團ニ屬スル銀行信託會社及其ノ他ノ有力銀行竝ニ有力ナル證券業者ニ募

集事務ヲ取扱ハシメ日本興業銀行ヲ幹事トス

右取扱店ハ本店及内地ニ於ケル主要ナル支店ニ限定ス

七、其 ノ 他

前記各項以外ノ事項ニ付テハ設立委員長ニ於テ適宜之ヲ處理スルモノトス

#### 第二回設立委員會

第五回特別委員會後の昭和十三年十二月一日第二回目の設立委員會總會が開かれた。當日の議題は第三回乃至第四回特別委員會に於いて原則の決定を見た會社設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書竝びに定款及び株式募

集計畫等の承認事項と設立及び開業準備事務の處理に關する委任の件であつた。

先づ定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、株式募集計畫等に關する特別委員會の決定を承認し、字句修正、空欄記入事項等については設立委員長一任と決定した。次いで「設立及び開業準備事務の處理に關する委任の件」については左の委任狀を作成し設立委員長に委任することに決定した。

#### 委 任 狀

拙者儀

昭和十三年九月十五日及十二月一日開催ノ日本發送電株式會社設立委員總會ノ決議ニ基キ設立委員長永井柳太郎ニ左記事項ノ處理ヲ委任ス

#### 委 任 事 項

- 一、定款ノ作成及其ノ認可申請ノ件
- 一、設立趣意書、事業目論見書及收支豫算書ニ關スル件
- 一、株式募集及株式割當ノ實行ニ關スル件
- 一、株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クル件
- 一、各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルノ件
- 一、「電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律」ニ基ク事務處理ノ件
- 一、創立總會招集ノ件
- 一、總裁ニ事務引渡シノ件
- 一、其ノ他會社ノ設立及開業準備ニ關シ必要ナル事項



右委任狀依而如件

昭和 年 月 日

日本發送電株式會社設立委員

氏 名 ㊦

以上

最後に各務特別委員長は從業員の引繼方針に關する件、關西共同火力發電株式會社の社債並びに借入金承繼に關する件、貯藏品引繼方針に關する件及び本社建物に關する件等委員會事務處理要則第二條の規定に依る特別委員會決議事項報告を終つて散會した。

### 第六回特別委員會

第六回特別委員會は昭和十三年十二月二十日逓信大臣官邸に於いて開かれた。本會議は豫て第二回設立委員會總會に於いて一切の事務處理の委任を受けたので、その後決定を見た出資設備の評價格に基き、事業目論見書及び收支豫算書の計數を整理してこれを決定し、更に定款條項の空欄部分のその後決定した數字及び事項を記入してこれを決定した。今その事業目論見書及び收支豫算書並びに定款を示せば左の如し。

### 事業目論見書

#### 第一 事業目的

本會社ハ日本發送電株式會社法ノ規定ニ基キ、電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フコトヲ目的トス

本會社ハ逓信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ行フコトヲ得ルモノトス

### 第二 事業資金

一、資本金 七億三千九百三十一萬五千三百圓

但シ株式ノ總數ハ一千四百七十八萬六千三百六株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

内 譯

イ、現物出資ニ依ル株金額 六億三千九百三十一萬五千三百圓

(註) 右株金額ハ出資設備ノ評價總額六億五千三百一十一萬四千三百五十六圓五十錢ヨリ昭和十三年法律第七十八號第四條

ノ規定ニ依リ承繼スベキ社債ノ總額一千三百七十九萬八千二百二十五圓五十五錢及日本發送電株式會社法第十一條

第一項ノ但書ノ規定ニ依リ金額ヲ以テ支拂フベキ總額八百三十圓九十五錢ヲ控除シタルモノトス

ロ、一般募集株金額 一億圓

但シ第一回拂込ハ一株ニ付十二圓五十錢トシ、其ノ總額二千五百萬圓ハ主トシテ設立當初ニ於テ必要

ナル資金ニ充ツルモノトス

二、社債及借入金 五億圓

事業計畫ニ從ヒ設備ノ建設工事費又ハ買收費ニ充當スルモノトス

### 第三 事業計畫

#### 一、事業

本會社ハ既設未設ヲ問ハズ主要送電設備及主要火力發電設備ヲ掌握シ、且未開發主要發電水力ヲ獨占開發スルモノトス。而シテ既設水力發電設備ニ依ル發電電力ハ、妥當公正ナル基準ニ基キ本會社之ヲ買上ゲ、自己設備ニ依ル發電電力ト綜合シテ之ヲ販賣スルモノトス。



仍チ本會社ハ本邦ニ於ケル主要發送電事業ヲ獨占經營シ、以テ國民經濟ニ於ケル電氣事業ノ基礎的使命ヲ達成セントス

二、事業費

工事計畫ニ從ヒ左表第一欄ノ金額ヲ工事費ニ充テ、第二欄ノ金額ヲ落成設備ノ買收費ニ充ツルモノトス  
工事費概算年度別豫定表

年度	第一欄	第二欄	累計額
第一年	七五、〇〇〇 <small>千円</small>	二五、〇〇〇 <small>千円</small>	一〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>
第二年	八二、八〇〇	四〇、〇〇〇	二二二、八〇〇
第三年	一一四、五〇〇	—	三三七、三〇〇
第四年	一三八、七〇〇	—	四七六、〇〇〇
第五年	一六二、九〇〇	—	六三八、九〇〇

收支豫算書

年度	收入	支出	利益	配當年率
第一年	二八九、六〇〇 <small>千円</small>	一一四三、二〇〇 <small>千円</small>	四六、四〇〇 <small>千円</small>	六分
第二年	三二七、〇〇〇	二七〇、五〇〇	五六、五〇〇	六分五厘
第三年	三六八、一〇〇	三〇五、一〇〇	六三、〇〇〇	六分五厘
第四年	三九七、七〇〇	三三三、一〇〇	六四、六〇〇	七分
第五年	四三三、〇〇〇	三六〇、五〇〇	七二、五〇〇	七分

日本發送電株式會社定款（抜萃）

第三條 本會社ノ資本金ハ七億三千九百三十一萬五千三百圓トス但シ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第九條 本會社ノ株式ハ一千四百七十八萬六千三百六株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第四十條 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其ノ財産ノ種類、價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數左ノ如シ

一 氏名 東京電燈株式會社

一 財産ノ種類價格 千住發電所及鶴見發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

阿賀野川線、豐實支線、猪苗代新線、漆澤支線、長瀬川線、南葛線、南葛支線、片山線、猪苗代舊線、福島線、田代線、鶴見火力線、高瀬川線、甲信線、釜無川支線、旭支線、八ヶ岳線、釜無川連絡線、小武川支線、市場線、日電線、高瀬川連絡線、上越線、穴藤支線、小松支線、佐久支線、花畑支線、長岡線、北越水力線、湯澤線、清水北線、清水南線、千住線、上毛線、幡谷支線、伏田支線、群馬線、吾妻線、原町支線、松谷支線、碓氷線、輕井澤線、丸山支線、熊川線、北佐久線、東信線、南佐久線、小諸支線、海瀬支線、穗積支線、大同線及鹿沼連絡支線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備  
鹿瀬變電所、鳩ヶ谷變電所、東小山變電所、田端變電所、川崎第一變電所、高瀬川變電所、釜無川變電所、橋本變電所、旭變電所、戸塚變電所、臺ヶ原變電所、小武川變電所、萱付變電所、小松變電所、佐久變電所、花畑變電所、小松川變電所、龜戶變電所、長



岡變電所、十日町變電所、吾妻川變電所、輕井澤變電所、小諸變電所、海瀨變電所及  
 穗積變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備  
 此ノ價格一億三千六百七十七萬五千二十一圓（此ノ内二十一圓ハ日本發送電株式會社  
 法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 二百七十三萬五千五百株（全額拂込済）

氏名 京濱電力株式會社

財產ノ種類價格 霞澤奈川渡線及其ノ附屬設備

霞澤變電所及其ノ附屬設備

此ノ價格百五十萬二千九百九十二圓（此ノ内四十二圓ハ日本發送電株式會社法第十一  
 條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 三萬五十九株（全額拂込済）

氏名 鬼怒川水力電氣株式會社

財產ノ種類價格 隅田發電所及其ノ附屬設備

本線、中岩連絡支線、火力線、京成線、鬼怒川小沼線A及鬼怒川小沼線並ニ其ノ各送  
 電線路ノ附屬設備

東京變電所及尾久變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

此ノ價格九百二十八萬九千三百六十七圓五十錢（此ノ内十七圓五十錢ハ日本發送電株  
 式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 十八萬五千七百八十七株（全額拂込済）

氏名 大同電力株式會社

財產ノ種類價格 毛馬汽力發電所、安治川汽力發電所、春日出第一汽力發電所及春日出第二汽力發電所  
 並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

東京送電線（日野春分岐線ヲ含ム）、松島鹽尻間線、須原松島間線、平穩線、鹽尻送  
 電線、大同白山連絡線、桃山須原連絡線、須原大桑線、伊奈川分岐線、大桑線、賤母  
 線、土岐津分岐線、落合分岐線、串原線、天白瑞穗線、時瀬分岐線、笹戸分岐線、日  
 進分岐線、神屋犬山線、神屋勝川線、勝川清洲線、勝川六郷線、勝川天白連絡線、大  
 阪送電東幹線、大井分岐線、笠置犬山線、大阪第二線、觀音町線、北大阪線、神崎川  
 分岐線、新淀川古川橋線、毛馬橋波間地中線、橋波古川橋間線、大阪佐野間線、意岐  
 部分岐線、巽分岐線、八尾分岐線、我孫子分岐線、石津川分岐線、大阪寢屋川線、大  
 阪京都間線、京都第二線、春日出第一新淀川間地中線、春日出第二新淀川間地中線、  
 春日出第一第二間地中線、春日出第二新淀川間第二地中線、阪神線、毛馬都島間地中  
 線、神足線、意岐部玉川線、京橋線、春日出第二安治川間地中線、安治川宇治電間地  
 中線及安治川新淀川間地中線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

鹽尻變電所、東京變電所、桃山發電所内變電設備、六郷變電所、瑞穗變電所、土岐津  
 變電所、須原變電所、犬山變電所、大阪變電所、八尾變電所、松岡變電所、新淀川變電  
 所、橋波變電所、岸和田第二變電所、意岐部變電所、巽變電所、我孫子變電所及淀變



電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

春日出第一安治川間地中線、百濟線甲線及乙線及共同線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備ニシテ大同電力株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格一億二千三百一十一萬五千七百三十七圓五十錢（此ノ内三十七圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 二百四萬六千三百十四株（全額拂込済）

一 氏名 中央電氣株式會社

一 財產ノ種類價格 鹽尻線一部及出川分岐線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

此ノ價格百二十二萬七千五百五十八圓（此ノ内八圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 二萬四千五百四十三株（全額拂込済）

一 氏名 日本電力株式會社

一 財產ノ種類價格 東京發電所及尼崎發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

黑部幹線、東京幹線、島河原連絡線、姫川受電線、京北線、立川引込線、汽力連絡線、潮田線、東電草加連絡線、黑部川第一線、黑部線、笹津幹線、庄川幹線、昭和連絡線、東海幹線、蟹寺支線、小坂支線、岐阜支線、名古屋幹線、熱田線、起日電岐阜線一部、起日電岐阜線熱田線間線、尼崎線、共同火力連絡線、神戸線、京都線、高槻支線、堺線、高槻線、西島線、神戸加古川線及中濱線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

東京變電所、京北變電所、立川變電所、笹津變電所、岐阜變電所、名古屋變電所、大阪變電所、熱田變電所及神戸變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備  
北方幹線、砂子線及阪神連絡線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備ニシテ日本電力株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格一億六千七百二十七萬二千二百八十四圓五十錢（此ノ内三十四圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 二百一萬三千四百四十五株（全額拂込済）

一 氏名 矢作水力株式會社

一 財產ノ種類價格 名古屋火力發電所及其ノ附屬設備

秦阜日進線、豐支線、日進火力線及鳴海日進線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備  
日進變電所及其ノ附屬設備

此ノ價格七百八十四萬八千五百五十三圓（此ノ内三圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 十五萬六千九百六十三株（全額拂込済）

一 氏名 東邦電力株式會社

一 財產ノ種類價格 名古屋發電所及名島發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

川邊岩倉線、岩倉木津線、川邊羽黑線、羽黑岩倉線、日電名古屋岩倉線、八百津犬山線、木津奈良線、大阪奈良線、和歌山連絡線一部、奈良分岐線、東邦四水連絡線、祖谷貞



光第一線一部、港三池線及三池武雄線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

岩倉變電所、木津變電所、羽黑變電所、港變電所及武雄變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備縣營東邦連絡線及砂子線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備並ニ犬山變電所及三池變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備ニシテ東邦電力株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格四千六十三萬二千五百八十八圓五十錢（此ノ内八圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 八十一萬二千六百五株（全額拂込濟）

一 氏名 昭和電力株式會社

一 財產ノ種類價格 北陸送電幹線、庄川線、笹津線及跡津分岐線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

一 財產ノ種類價格 笹津變電所及八尾變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

此ノ價格一千五百八十六萬六千四百四十五圓五十錢（此ノ内四十五圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 三十一萬七千三百二十二株（全額拂込濟）

一 氏名 關西共同火力發電株式會社

一 財產ノ種類價格 共同火力尼崎發電所及第二發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

一 財產ノ種類價格 共同線及第二連絡線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

此ノ價格五千七百八十五萬九千二百四十四圓五十錢（此ノ内一千三百七十九萬八千二百二十五圓五十錢ハ社債ノ承繼價格トシテ昭和十三年法律第七十八號第四條第三項ノ

規定ニ依リ之ヲ控除シ、三十八圓九十五錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 八十八萬一千二百十九株（全額拂込濟）

一 氏名 宇治川電氣株式會社

一 財產ノ種類價格 福崎發電所及木津川發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

宇治寢屋川線、宇治伏見線、志津川寢屋川線、志津川朝日山線、宇治八幡線一部、南郷支線、橫大路連絡線、伏見京都線、京都東寺線、京都鳥羽線、木津川長曾根線、柏原長曾根線、柏原寢屋川線、寢屋川神戸第一線、五毛妙法寺線、神戸第二日電受電線、

立花大庄線、寢屋川長曾根線、若江支線、若江大軌線、福崎木津川線、神戸第一阪神東明線、西島線、大濱新中濱線及立花三國線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

長曾根變電所、若江變電所、寢屋川變電所、神戸第一變電所、神戸第二變電所、伏見變電所及京都變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

共同線及其ノ附屬設備ニシテ宇治川電氣株式會社ノ所有ニ屬スルモノ此ノ價格三千五百八十萬一千三百七十五圓五十錢（此ノ内二十五圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 七十一萬六千二十七株（全額拂込濟）

一 氏名 南海鐵道株式會社

一 財產ノ種類價格 堺發電所及其ノ附屬設備



神石線及宇電受電線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

此ノ價格五百六十四萬八千二百三十三圓五十錢（此ノ内三十三圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 十一萬二千九百六十四株（全額拂込済）

氏名 大阪市

財産ノ種類價格 九條發電所及其ノ附屬設備

春日出第一安治川間地中線及百濟線甲線及乙線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備ニシテ  
大阪市ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格七百四十四萬八千六百七十八圓五十錢（此ノ内二十八圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 十四萬八千九百七十三株（全額拂込済）

氏名 阪神電氣鐵道株式會社

財産ノ種類價格 東濱發電所（阪神連絡線ノ一部ヲ含ム）及其ノ附屬設備

此ノ價格五百二十七萬七百七十五圓五十錢（此ノ内二十五圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 十萬五千四百三十三株（全額拂込済）

氏名 神戸市

財産ノ種類價格 湊川發電所及其ノ附屬設備

此ノ價格七百二十六萬四千七百三十四圓（此ノ内三十四圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 十四萬五千二百九十四株（全額拂込済）

氏名 今津發電株式會社

財産ノ種類價格 今津發電所及其ノ附屬設備

此ノ價格四百六十八萬九百九十四圓五十錢（此ノ内四十四圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 九萬三千六百十九株（全額拂込済）

氏名 中國合同電氣株式會社

財産ノ種類價格 網干發電所及三蟠發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

網干連絡線及三蟠線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備並ニ山陽中央水電株式會社伊部變電所及其ノ附屬設備ニシテ中國合同電氣株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格一千二百六十四萬七千五百五十九圓（此ノ内九圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

株式ノ數 二十五萬二千九百五十一株（全額拂込済）

氏名 山陽中央水電株式會社

財産ノ種類價格 飾磨發電所及飾磨第三發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

火力連絡線、岡山線、赤穂線、伊部線、西脇線一部、荒井線、明石線、六甲線、阪急



線及明石省線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

明石變電所及六甲變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備  
網干發電所ノ設備、網干連絡線及三幡線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備並ニ伊部變電所及其ノ附屬設備ニシテ山陽中央水電株式會社ノ所有ニ屬スルモノ  
此ノ價格一千八百萬一千七百六十三圓五十錢（此ノ内十三圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 三十六萬三千五百株（全額拂込済）  
一 氏名 廣島電氣株式會社

尾道發電所及坂發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備  
瀧山川線、太田川線、太田川東線、東西幹線、尾道分岐線、江川線、三次線、陰陽線、揖屋線、吳線一部、坂線及山波線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備  
廣島變電所、尾道變電所、三津變電所、福山變電所及熊見發電所内變電設備並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

一 株式ノ數 一千六百五十九萬五千三百二十五圓五十錢（此ノ内二十五圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）  
一 氏名 出雲電氣株式會社  
一 財產ノ種類價格 松江發電所及其ノ附屬設備

此ノ價格一千六百五十九萬五千三百二十五圓五十錢（此ノ内二十六圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）  
四萬八百三十五株（全額拂込済）  
山口縣

一 株式ノ數 宇部第二發電所及前田發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備  
一 氏名 宇部德山線及宇部第二線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

宇部變電所及德山變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備  
此ノ價格一千五百六十八萬六千六百五十四圓五十錢（此ノ内四圓五十錢ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）  
三十一萬三千七百三十三株（全額拂込済）

一 株式ノ數 縣營東邦連絡線、東豐永甲線、東豐永乙線、江ノ口甲線、江ノ口乙線、仁淀川線、伊野線及縣營土電連絡線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備  
一 氏名 高知縣

江ノ口變電所及東豐永發電所内變電設備並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備東邦電力株式會社縣營東邦連絡線及其ノ附屬設備ニシテ高知縣ノ所有ニ屬スルモノ  
此ノ價格百九萬五百七十二圓（此ノ内二十二圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）



一 株式ノ數 二萬一千八百一十一株（全額拂込済）

一 氏名 伊豫鐵道電氣株式會社

一 財產ノ種類價格 今治火力發電所及其ノ附屬設備

伊豫鐵土佐電連絡線、面河連絡線、丹原線、第二新居濱線、三島線、阿豫連絡線、第

二今治線及今治火力線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

丹原變電所及面河發電所內變電設備並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

第二伊豫鐵連絡線及其ノ附屬設備ニシテ伊豫鐵道電氣株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格五百七十三萬六千七百八十五圓五十錢（此ノ内三十五圓五十錢ハ日本發送電

株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 十一萬四千七百三十五株（全額拂込済）

一 氏名 四國中央電力株式會社

一 財產ノ種類價格 四水連絡線、佐賀新居濱線及四水連絡金子支線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

第二伊豫鐵連絡線及其ノ附屬設備ニシテ四國中央電力株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格百二十一萬九千六百四十圓五十錢（此ノ内四十圓五十錢ハ日本發送電株式會

社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 二萬四千三百九十二株（全額拂込済）

一 氏名 四國水力電氣株式會社

一 財產ノ種類價格 阿豫連絡線及其ノ附屬設備

此ノ價格十一萬九千四百圓

一 株式ノ數 二千三百八十八株（全額拂込済）

一 氏名 九州電氣軌道株式會社

一 財產ノ種類價格 大門發電所及小倉發電所並ニ其ノ各發電所ノ附屬設備

築豐特高線、上津役分岐線、上津役連絡線、八幡分岐線、香月支線、日明特高線、第

二地中線、九號地中線、戶畑特高線及受電地中普通高壓線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬

設備

大門變電所及日明變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

此ノ價格一千七百六十三萬一千百三十五圓五十錢（此ノ内三十五圓五十錢ハ日本發送

電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）

一 株式ノ數 三十五萬二千六百二十二株（全額拂込済）

一 氏名 九州水力電氣株式會社

一 財產ノ種類價格 中原西谷線及西部中原線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

中原變電所及其ノ附屬設備

戶畑特高線及其ノ附屬設備並ニ日明變電所及其ノ附屬設備ニシテ九州水力電氣株式會

社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格百三十八萬三千四百十圓五十錢（此ノ内十圓五十錢ハ日本發送電株式會社法

第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ）



一 株式ノ數 二萬七千六百六十八株(全額拂込濟)

一 氏名 九州送電株式會社

一 財産ノ種類價格 福岡幹線、三田井線、久留米線、羽犬塚線、女子畑引込線、鯉田引込線及久留米引込線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

高千穗變電所及嘉穗變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

一 株式ノ數 八萬一千八百五十三株(全額拂込濟)

一 氏名 九州電力株式會社

一 財産ノ種類價格 高岡線、三池線、新開線、港支線及横須線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

人吉變電所、三池變電所及横須變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

一 株式ノ數 九萬二千二十一株(全額拂込濟)

一 氏名 西部共同火力發電株式會社

一 財産ノ種類價格 戶畑發電所及其ノ附屬設備

一 株式ノ數 九萬二千二十一株(全額拂込濟)

一 氏名 西部共同火力發電株式會社

一 財産ノ種類價格 戶畑發電所及其ノ附屬設備

一 株式ノ數 十五萬六千九百六十六株(全額拂込濟)

一 氏名 熊本電氣株式會社

一 財産ノ種類價格 大牟田一、二號線一部及港線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備 弓削變電所及其ノ附屬設備

新開線ノ附屬設備並ニ三川線及其ノ附近設備ニシテ熊本電氣株式會社ノ所有ニ屬スル

一 株式ノ數 七千八百五十六株(全額拂込濟)

一 氏名 東信電氣株式會社

一 財産ノ種類價格 島河原連絡線、上信線及西窪支線並ニ其ノ各送電線路ノ附屬設備

一 株式ノ數 七千八百五十六株(全額拂込濟)

一 氏名 東信電氣株式會社

一 財産ノ種類價格 島河原變電所及笹平變電所並ニ其ノ各變電所ノ附屬設備

此ノ價格二百一十一萬一千九百五十四圓(此ノ内四圓ハ日本發送電株式會社法第十一條

第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ)

一 株式ノ數 四萬二千二百三十九株(全額拂込濟)

一 氏名 關西電力株式會社



一 財産ノ種類價格 北方幹線及其ノ附屬設備ニシテ關西電力株式會社ノ所有ニ屬スルモノ

此ノ價格百九十萬二千九百二十三圓(此ノ内二十三圓ハ日本發送電株式會社法第十一條第一項但書ノ規定ニ依リ金錢ヲ以テ支拂フ)

一 株式ノ數 三萬八千五百八十八株(全額拂込済)

次いで「大同電力ノ社債及借入金ノ承繼竝ニ資産ノ買収又ハ讓受ニ關スル件」の審議に入つた。先づ左の如き原案が提示された。

大同電力株式會社ノ社債及借入金ノ承繼竝ニ資産ノ買収又ハ讓受ニ關スル件

大同電力株式會社ノ社債及借入金ノ承繼竝ニ資産ノ買収又ハ讓受ニ關シテハ左記ニ依リ措置スルコトトス

一、大同電力株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ハ日本發送電株式會社設立登記ノ日ノ翌日ニ於テ同社ニ承繼スルコトニ決定ト共ニ社債ノ擔保工場財團ニ屬スル出資設備以外ノ殘存電力設備及其ノ附屬設備モ同社設立登記ノ日ニ於テ買収スベキ旨命令アリタルニ付テハ日本發送電株式會社設立委員長及大同電力株式會社社長ニ於テ社債ノ承繼價格竝ニ殘存設備ノ買収ニ關シ速ニ協議シ遞信大臣ニ認可申請ノ手續ヲ爲スコト

二、前項ノ社債承繼ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ協定書作成ノ要アルニ付日本發送電株式會社設立委員長及關係當事者間ニ於テ承繼期日迄ニ調印ヲ爲シ得ル様一切ノ準備ヲ爲シ置クコト

三、社債ノ承繼及工場財團ニ屬スル殘存設備ノ買収ニ關聯シ、日本發送電株式會社ニ於テ借入金ノ承繼及殘餘ノ資産ノ包括的讓受ヲ爲スヲ最モ適當トシテ懲罰アリタルニ付テハ、之ガ承繼及讓受ニ關シ日本發送電株式會社設立委員長竝ニ關係當事者間ニ於テ速ニ協議ヲ遂ゲ日本發送電株式會社設立登記ノ日ニ於テ之ヲ實行シ得ル様一切ノ準備ヲ爲シ置クコト

### 理由

大同電力株式會社ハ今次ノ出資ニ因リ固定資産ノ大半ヲ失ヒ、其ノ業態竝ニ收支關係ニ激變ヲ來ス虞アルモノナル處、同社ノ社債ハ電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律第四條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ於テ承繼スルコトニ決定ト共ニ社債擔保工場財團ニ屬スル出資設備以外ノ殘存電力設備及其ノ附屬設備ハ前記法律第五條ノ規定ニ依リ買収命令アリタルニ付テハ、社債ノ承繼價格竝ニ設備ノ買収ニ關シ緊急必要ナル措置ヲ講ズル要アリ、又右ニ伴ヒ借入金竝ニ殘餘ノ資産モ日本發送電株式會社ニ於テ包括的ニ承繼及讓受ヲ爲スヲ最モ適當トシテ懲罰アリタルニ付テハ右ニ關シテモ速ニ協議ヲ遂ゲ殘存設備ノ買収ト同時ニ之ヲ實行スベク、一切ノ準備ヲ爲シ置クヲ適切ノ措置ト認ムルニ依ル

右案につき藤井準備局長説明に當り、これに對して池尾、松永の各委員より簡單な質問があつて實際處置を設立委員長に一任することに決定した。

續いて「西部共同火力發電株式會社及九州電力株式會社ノ借入金承繼ニ關スル件」の審議に移り、左の如き原案が提示された。

西部共同火力發電株式會社及九州電力株式會社ノ借入金承繼ニ關スル件

西部共同火力發電株式會社及九州電力株式會社ノ左記借入金ハ日本發送電株式會社ニ於テ承繼スルコトトシ、債務引受契約ニ關スル事項其ノ他必要ナル措置ニ付設立委員長竝ニ關係當事者間ニ於テ速ニ協定ヲ爲スコト

### 記

一、株式會社住友銀行外八社及西部共同火力發電株式會社間ニ於ケル昭和十三年八月二十六日附及九月二十一日附金錢消費貸借契約ニ基ク借入金(一千四百萬圓ヲ限度トス)



二、三井信託株式會社外一社及九州電力株式會社間ニ於ケル昭和七年一月二十三日附工場財團抵當金錢消費貸借契約ニ基ク借入金（現在高二百二十五萬圓）

理由

西部共同火力發電株式會社及九州電力株式會社ノ事業設備ハ今回日本發送電株式會社ニ對シ實質上殆ド全部ヲ出資セラルルコトナリタル處本件借入金ハ何レモ此等設備ノ工事資金ニ充當シ來リタルモノニシテ、殊ニ九州電力ノ借入金ハ出資設備ヲ以テ組成セル工場財團ヲ擔保トスルモノニ付、擔保工場財團ト共ニ承繼スルヲ妥當トスベク、又西部共同火力ノ借入金ニ付テモ本年六月二十五日遞信省ニ於テ發表セル「電力管理關係會社ノ建設資金融通ニ付テノ措置方法」(別表參照)ニ基キ、日本發送電株式會社ニ承繼セラルルコトノ諒解ノ下ニシテ「ンチケート」ヨリ借入ヲ爲シタル經緯モアリ、前者同様速ニ承繼ノ措置ヲ講ズルヲ適當ト認ムルニ依ル藤井準備局長これが説明を爲し、松永、大森各委員より發言あり、原案の方針を異議なく承認した。

#### 第七回特別委員會

第七回特別委員會は昭和十四年一月二十五日遞信大臣官邸に於いて開かれた。開會に當つて大和田準備局長官は左の如く述べた。

**大和田委員**（議長代理） 各務さんが相變らずサツバリなさいませんで葉山に行つてゐらつしやいまして、本日の會議についても議案に別段異存がないから私に各務さんに代つて皆様に宜しく申上げて呉れる様のお話でありましたので、甚だ慥越であります、暫く代らせて戴き度いと存じます。なほ内閣が更迭致しまして、これに伴ひ本會社設立委員長も最近永井さんが御辭退になりました、鹽野遞信大臣が設立委員長を仰付けられました。永井さんからも在任中は大變御厚情を受け、御協力を得たことを本席へ出て厚く御禮

申上ぐべきだが取敢ず私から厚く御禮を申上げて呉れる様にといはれて居りました。又鹽野委員長も是非この機會に出席しまして、御挨拶申上げ色々御願ひ致し度いと申して居りましたが、何分豫算總會中でありますので、今日この會議の後で御粗末ながら御晝食でも差上げて、その席上で御挨拶申上げ度いと、かう申して居ります。何んとか繰合せて出席するやうに考へて居られるやうであります、取敢ず私から宜しく申して呉れといふことで御座いました。なほ内閣の更迭に伴ひ政務官の更迭がありまして、大藏政務次官の太田さんと遞信政務次官の田島さんが特別委員を辭められ、新に今度その地位を襲はれました松村、平川兩政務次官が特別委員に指名されました。本日、出席致します豫定になつて居りますが、議會の關係でちよつと遅れますから、後で御挨拶申上げると、かういふことで御座いました。これから議事に移りますが、昨年の今日は、電力案を衆議院に上程致しまして、本會議で論陣を張つた日であるのですが、それから一年経つた今日、株式の公募が非常に盛況を示し過ぎて、この株式の割當に非常な苦心を拂はねばならないためにこの特別委員會を開かれるといふことは、これは全く設立委員、殊に特別委員各位の御盡力と御顔觸がこの盛況を齎したことと存じまして、この點われわれとしては一種の感慨を禁じ得ないのであります。

皆様の御盡力に依りまして、四十萬株の公募に對し七倍以上の申込がありますので、これを如何に割當つべきかといふことにつきましては、原案作成者の方面では非常な苦心を拂ひました。殊に興銀始めその道の専門の方々にお願ひを致しまして、約一週間に互り、數多の前例等も參酌致しまして、一つの案を作成したのであります。これからその案の内容を御説明申上げて、かういふ程度で割當てることに致したら如何であらうかといふ御判斷をお願ひ申上げ度いのであります。

次いで左の如き原案が提示された。



株式ノ割當ニ關スル件

日本發送電株式會社ノ募集株式ニ付テハ、別紙「緣故募集株式割當表」及「公募株式割當一覽表」ニ依リ株式ノ割當ヲ決定スルモノトシ、募入株ニ付夫々第一回拂込通知ヲ發送スルモノトス

これに對して藤井準備局長は左の如く説明を加へた。

本會社の株式の募集につきましては、皆様方の格別の御盡力に依りまして、先程も大和田委員からお話のありましたやうに、全く豫想外の好成績を以ちまして、公募株式四十萬株に對して應募總數は、御手許に差上げました参考印刷物にありますやうに、總數三百六萬七百四十株といふ多數に相成り恰度申込株數が募集株數の七倍半を超えるといふ盛況を示す次第でありまして、これは皆様の御盡力に依ることと御座いまして、厚く御禮申上げる次第でございます。

さて本會社の株式割當の決定についてであります、これに關しましては、便宜賛成人引受株式割當と一般公募株式割當とに分ちまして説明を申上げ度いと存じます。

賛成人引受株數は百六十萬株と決定致して居りまして、それに對し略々同數の割當を豫定して居つたのであります、事實は申込株數が百八十三萬四千八百二十株に達しましたので、これ亦二十三萬餘株を超過するに至つたのであります。随ひまして、賛成人引受株についても査定を必要とすることと相成りましたが、割當標準と致しましては、大體協會の如き團體の斡旋を依頼致しましたものにつきましては、出来るだけこれを尊重する建前を採りますと共に、賛成人の内で一萬株以上のものは更に減少することと致しまして、特別の事情に依り申込株の儘割當するものを除きまして、その殘餘の申込株數に對し、凡そ半減して割當つるといふ方針に依つては如何かと存じて居るのであります。即ち電氣協會の斡旋にかかる申込株數は九十一

萬八千株であります、この内大同電力の三萬六千株及び昭和電力の二千株については、昨年十二月に御決定願ひましたやうな事情もありませんので、兩社の立場上新しい株を持たないことが妥當のやうに考へますので、これを除く事と致しました、而してさう致しますれば申込數が八十八萬株と相成るのであります。而して先般の特別委員會に提出致しました株式割當表に依りますれば、電氣協會の斡旋にかかる株數は七十萬株と豫定してゐたのであります、増田さんから「電氣協會斡旋の分に對しては、申込株數七十萬株を超過した場合に於きましても、株式割當に當り實績を尊重して貰ひ度い」といふ御希望が御座いましたのみならず、電氣協會斡旋にかかります株式申込人は電氣事業者を始めいづれも日本發送電株式會社に密接なる關係を有する事業に携つて居るのでありますから、大同電力及び昭和電力の申込にかかるものを除きました申込株數を全部割當てることに致し度いと存するのであります。次は生命保險協會の斡旋にかかる申込株數三十萬株についてであります、これは三十萬株を豫定して協會に斡旋を依頼致しました關係もありまして、この割當株を三十萬株その儘と致し度いと存するのであります。更に逕信省並びに鐵道省の共濟組合の二十二萬株についてであります、これも官業共濟組合の特異性に鑑みましてその儘割當することと致し度いと思ひます。次は設立委員のお申込にかかります一萬二千二百株についてであります、これもその儘これを割當てるを適當と存じて居るのであります。以上の割當方針に基いて募入確定を爲すべき株數は百四十一萬二千二百株と相成り、賛成人引受株の残り十八萬七千八百株と相成るのであります、なほ申込株數三十八萬四千六百二十株を剩して居るので、この殘株の割當についてあります、これは損害保險業者の申込にかかります五萬株と委員斡旋にかかります申込株數三十三萬四千六百二十株とより減ずるの外はないのであります。尤もその内、山下さんの御斡旋にかかります船主協會及び造船業協會は、確定割當株數を内示致しまし



て協會に幹旋を依頼致しました事情もありますので、申込株数の儘割當てることとし、又寶來さんの御幹旋にかかりますものの中には特別の事情に依つて申込株数の儘割當てなければならぬやうなものもありますので、これ亦その儘割當てることと致しまして、残りの分につきましては、申込株数を大體半減するの方向を採用しては、如何かと存じて居るのであります。なほその内、一萬株以上のものにつきまして更に或る程度の減少を致したいと存するのであります。その結果、加藤さんの御幹旋にかかる三菱及び南條さんの御幹旋にかかる三井關係の申込株数各々五萬五千株に對してはそれ〴〵二萬株を割當て、小倉さんの御幹旋にかかります住友關係の申込五萬株に對しては一萬五千株を割當て、中井さんの御幹旋にかかります日本製鐵の申込株数二萬八千株に對しては八千株を割當て、なほ損害保險業の申込株数五萬株に對しては、これは各務さんから御一任された關係もありますので、二萬四千九百七十株を割當てることと致し度いと存するのであります。かやうな割當方法に依りますれば、賛成人割當に關しましては、お手許に配布致しました「緣故募集株式割當表」のやうな結果と相成るので御座います。

次は一般公募分に對する割當であります。從來の特殊會社の株式割當と致しましては、株式應募の實績即ち申込株数別口數、株数等の實績に照應しまして種々の方針を採用致して居るやうに承つて居ります。本會社の公募株式の割當につきましては、その實績に基づきまして、各般の事情を考慮に入れ、適切なる割當を決定致さねばならないと存するのであります。公募株式の割當に當りましては公募の性質に鑑みまして、廣く一般に均霑せしめるの配意を爲すべきものとは存するのであります。何分にも申込口數は二萬四千口に上り、株数は三百六萬株を超えらるゝといふ盛況でありますので、全部の申込口數を募入致しますと、一口當りの株数は極めて小數と相成りまして、却つて申込株主の意向にも反する結果を惹き起すことに相成る虞

も御座います。又申込株数の全部を募入することに致しますれば、夥しい募入洩を來すことと相成る結果を生ずるのであります。随ひまして色々攻究致しました結果、從來の慣例をも篤と參考と致しましてお手許に差上げましたやうな折衷案に落ち着いたら如何かと存じて居ます。

この表について説明申し上げますれば、先づ割當單位を決定致します便宜上申込株数別に二十二のグループを作り、又一口當りの割當株数の單位決定につきましては、特に小口申込を優遇致しまして、その募入率を高めましたので、十株より九百株に至ります申込に對して公募株数の過半數を割當てる結果となりました。而もその結果十株より九百株に至る各申込株口數のグループに於きましては、約二分の一の募入減を生ずるの已むなきに至つたのであります。尤もこの種の申込の中には、かやうな結果を豫想して、同一人にて數口に分つて申込んだものも相當あるやに見受けられますので、實際上の募入洩は本表より少くなるかと存するのであります。次に一千株以上のグループについてであります。これについては、全部申込口數を募入致しましたが、一口當りの割當株数は十分の一乃至十分の一に減少することに相成つて居るのであります。折角の申込をお断り致し又希望の申込株数をその儘お願ひ出来ないといふ結果を生じましたことは、洵に遺憾至極であります。申込が餘りに盛況であつたことの反面に生ずる餘儀なき結果であります。なほ募入洩は抽籤に依つて決定する方法を採り度いと存じて居ります。

最後にこの割當案の御決定前に申上ぐることは如何かと存するのであります。皆様の御盡力により賛成人として多數の御申込を頂戴致したのであります。以上申し上げます通りの事情に依りまして、或る方面に於きましては半數或ひは半數以下に減少するの已むなきに至つたものもある次第で御座います。この點につきましては、賛成申込人に對して、割當及び拂込通知狀を發送致します際に挨拶狀を同封致しまして、御



諒承を願ひ度いと存じて居りますが、この割當方法を御承認御決定下さいました上は、どうか御迷惑とは存じ上げますが、御幹旋先に對し皆様からも宜しく御執成下さいませれば洵に幸と存ずる次第で御座います。これに對して磯村、中根、増田、加藤、森、小倉、明石、成瀬各委員より質疑あり、大和田準備局長官藤井同次長等より答辯がありたる後異議なく原案を可決した。

#### 第八回特別委員會

最後の特別委員會たる第八回特別委員會は、昭和十四年三月三十日午後遞信大臣官邸に於いて開かれた。當日は創立總會に於いて承認を求むべき事項等について特別委員會作成の議案につき審議した。議事事項左の如し。

#### 議 題

- 一、創立總會ニ付議スベキ事項ニ關スル件
  - (一) 設立及開業準備ニ關スル事項報告ノ件
    - 附 設立及開業準備經過報告書案
  - (二) 理事候補者ノ選舉及監事選任ノ件
  - (三) 商法第三十四條ニ定メタル事項ノ調査報告ノ件
    - 附 設立費決算報告書案
  - (四) 役員ノ報酬ノ件
- 二、開業準備費ニ關スル件
  - 附 開業準備費決算書案

各務特別委員長病氣缺席のため大和田準備局長官議長代理となり挨拶を述べたる後議案の内容に關し藤井準備局長より説明があつて、特別委員會は異議なくこれらの議案を可決した。

#### 第三回設立委員會

最後の設立委員會總會は、昭和十四年三月三十一日午前帝國ホテルに於いて開催された。當日の議事事項は左の如し

- 一、創立總會ニ付議スベキ事項ニ關スル件
  - (一) 設立及開業準備ニ關スル事項報告ノ件
    - 附 設立及開業準備經過報告書案
  - (二) 理事候補者ノ選舉及監事選任ノ件
  - (三) 商法第三十四條ニ定メタル事項ノ調査報告ノ件
    - 附 設立費決算報告書案
  - (四) 役員ノ報酬ノ件
- 二、開業準備費ニ關スル件
  - 附 開業準備費決算書案

なほ當日の出席者は左の如くであつた。

委員長	委員
鹽野季彦	岩田宙造
磯村豊太郎	



番	番	五十九番	五十八番	五十七番	五十五番	五十三番	五十二番	五十一番	四十三番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十二番
外	外								伯爵						男爵		
大	平	鈴	杉	關	進	結	木	秋	兒	萬	增	松	松	松	矢	山	串
和	川	川	野	根	藤	城	村	田	玉	代	田	本	村	永	吹	下	田
田	松	貫	喜	善	誠	豐	平		秀	順	次	健	光	安	龜	萬	
梯	太		精	作	一郎	太	右		雄	四	郎	次	三	左	三	藏	
二	郎	一					衛	清	雄	郎	郎	郎	三	門	郎		

三十一番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十二番	十八番	十七番	十六番	十五番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	六番	四番	三番
伯爵																	子爵
黑	南	中	中	成	田	加	小	大	大	大	戶	寶	堀	林	池	今	井
木	條	根	井	瀨	邊	藤	倉	森	平	谷	澤	來	切	安	尾	利	上
三	金	貞	勵		隆	武	正	洪	賢		芳	市	善	繁	芳	喜	匡
次	雄	彦	作	達	二	男	恒	太	作	登	樹	松	郎	繁	藏	郎	四



委員補助

電力管理準備局次長	藤井崇治
電力管理準備局書記官	有田喜一
電力管理準備局書記官	古池信三
電力管理準備局事務官	太田喬
電力管理準備局事務官	白根玉喜
電力管理準備局技師	加藤鎌二
電力管理準備局技師	後藤清太郎
逓信省事務官	青木市治
電力管理準備局屬	伊藤清人
電力管理準備局屬	永井虎雄
逓信屬	小田滿雄

委員附書記

先づ鹽野遞信大臣より開會の挨拶ありたる後、議事項一及び二を一括議題となし審議を進めた。議案内容左の如し。

議案

- 一、創立總會ニ付議スベキ事項ニ關スル件
- (一) 設立及開業準備ニ關スル事項報告ノ件

附、設立及開業準備經過報告書案

- (二) 理事候補者ノ選舉及監事選任ノ件
- (三) 商法第三百三十四條ニ定メタル事項ノ調査報告ノ件

附、設立費決算報告書案

- (四) 役員ノ報酬ノ件

二、開業準備費ニ關スル件

附、開業準備費決算書案

日本發送電株式會社設立及開業準備經過報告書案

本邦電力事業ハ官民ノ努力ト、國民經濟ノ進展ト相俟チ、比較的短時日ノ間ニ目覺シキ發達ヲ遂グルコトヲ得タリト雖モ、多數ノ會社ニ分立經營セラルル現狀ニ在リテハ、大規模且綜合的の運營ノ妙味ヲ發揮スルニ難ク、延テ現下内外ノ情勢ニ照シ最モ緊要ナル國家公共ノ諸要求ヲ充タス上ニモ遺憾ノ點ナシトセズ。茲ニ於テ政府ハ電力ノ國家管理ヲ實施シ、日本發送電株式會社ヲ創設シ、本會社ヲシテ重要ナル發電及送電事業ヲ獨占經營セシメ、水力資源ノ完全利用、水火力ノ經濟的併用、全國的大送電網ノ樹立ニ依ル電力需給ノ圓滑等ノ實現ヲ期シ、以テ諸產業ノ振興、國民生活ノ向上、國防ノ充足ニ資セシメ、電力事業本然ノ使命達成ニ遺憾ナカラシメントシ、昨年四月電力管理法、日本發送電株式會社法其ノ他電力管理ニ關スル諸法令ヲ制定公布セラレタリ。

昨年九月不肖等揣ラズモ政府ヨリ設立委員ヲ命ゼラレ、其ノ重大ナル使命ニ鑑ミ直ニ設立委員會ヲ開催シ、慎重審議ノ上本會ノ設立及開業準備ニ關スル方針ヲ樹テ之ガ實行ニ着手セリ。



會社ノ設立ニ關スル事項ノ實行ニ當リテハ、政府ノ適切ナル指導ト各位ノ熱誠ナル援助トニ依リ株式募集、第一回株金拂込等總テ好成績ヲ收メ、諸般ノ事務亦滞リナク終了スルヲ得タリ。

而シテ本會社ハ其ノ資本金ノ大部分ガ現ニ活動中ノ電力設備ノ出資ヲ基礎トシテ成立スルモノナルヲ以テ、會社ノ成立ト同時ニ直ニ營業ヲ開始セザルベカラズ。且電力需給ノ圓滑ヲ期スルガ爲將來ノ電力需用ニ應ジ速ニ電力設備ノ建設ニ着手スルノ要アルヲ以テ、創立期間中ニ於テ開業準備ニ關スル事項ヲモ處理セザルベカラズ。是レ日本發送電株式會社法第四十四條ニ於テ之ニ關シ特ニ規定セラレタル所以ニシテ、不肖等設立委員亦會社ノ設立ニ關スル事項ト併セテ極力營業開始及建設工事準備等開業準備ニ關スル諸般ノ事項ニ付萬全ノ措置ヲ講ジタリ。

不肖等設立委員ヲ命ゼラレテヨリ半歲餘、會社ノ設立及開業準備ヲ了ヘ本日茲ニ創立總會ヲ開催スルコトヲ得ルニ至リタルハ、寔ニ欣快ニ堪ヘズ感謝措ク能ハザル所ナリ。

左ニ設立及開業準備ノ經過ノ大要ヲ述ベ各位ニ報告スル次第ナリ。

#### 一 庶務

一 昭和十三年九月六日日本發送電株式會社法第四十四條ノ規定ニ依リ遞信大臣永井柳太郎ヲ設立委員長ニ、法制局長官船田中外六十三名ヲ設立委員ニ任命セラレタリ。

一 昭和十三年九月十五日第一回設立委員會ヲ開催シ、設立委員長ヨリ特別委員ヲ指名シ定款作成其他會社ノ設立及開業準備ニ必要ナル事項ノ調査、審議ヲ付託セリ。

一 第一回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年九月十五日設立事務所ヲ東京市麴町區大手町二丁目四番地電力管理準備局内ニ設置セリ。

一 第一回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年十一月二十九日開催ノ設立委員會第五回特別委員會ノ議ヲ經テ、大藏省所管ノ東京市小石川區小石川町一番ノ十一國有地ヲ借受ケ本社社屋ヲ建築スルコトトシ、昭和十四年三月三十一日之ガ落成ヲ見タリ。

一 昭和十三年十二月一日開催ノ第二回設立委員會ニ於テ定款、設立趣意書、事業目論見書及收支豫算書中出資設備ノ評價ニ關聯スル事項以外ノモノヲ決定シ、出資設備ノ評價ニ關聯スル事項ニ付テハ之ガ整理決定ヲ設立委員長ニ委任セリ。

一 昭和十三年十二月十五日大阪市北區宗是町一番地大阪ビルディング内ニ設立事務所大阪出張所ヲ開設シ、關西方面ニ於ケル開業準備並ニ大阪支店設置準備ニ當ラシメタル外、名古屋、富山、廣島、新居濱、福岡各市ニ會社出張所設置ノ手配ヲ爲シタリ。

一 第二回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年十二月二十日開催ノ設立委員會第六回特別委員會ノ議ヲ經テ定款、事業目論見書及收支豫算書等ヲ決定シ、同日政府ニ對シ定款認可ノ申請ヲ爲シタル處同日之ガ認可アリタリ。

一 昭和十四年一月二十一日遞信大臣鹽野季彦ヲ設立委員長ニ、法制局長官黒崎定三ヲ設立委員ニ任命セラレ、同月二十四日内務政務次官漢那憲和、大藏政務次官松村光三、遞信政務次官平川松太郎及遞信參與官上田孝吉ヲ夫々設立委員ニ任命セラレタリ。

一 昭和十四年一月二十四日政府ニ對シ設立委員長及設立委員五名更迭ニ伴フ定款ノ一部變更ニ付認可申請ヲ爲シ二月四日之ガ認可アリタリ。

一 昭和十四年一月二十七日政府ニ對シ株式申込證検査ノ申請ヲ爲シ同月三十日検査終了ノ通知アリタリ。



- 一 昭和十四年三月十六日各株式引受人ニ對シ四月一日東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地一日本工業俱樂部ニ於テ創立總會ヲ開催スベキ旨通知狀ヲ發送セリ。
- 一 昭和十四年三月二十九日遞信次官更迭ニ伴ヒ設立委員小野猛退任シタルヲ以テ、同日政府ニ對シ定款ノ一部變更ニ付認可申請ヲ爲シ同月三十日之ガ認可アリタリ。
- 一 昭和十四年三月三十一日第三回設立委員會ヲ開催シ創立總會ニ付議スベキ事項ニ關シ審議決定ヲ爲シタリ。

二 株 式

- 一 本會社ノ株式總數一千四百七十八萬六千三百六株ノ内、現物出資者ニ對シテ與フル株式數ハ一千二百七十八萬六千三百六株ニシテ、金錢拂込ノ株式數ハ二百萬株ナリ。
- 一 昭和十三年九月六日政府ヨリ出資設備決定ニ關スル通知アリタリ。
- 一 昭和十三年十一月二十四日政府ヨリ出資設備追加ニ關スル通知アリタリ。
- 一 昭和十三年十二月一日開催ノ第二回設立委員會ニ於テ株式募集計畫ヲ決定シ、金錢拂込ノ募集株式ヲ二百萬株トシ、内百六十萬株ハ賛成人ニ於テ引受ケ、四十萬株ハ一般公募ヲ爲スコトトセリ。
- 一 昭和十三年十二月二十日政府ヨリ出資設備ノ價格ハ總額六億五千三百拾一萬四千三百五拾六圓五拾錢ニ決定セル旨通知アリタリ。

此ノ現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、其ノ財産ノ種類、價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ハ別紙ノ記載ノ通ナリ。

- 一 昭和十四年一月十六日ヨリ同十八日迄ヲ株式申込期間トシテ一般公募株四十萬株ノ募集ヲ爲シタル處、應募成績極メテ良好ニシテ申込期間ノ初日ニ於テ既ニ二百九十九萬七百四十株ニ達シ、一般公募株數ニ對シ七

倍強ニ上リタルヲ以テ即日募集ヲ締切リタリ。

- 一 第二回設立委員ノ決議ニ基キ昭和十四年一月二十五日開催ノ設立委員會第七回特別委員會ノ議ヲ經テ應募株式ニ對スル割當ヲ決定セリ。
- 一 昭和十四年二月一日第一回株金拂込期日ヲ同月十五日ト定メ各株式引受人ニ對シ確定株數並ニ拂込通知ヲ發送セリ。
- 一 昭和十四年二月二十一日第一回株金拂込未済者ニ對シ更ニ期日ヲ三月十一日ト定メ拂込ノ催告ヲ爲シタリ。
- 一 昭和十四年三月十日金錢拂込ノ各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ完了セリ。

三 出資會社ノ社債承繼及殘餘財産買收

- 一 昭和十三年十月三日政府ヨリ關西共同火力發電株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼スベキ旨通知アリタルヲ以テ、同社トノ承繼價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ認可ヲ申請シタル處、十二月一日其ノ認可アリタリ。
- 一 昭和十三年十二月二日政府ヨリ大同電力株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼スベキ旨通知アリタルヲ以テ、同社トノ間ニ承繼價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ申請シタル處、昭和十四年三月十五日其ノ認可アリタリ。
- 一 昭和十三年十二月三日政府ヨリ大同電力株式會社ノ所有ニ係ル社債擔保工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ニシテ、日本發送電株式會社設立ノ際本會社ニ出資スベキ電力設備及其ノ附屬設備ヲ除キタルモノハ本會社設立ノ登記ノ日ニ於テ之ヲ買收スベキ旨命令アリタルヲ以テ同社トノ間ニ買收價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ認可ヲ申請シタル處、昭和十四年三月十五日其ノ認可アリタリ。



一 昭和十三年十二月三日政府ヨリ前項ノ命令ト共ニ大同電力株式會社ノ借入金及殘餘資産ヲ同時ニ包括的ニ讓受又ハ承繼方考慮スベキ旨德意アリタルヲ以テ、讓受價格其ノ他ニ付同社ト折衝ヲ重ネ殘餘事業設備ハ本會社設立登記ノ日ノ翌日ニ於テ、其ノ他ノ資産及負債ハ設立登記ノ日ニ於テ夫々包括的ニ讓受ケ又ハ承繼スルコトニ協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ電氣事業讓渡ノ認可ヲ申請シタル處、昭和十四年三月二十九日其ノ認可アリタリ。

四 營業準備

一 電力設備及其ノ附屬設備ノ出資ニ伴フ電力受給契約ノ承繼及新規電力需給契約ノ締結ニ關シテハ、各事業者トノ間ニ協定ヲ遂ゲ政府ノ電力料金決定ヲ得タルヲ以テ營業ヲ開始シ得ル運ビト爲レリ。

一 火力發電用石炭ノ購入ニ關シテハ各方面ト銳意折衝ヲ重ネ遺漏無キヲ期シタリ。

五 建設工事準備

一 建設工事ニ關シテハ政府ヨリ昭和十三年十一月以降山口、廣島及岐阜各縣下ニ於テ送電線ヲ、北海道十勝川水系巖松外十六ヶ地點ニ水力發電所ヲ、山口縣厚狹郡小野田町所在小野田發電所外四ヶ所ノ火力發電所ヲ新增設スベキ旨内示アリタルヲ以テ、夫々之ガ準備ヲ爲シタリ。

昭和十四年四月一日

日本發送電株式會社

設立委員長

遞信大臣 鹽野季彦

設立委員

從三位勳二等	從三位勳一等	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	保險院長官	遞信參事官	遞信次官	遞信次官	臨時物資調整局次長	司法省民事局長	大藏政務次官	內務政務次官	法制局長官
伍	堀切善次郎	依田清	秋田清	三土忠造	岩田宙造	矢吹省三	井上匡四郎	兒玉秀雄	藤誠一	上田孝吉	大和田悌二	平川松太郎	竹內可吉	大森洪太	松村光三	漢那憲和	黑崎定三	



從七位勳四等  
正六位勳四等  
正七位勳四等  
勳四位等  
正七位勳四等  
正七位勳六等  
正七位勳六等

小倉正恒  
松本健次郎  
增田次郎  
木村平右衛門  
矢野恒太  
串田萬藏  
池尾芳藏  
有田邦敬  
今井利喜三郎  
今西與三郎  
林來市  
寶來市  
戶澤芳樹  
大平賢作  
加藤武男  
中根貞彦  
村田省藏  
松永安左五門

勳三位等  
正六位勳六等  
勳六等  
從三位勳四等  
正三位勳二等  
勳二位等  
正三位勳三等  
從三位勳四等  
正六位勳三等  
勳三位等  
勳三位等  
正四位勳三等  
從四位勳三等  
從四位勳三等  
男爵  
各務鎌吉郎  
成瀬達郎  
田邊隆二  
野村德七郎  
藤原銀次郎  
山下龜三郎  
結城豐太郎  
石黒忠篤郎  
根津嘉一郎  
中井勵作  
黒木三吉  
安宅彌吉  
南條金雄  
大谷登  
小林一三  
井坂孝郎  
磯村豐太郎



日本發送電株式會社設立費決算報告書案  
日本發送電株式會社設立費決算書

自昭和十三年九月六日  
至昭和十四年四月一日

萬代順四郎  
青木謙太郎  
明石照男  
穴水熊雄  
朝吹常吉  
森廣藏  
關根善作  
杉野喜精  
鈴木貫一

- 一 金拾六萬七千參百八拾壹圓參拾八錢也
- 內 譯
- 一 金壹千壹百五拾六圓四拾錢也
- 一 金貳萬七千九百貳拾八圓八拾錢也
- 一 金六百九拾參圓九拾六錢也

備用品費  
圖書及印刷費  
筆紙墨文具

- 一 金九千四百貳拾圓四拾六錢也
  - 一 金四百九拾五圓七拾錢也
  - 一 金五千參百五拾六圓九拾四錢也
  - 一 金壹萬五千貳百壹圓四拾貳錢也
  - 一 金八萬四千六百七拾四圓四拾錢也
  - 一 金貳萬貳千四百五拾參圓參拾錢也
- 右ノ通り決算候也
- 昭和拾四年四月壹日

通信運搬費  
建物借料  
旅給費  
株式募集費  
諸雜費

日本發送電株式會社開業準備費決算書案

日本發送電株式會社開業準備費決算書

自昭和十三年九月六日  
至昭和十四年三月三十一日

- 一 金壹百九拾壹萬五千九百五拾壹圓五拾六錢也
- 內 譯
- 一 金四拾萬圓也
- 一 金拾四萬九千壹百拾參圓參拾七錢也

本社建物內拂金  
建設準備支出金

日本發送電株式會社設立委員長

遞信大臣 鹽野季彦



一	金六拾六萬四千參百拾五圓參拾錢也	登錄稅印紙代金
一	金拾壹萬參千五百貳拾參圓五拾七錢也	備品費
一	金五萬八千四百貳拾貳圓九拾貳錢也	消耗品費
一	金七千圓四拾六錢也	通信運搬費
一	金壹萬壹千壹百貳拾參圓四拾參錢也	借地及借家料
一	金參萬八千貳百拾壹圓九拾四錢也	諸雜費
一	金五萬壹千五百九拾四圓貳錢也	旅費
一	金四拾壹萬四千五百九拾五圓九拾四錢也	諸給與
一	金八千五拾圓六拾壹錢也	支拂利息

右ノ通り決算候也

昭和拾四年四月壹日

日本發送電株式會社設立委員長

遞信大臣 鹽野 季彦

右議案について大和田遞信次官兼電力管理準備局長官より左の如き説明があつた。

たゞいま御指名に依りまして、私より特別委員會に於ける議案の審査の経過及び結果を御報告申し上げたいと存じます。本來各務特別委員長から申上げる筋で御座いまするが、些か御病氣に因りまして列席が不能で御座いますので、私が代つて御報告申上げる次第で御座います。

本件に關しましては、昨三十日午後二時より遞信大臣官邸に於きまして、第八回特別委員會を開催し、慎重

審議の結果、たゞいま朗讀致しました案の内容を決定致しましたので御座います。創立總會は明四月一日午前九時、日本工業俱樂部に於いて開催することとして、既に本月十六日通知狀を全株式引受人に對して發送致したので御座います。右總會に付議すべき事項に關する件と致しまして、先づ第一は設立及び開業準備に關する事項報告の件で御座います。これはお手許に配布致してあります日本發送電株式會社設立及び開業準備経過報告書案の内容を成すもので御座います。その報告書案の中、昨年十二月一日以前の處理に係る事項につきましては、既に第二回の設立委員會に於きまして、各務特別委員長から御報告済のものをも含んで居りますので、説明と致しましては重複を避けまして、こゝでは第二回設立委員會以後に於ける重要處理事項の御報告を申上げることと致したいと存じます。

先づ會社の株式に關する件で御座いますが、株式募集に必要な會社の事業目論見書、收支豫算書、定款等につきましては、第二回設立委員會に於きまして決定を見たので御座いますが、出資設備の評價に關聯致しまして、設立委員長にこれが整理を委任されてゐた部分が御座いましたので、その評價の確定を待ちまして、この整理を終り、昨年十二月二十日開催の第六回特別委員會にこれを付議しまして決定を致しました。そして定款につきましては、昨年の十二月二十日政府より認可の指令を受けました。株式の募集につきましては、一月十六日から三日間、これを株式申込期間と致し申込受付を開始しましたところ、公募株式四十萬株に對して、應募總數二百九十九萬七百四十株といふ多數に達しまして實に七倍強に上るといふ豫想通りの好況の裡に即日申込を締切つた次第であります。隨ひまして、こゝに株式の割當が問題となつて參つたので御座いますが、これに關しましては、先づ賛成人引受の部と一般公募分とに分けまして、その内で賛成人に對する割當標準と致しまして、電氣協會のやうな團體の斡旋に係るものにつきましては、出来るだけこれを尊重す



るといふ建前を採りました。一般賛成人の申込につきましては、大體に於いてこれを半分に減らすことを認めて戴き、一萬株以上の申込について更にこれを減らすといふ方針を採用することに決定を見たので御座います。又一般公募分に對する割當に關しましては、從來の特殊會社の例をも參酌して慎重に考慮致しました結果、その割當標準と致しまして、公募といふ事柄の性質に鑑み、成るべく多くの者に割當て、募入外れを少くするといふこと、小口の申込を優遇するといふこの方針を採用したので御座います。なほ株式の拂込及び拂込催告等につきましても圓滑に手續を終了致しまして豫定通り本年三月十日各株式引受人全部第一回の拂込を致し、一人の失権者も出さず、拂込書類の引繼等の如きも、何等滞りなく終了を見たので御座います。

次は、出資會社の社債及び借入金承繼並びに資産の買収又は譲渡に關する件で御座いますが、まづ大同電力株式會社の社債の元利支拂につきましては、昨年十二月二日附を以つて、政府より本會社に對して、設立登記の日の翌日にこれを承繼すべき旨の決定通知が御座いました。又、社債の擔保たる工場財團所屬の出資設備以外の電力設備及びその附屬設備も、本會社設立登記の日に於いて買収すべしといふ旨の命令があり、更に社債の承繼及び工場財團に屬する殘存設備の買収に關聯しまして、借入金その他の資産及び負債も同時に包括的に譲受を爲すを最も適當なりとして、政府から徳邊が御座いましたので、特別委員會に於きましては、これが承繼買収又は譲受等に關する措置方につき慎重審議を致しまして、それ／＼適切と認むる方針を決定致し、同會社との間に、譲受價格その他について協定を遂げ、本年三月二十九日本件につきまして逡信大臣から認可の指令を受けることが出來たのであります。なほ西部共同火力發電株式會社及び九州電力株式會社の事業設備は、實質上殆んど全部を日本發送電株式會社に對して出資すること／＼なりました。而も兩社の借入金は、いづれもこれらの出資設備の工事資金に充當して來てゐるものであり、その他種々の事情を考慮

致しまして、右兩社の借入金は、いづれも日本發送電株式會社に於いて承繼することが適當と認め、債務引受契約に關する事項、その他必要なる措置について、特別委員會に於きましてその方針を決定致した次第で御座います。

次は營業準備について、御座いますが、營業準備として最も肝要な電力受給契約の締結に關する問題であります。これにつきましては豫め右契約の骨子となるべき電力受給の基礎的諸條件を調査研究致しますと共に、相手方たる各事業者から、契約締結に必要な色々な資料の提出を求めて、現に在ります契約を承繼すべきもの、新に契約を締結すべきもの等の振分けを致しました後で、具體的な契約の締結準備を進めて參つたので御座いますが、相手方の誠意ある御協力を得まして、いづれも圓滿に協定が出來、それ／＼契約調印の上、政府の料金の決定を得て營業を開始し得る運びとなつて居るので御座います。

なほ火力發電用の石炭の問題は、本會社の今後の營業上の重要な問題で御座いますが、これが手當に關しまして、特に留意致した次第でありまして、出資事業者に石炭の買入方を依頼し、その貯藏炭の圓滑なる引繼ぎを受けます一面、新規購入につきましては、商工當局の協力を得、石炭關係業者と鋭意折衝を遂げまして、營業準備に萬遺算なきことを期して參つた次第でございます。

次に建設工事の準備について、御座いますが、時局柄、電力需用の急激なる増加に即應しまして、本會社の電力設備の建設を圓滑且つ迅速に取運ばせることが最も必要と認められるのであります。これがためには會社設立中に於きまして、その準備をなして置くことが適當と認められますので政府より廣島及び岐阜縣下に於いては、送電線を十勝川水系その他十六ヶ地點に水力發電所を、小野田發電所その他四ヶ所に水力發電所を建設又は増設すべしといふ内示を受けたので御座います。それで直ちにこれらの準備に着手致しま



して、必要なる事務を遂行して参つたので御座います。

以上を以ちまして、設立及び開業準備に關する事項の報告は終りまするが、第二に理事候補者の選舉及び監事選任の件で御座います。これは、日本發送電株式會社法第二十條に、本會社の理事は株主總會に於いて二倍の候補者を選擧し、政府がその中より命ずるといふことになつて居ります。監事は株主總會に於いてこれを選任することに決められて居りますので、他の特殊會社の例にも倣ひまして、本件を創立總會に付議することゝ致したので御座います。

第三は、商法第四百十條に定められました事項の調査報告の件で御座いますが、これは御承知の如く、株式總數の引受があつたかどうか、第二百二十九條の拂込即ち各株について第一回の拂込があつたかどうか、金銭以外の財産を以つて出資の目的と爲す者の氏名、その財産の種類、價格及びこれに對して與ふる株式の數、並びに會社の負擔に歸すべき設立費用などが正當であるかどうかといふことを、相當機關に於いて調査致しましてこれを創立總會に報告すべきことゝなつて居りますので、本件を創立總會に付議すべき事項となしたので御座います。會社の負擔に歸すべき設立費用は、定款第三十九條の規定に依りまして、金二十萬圓を限度と定められて居るのでありますが、その決算額は十六萬七千三百八十一圓三十八錢といふことに相成つて居るので御座います。なほ序に議案の第二の開業準備費に關する件について、御報告申上げたいと存じます。本會社は、會社成立と同時に開業することが絶対に必要でありますために、他の一般の會社設立の場合に見られません所の、各般の開業準備事務につきまして、萬全の措置を講ずるの必要がありますので、その準備事務をも遂行して参つたのでありまして、これに要しました費用が、百九十一萬五千九百五十一圓五十六錢に上つて居るので御座います。尤もこの中には本社の建築費の内金として四十餘萬圓、又設立登記

用の印紙代金として六十六萬餘圓等大口のものが含まれて居るので御座いますが、その他詳細なる内容につきましては、お手許にお配り申してあります設立費決算報告書案、開業準備費決算書案その他決算資料について御覽を願ひたいと存じます。

第四は役員報酬の件で御座います。本件に關しましては、定款に別に定も御座いませぬし、隨ひまして、これは總會に於いて決定するを要するものと認められますので、他の特殊會社設立の事例にも倣ひ、これを創立總會の付議事項と致します次第であります。これを以ちまして、議案に關する特別委員會の議事の經過並に結果の御報告を簡單ながら致した次第で御座います。何卒皆様にかかれまして、本案の内容に御賛成下さらんことを切望致す次第で御座います。

これらの議案に對しては一人も異議を唱ふる者なく、萬場一致可決し、日本發送電株式會社設立委員會もこれに無事終幕を告げた。設立委員全員、とりわけ電力管理準備局員一同の面上掩ひ難き喜色の漲るのを認めたのも當然である。

### 第三節 創立總會

日本發送電株式會社創立總會は昭和十四年四月一日丸の内工業俱樂部に於いて開かれた。開會に當つて設立委員長たる鹽野遞信大臣は先づ左の如く挨拶した。

皆様にかかれましては時節柄御多忙中にも拘はらず多數御出席に相成りましてありがたう御座います。それでは只今から日本發送電株式會社の創立總會を開催致します。

本會社の株式引受人總人員は九千九百二十名、株式總數は一千四百七十八萬六千三百六株でありまして、



これに對して、本日御出席の株式引受人及びその株式数は委任狀に依るものを含めまして九千五百五十二名の株式数は一千三百七十二萬三千四百十六株であります。

御承知のやうに當會社の創立總會の決議は日本發送電株式會社法第五十一條に依りまして、單に出席株式引受人の議決權の過半數を以つてこれを爲せばよいことになつて居りますので、豫めこの點を御諒承願ひます。本日の議題について御協議を御頼ひ致しまする前に議長を御決め願ひたいと思ひます。

議長は選舉に依らずして推舉に依り鹽野設立委員長その席に就き議事を進めた。

第一號議案——會社の設立及び開業準備に關する報告の件

右議案内容は「日本發送電株式會社設立及開業準備經過報告書」として開會に先立ち配布されたが、その内容左の如し。

#### 日本發送電株式會社設立及開業準備經過報告書

本邦電力事業ハ官民ノ努力ト、國民經濟ノ進展ト相俟チ、比較的短時日ノ間ニ目覺シキ發達ヲ遂グルコトヲ得タリト雖モ、多數ノ會社ニ分割經營セラルル現狀ニ在リテハ、大規模且綜合的經營ノ妙味ヲ發揮スルニ難ク、延テ現下内外ノ情勢ニ照シ最モ緊要ナル國家公共ノ諸要求ヲ充タス上ニモ遺憾ノ點ナシトセズ。茲ニ於テ政府ハ電力ノ國家管理ヲ實施シ、日本發送電株式會社ヲ創設シ、本會社ヲシテ重要ナル發電及送電事業ヲ獨占經營セシメ、水力資源ノ完全利用、水火力ノ經濟的併用、全國的大送電網ノ樹立ニ依ル電力需給ノ圓滑等ノ實現ヲ期シ、以テ諸産業ノ振興、國民生活ノ向上、國防ノ充足ニ資セシメ、電力事業本然ノ使命達成ニ遺憾ナカラシメントシ、昨年四月電力管理法、日本發送電株式會社法其ノ他電力管理ニ關スル諸法令ヲ制定公布セラレタリ昨年九月不肖等揃ラズモ政府ヨリ設立委員ヲ命ゼラレ、其ノ重大ナル使命ニ鑑ミ直ニ設立委員會ヲ開催シ慎

重審議ノ上本會社ノ設立及開業準備ニ關スル方針ヲ樹テ之ガ實行ニ着手セリ

會社ノ設立ニ關スル事項ノ實行ニ當リテハ、政府ノ適切ナル指導ト各位ノ熱誠ナル援助トニ依リ株式募集、第一回株金拂込等總テ好成績ヲ收メ、諸般ノ事務亦滞リナク終了スルヲ得タリ

而シテ本社ハ其ノ資本金ノ大部分ガ現ニ活動中ノ電力設備ノ出資ヲ基礎トシテ成立スルモノナルヲ以テ、會社ノ成立ト同時ニ直ニ營業ヲ開始セザルベカラズ、且電力需給ノ圓滑ヲ期スルガ爲將來ノ電力需用ニ應ジ速ニ電力設備ノ建設ニ着手スルノ要アルヲ以テ、創立期間中ニ於テ開業準備ニ關スル事項ヲモ處理セザルベカラズ。是レ日本發送電株式會社法第四十四條ニ於テ之ニ關シ特ニ規定セラレタル所以ニシテ、不肖等設立委員亦會社ノ設立ニ關スル事項ト併セテ極力營業開始及建設工事準備等開業準備ニ關スル諸般ノ事項ニ付萬全ノ措置ヲ講ジタリ

不肖等設立委員ヲ命ゼラレテヨリ半歲餘、會社ノ設立及開業準備ヲ了ヘ本日茲ニ創立總會ヲ開催スルヲ得ルニ至リタルハ、寔ニ欣快ニ堪ヘズ感謝措ク能ハザル所ナリ

左ニ設立及開業準備ノ經過ノ大要ヲ述べ各位ニ報告スル次第ナリ

#### 一 庶 務

- 一 昭和十三年九月六日日本發送電株式會社法第四十四條ノ規定ニ依リ逓信大臣永井柳太郎ヲ設立委員長ニ、法制局長官船田中外六十三名ヲ設立委員ニ任命セラレタリ
- 一 昭和十三年九月十五日第一回設立委員會ヲ開催シ、設立委員長ヨリ特別委員ヲ指名シ定款作成其ノ他會社ノ設立及開業準備ニ必要ナル事項ノ調査審議ヲ付託セリ
- 一 第一回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年九月十五日設立事務所ヲ東京市麴町區大手町二丁目四番地電力



管理準備局内ニ設置セリ

一 第一回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年十一月二十九日開催ノ設立委員會第五回特別委員會ノ議ヲ經テ、大藏省所管ノ東京市小石川區小石川町一番ノ十一國有地ヲ借受ケ本社社屋ヲ建築スルコトトシ、昭和十四年三月三十一日之ガ落成ヲ見タリ

一 昭和十三年十二月一日開催ノ第二回設立委員會ニ於テ定款、設立趣意書、事業目論見書及收支豫算書中出資設備ノ評價ニ關聯スル事項以外ノモノヲ決定シ、出資設備ノ評價ニ關聯スル事項ニ付テハ之ガ整理決定ヲ設立委員長ニ委任セリ

一 昭和十三年十二月十五日大阪市北區宗是町一番地大阪ビルディング内ニ設立事務所大阪出張所ヲ開設シ、關西方面ニ於ケル開業準備並ニ大阪支店設置準備ニ當ラシメタル外、名古屋、富山、廣島、新居濱、福岡各市ニ會社出張所設置ノ手配ヲ爲シタリ

一 第二回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十三年十二月二十日開催ノ設立委員會第六回特別委員會ノ議ヲ經テ定款、事業目論見書及收支豫算書等ヲ決定シ、同日政府ニ對シ定款認可ノ申請ヲ爲シタル處、同日之ガ認可アリタリ

一 昭和十四年一月二十一日逕信大臣鹽野季彦ヲ設立委員長ニ、法制局長官黒崎定三ヲ設立委員ニ任命セラレ、同月二十四日内務政務次官漢那憲和、大藏政務次官松村光三、逕信政務次官平川松太郎及逕信參與官上田孝吉ヲ夫々設立委員ニ任命セラレタリ

一 昭和十四年一月二十四日政府ニ對シ設立委員長及設立委員五名更迭ニ伴フ定款ノ一部變更ニ付認可申請ヲ爲シ二月四日之ガ認可アリタリ

一 昭和十四年一月二十七日政府ニ對シ株式申込證検査ノ申請ヲ爲シ同月三十日検査終了ノ通知アリタリ

一 昭和十四年三月十六日各株式引受人ニ對シ四月一日東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地一日本工業俱樂部ニ於テ創立總會ヲ開催スベキ旨通知狀ヲ發送セリ

一 昭和十四年三月二十九日逕信次官更迭ニ伴ヒ設立委員小野猛退任シタルヲ以テ、同日政府ニ對シ定款ノ一部變更ニ付認可申請ヲ爲シ同月三十日之ガ認可アリタリ

一 昭和十四年三月三十一日第三回設立委員會ヲ開催シ創立總會ニ付議スベキ事項ニ關シ審議決定ヲ爲シタリ

## 二 株 式

一 本會社ノ株式總數一千四百七十八萬六千三百六株ノ内、現物出資者ニ對シテ與フル株式數ハ一千二百七十八萬六千三百六株ニシテ、金錢拂込ノ株式數ハ二百萬株ナリ

一 昭和十三年九月六日政府ヨリ出資設備決定ニ關スル通知アリタリ

一 昭和十三年十一月二十四日政府ヨリ出資設備追加ニ關スル通知アリタリ

一 昭和十三年十二月一日開催ノ第二回設立委員會ニ於テ株式募集計畫ヲ決定シ、金錢拂込ノ募集株式ヲ二百萬株トシ、内百六十萬株ハ賛成人ニ於テ引受ケ、四十萬株ハ一般公募ヲ爲スコトトセリ

一 昭和十三年十二月二十日政府ヨリ出資設備ノ價格ハ總額六億五千參百拾壹萬四千參百五拾六圓五拾錢ニ決定セル旨通知アリタリ。此ノ現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、其ノ財産ノ種類、價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ハ別紙記載ノ通ナリ

一 昭和十四年一月十六日ヨリ同月十八日迄ヲ株式申込期間トシテ一般公募四十萬株ノ募集ヲ爲シタル處、應募成績極メテ良好ニシテ申込期間ノ初日ニ於テ既ニ二百九十九萬七百四十株ニ達シ、一般公募株數ニ對シ七



倍強ニ上リタルヲ以テ即日募集ヲ締切リタリ

一 第二回設立委員會ノ決議ニ基キ昭和十四年一月二十五日開催ノ設立委員會第七回特別委員會ノ議ヲ經テ應募株式ニ對スル割當ヲ決定セリ

一 昭和十四年二月一日第一回株金拂込期日ヲ同月十五日ト定メ各株式引受人ニ對シ確定株數竝ニ拂込通知ヲ發送セリ

一 昭和十四年二月二十一日第一回株金拂込未済者ニ對シ更ニ期日ヲ三月十一日ト定メ拂込ノ催告ヲ爲シタリ

一 昭和十四年三月十日金錢拂込ノ各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ完了セリ

### 三 出資會社ノ社債承繼及殘餘財産買收

一 昭和十三年十月三日政府ヨリ關西共同火力發電株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼スベキ旨通知アリタルヲ以テ、同社トノ間ニ承繼價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ認可ヲ申請シタル處、十二月一日其ノ認可アリタリ

一 昭和十三年十二月二日政府ヨリ大同電力株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼スベキ旨通知アリタルヲ以テ、同社トノ間ニ承繼價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ認可ヲ申請シタル處、昭和十四年三月十五日其ノ認可アリタリ

一 昭和十三年十二月三日政府ヨリ大同電力株式會社ノ所有ニ係ル社債ノ擔保工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ニシテ、日本發送電株式會社設立ノ際本會社ニ出資スベキ電力設備及其ノ附屬設備ヲ除キタルモノハ、本會社設立ノ登記ノ日ニ於テ之ヲ買收スベキ旨命令アリタルヲ以テ、同社トノ間ニ買收價格其ノ他ノ條件ニ付協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ之ガ認可ヲ申請シタル處、昭和十四年三月十五日其ノ認可アリタリ

一 昭和十三年十二月三日政府ヨリ前項ノ命令ト共ニ大同電力株式會社ノ借入金及殘餘資産ヲ同時ニ包括的ニ讓受又ハ承繼方考慮スベキ旨意旨アリタルヲ以テ、讓受價格其ノ他ニ付同社ト折衝ヲ重ネ殘餘事業設備ハ本會社設立登記ノ日ノ翌日ニ於テ、其ノ他ノ資産及負債ハ設立登記ノ日ニ於テ夫々包括的ニ讓受ケ又ハ承繼スルコトニ協定ヲ遂ゲ遞信大臣ニ對シ電氣事業讓渡ノ認可ヲ申請シタル處、昭和十四年三月二十九日其ノ認可アリタリ

### 四 營業準備

一 電力設備及其ノ附屬設備ノ出資ニ伴フ電力供給契約ノ承繼及新規電力供給契約ノ締結ニ關シテハ、各事業者トノ間ニ協定ヲ遂ゲ政府ノ電力料金決定ヲ得タルヲ以テ營業ヲ開始シ得ル運ビト爲レリ

一 火力發電用石炭ノ購入ニ關シテハ各方面ト銳意折衝ヲ重ネ遺漏無キヲ期シタリ

### 五 建設工事準備

一 建設工事ニ關シテハ政府ヨリ昭和十三年十一月以降山口、廣島及岐阜各縣下ニ於テ送電線ヲ、北海道十勝川水系巖松外十六ヶ地點ニ水力發電所ヲ、山口縣厚狹郡小野田町所在小野田發電所外四ヶ所ノ火力發電所ヲ新增設スベキ旨内示アリタルヲ以テ、夫々之ガ準備ヲ爲シタリ

昭和十四年四月一日

日本發送電株式會社

設立委員長

遞信大臣

鹽

野

季

彦

設立委員



正六位勳四等	從四位勳三等男爵	從四位勳三等	正四位勳三等	勳三等	勳三等	正六位勳三等	從三位勳四等	正三位勳三等	勳二等	正三位勳二等	從三位勳四等伯爵	勳六等	正六位勳六等	勳三等			
各務	倉	成	田	野	藤	山	結	石	根	中	黑	安	南	大	小	井	磯
鎌	喜	隆	德	銀	龜	豐	忠	嘉	勳	三	彌	金	一	豐			太
吉	七	二	七	郎	郎	郎	篤	郎	作	次	吉	雄	登	三	孝	郎	

從三位勳二等	從三位勳一等	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	貴族院議員	保險院長官	遞信參與官	遞信次官	遞信政務次官	臨時物資調整局長	司法省民事局長	大藏政務次官	內務政務次官	法制局長官
伍	堀	俵	秋	三	岩	矢	井	兒	進	上	大	平	竹	大	松	漢	黑	崎
堂	切	田	士	田	吹	上	玉	藤	田	田	川	內	森	村	那	憲	定	
卓	善	孫	忠	宙	省	匡	秀	誠	孝	梯	松	可	洪	光	憲	和	三	
雄	郎	一	清	造	造	三	郎	雄	一	吉	二	郎	吉	太	三	和		



從七位勳四等	小倉正恒
正六位勳四等	松本健次郎
正七位勳四等	増田次郎
勳四等	木村平右衛門
正七位勳四等	矢野恒太
正六位	串田萬藏
正七位勳六等	池尾芳藏
正七位勳六等	有田邦敬
	今井利喜三郎
	今西與三郎
	林來安繁
	寶澤市松
	大平芳樹
	加藤武男
	中根貞彦
	村田省藏
	松永安左エ門

右案に關して設立委員たる大和田遞信次官は左の如く補足報告した。  
 たゞいま議長の御指命に依りまして會社の設立及び開業準備の経過御報告を設立委員一同に代りまして申  
 上げます。

我が國の電力事業は官民の努力と國民經濟の進展に伴ひまして、比較的短時日の間に目覺しき發達を遂げ  
 て參つたことは御承知の通りで御座います。この種會社の例と致しまして、當初に於いては營利といふ觀念  
 を刺戟して事業の發展を圖るといふことが適當であると認められたのでありますが、段々事業が進展致しま  
 すと、この營利思想に依る開發といふことが却つて日本の貴重なる資源を暴殄し、理想的な公共的使命を  
 持つ電氣事業の本來の性質に相應しからざる結果を來す場合も生ずるのであります。この事は電氣事業經營  
 に當つて居る人々の罪ではなく、事業本來の性質がこれを分立經營せしめることを適當としないのでありま



す。そこで大規模に且つ総合的にこれを經營することが國家本位、公共本位で、又電力事業そのもの、本質から考へて最も適當であり、殊に今日のこの非常時局克服の重大使命を帯ぶる基礎産業として特に至急かういふ問題を解決しなければならぬ情勢を齎しましたので、政府に於きましては、電力の國家管理といふ一つの形態を考へまして、政府の考へて居る公共本位の政策が一度慎重審議の上決まりますれば、直ちにそれが經營の實際に移されて、政策と實行とが一舉動に行はれるやうな一つの組織をかういふ公共本位の事業には實行すべきであるといふ建前から、御承知の如く昨年法律が成立致しまして、こゝに日本發送電株式會社といふ特殊會社をつくつて、この會社が電力政策の國利民福に合するが如き政策の決り次第それを實行に移すといふ本務を擔當することに定められたので御座います。

そこで私共昨年九月日本發送電株式會社の設立委員たることを仰付けられました、爾來銳意會社の設立及び開業準備に關する事務を行つて參つたので御座います。會社の設立に關する事務につきましては各方面からの心からなる御支援に依りまして、株式募集も極めて順調に進捗致しますし、又一般公募の分の如きは募集株数の七倍強といふ盛況を呈しまして、而も株金の拂込には一人も失權者が出なく、極めて好成績を收め、三月十日にその事務は完了致したのであります。

なほ一言附加ふべきことは、この會社は御承知の如く現に活動して居ります設備を現物出資してそれを基礎として成立つ會社であります。そのために日本發送電株式會社法の規定する所に依りまして設立準備の期間中に現に營業をして居ります設備を出資させる關係とそれから會社が出来上りますその時から今迄通り仕事をずつと續けて行かなければならぬといふ特別の關係に立つて居りますために、設立委員達は設立準備期間中に營業並びに建設工事等の一切の準備事務を遂行して行かなければならないといふ特殊の使命

を負はされて居るので御座います。これを開業準備の事務と申して居るのでありますが、本來これは商法に於いては從來設立委員はこれをやることを止められて居るのでありますが、この會社の特質に鑑みまして特に用意周到にその準備をやるべしといふ積極的の規定が日本發送電株式會社法の中に在るのであります。

而してこれらの開業準備事務も極めて順調に運びまして、營業は何時でも會社設立次第直ちに出来る運びに相成つて居るのであります。それから建設工事の準備事務といふことが又設立委員の重大なる仕事になつて居ります。これは電氣の設備を常に建設して參らなければ、それを一時中止して居りますと電氣の供給に一時穴があくといふやうなことになるのでありますから、この仕事も設立委員に負はされた中々重要な任務であります。これに關しましては政府の方から既に水力發電所十七個所、火力發電所五個所を至急造らなければならぬといふ御命令がありまして、現に測量その他の諸準備を遺漏なく遂行致して參つたのであります。

次に大同電力及び關西共同火力の社債承継並びに大同電力の出資しました残りの財産を買收するといふ問題があつたのであります。これらは社債處理法といふ法律が出来て居るのでありますが、この法律の規定に依りまして、政府から設立委員に對して大同電力の残存設備を新會社は買收すべしといふ命令が出たのであります。又その他の殘餘財産を買收したらよからうといふ御奨めがあつたのであります。そこでそれによつてこれは當該會社との間に於いて圓滿なる協定を遂げまして政府の認可も済んで居るのであります。

なほ設立及び開業準備に關しましては、詳細の點は一々こゝで申上げると非常に時間を要しますから御手許に御配り致してあります印刷物に依りまして、経過を御一讀願へば明瞭になるやうに取計つた積りでありますから御覽を願ひたいと存じます。



吾々が設立委員を命ぜられましてから約半歳、その間政府當路の御指導と、皆様の絶大なる御支援とに依りまして御蔭を以ちましてこの重大なる責任を果すことが大體に於いて大過なく出来たこと、吾々は信じて居るのであります。時局頗る重大の際、この會社が速に誕生致しまして、非常時局克服の生産力擴充の基礎たる大任を完全に果して貰ふやうに、吾々と致しましては切望致して居る次第で御座います。

以上を以ちまして経過報告と致す次第であります。

#### 第二號議案——理事候補者の選舉及び監事選任の件

この第一號議案経過報告は別段の質問も意見開陳もなく、異議なくこれを承認した。

總會議事は次いで「理事候補者の選舉及び監事選任の件」に入つたが、鹽野議長は先づ左の如く挨拶した。次に第二號議案「理事候補者の選舉及び監事選任の件」を御協議願ひたいと存じますが、本議案につきましては一應一寸御説明申し上げます。

當會社の役員につきましては、日本發送電株式會社法第二十條に依りまして、總裁、副總裁は各一人と致します。これは勅裁を経て政府が任命することに相成ります。理事は五人以上で御座います。總會に於いて、その二倍の候補者を選挙致しましてその中から政府が任命致すことに相成つて居ります。又監事は三人以上であります。總會が選任するといふことになつて居るのであります。又總裁、副總裁は勿論理事及び監事も株主たる資格を要しないといふことになつて居るのであります。これが法律の明文に書いてある所で御座いますから御承知置きを願ひます。

そこで理事及び監事はそれ／＼何名に致したら宜しいでありますか。又選舉の方法を如何致したら宜しいでありますか。御意見は御座いませぬか。

右に關してはその員數は議長一任、選舉も投票の方法を省略し投票と同一の效力を以つて議長指名に依ることに決定した。仍つて鹽野議長は左の如く指名した。

それでは僭越で御座いまするが、理事及び監事の員數は私に御一任を願ひ、又理事候補者及び監事の選定につきましては私より指名致すことに致します。

つきましてはその員數は理事については十二名、監事については五名といふことに致しまして、その氏名を申し上げます。理事候補者と致しまして

宮川竹馬君	新井榮吉君	牧野寶一君
藤波收君	岸田幸雄君	永松利熊君
寶來市松君	小林一三君	池尾芳藏君
松永安左門君	林安繁君	藤岡芳藏君
岩田宙造君	南條金雄君	黒木三三君
山下龜三郎君	田邊隆二君	加藤武雄君
中根真彦君	明石照男君	穴水熊雄君
森廣藏君	杉野喜精君	鈴川貫一君

以上二十四名で御座います。

それから監事と致しまして

竹内賀久治君	磯村豊太郎君	小倉正恒君
木村平右衛門君	鈴木忠治君	



以上五名で御座います。

別に御發言もありませんから御賛成を得たものと認めます。なほ、たいま御指名申上げました理事候補者、監事の方々につきまして、監事は總會の決議で直ちに決定致すものでありますが、理事は以上の候補者の方々の中から政府に於きましてこれを任命致すのでありますから、それまで茲で暫く御休憩を御願ひ致したいと思ひます。どうぞその儘御休憩を御願ひ致します。

休憩中に總裁、副總裁並びに理事の政府の任命があつたので、鹽野議長は再び開會を宣し左の如く報告した。

それではこれより會議を續行致します。たいま政府から總裁、副總裁の發令がありました。又理事の任命についての通知も御座いましたから御報告申上げます。

總裁 増田次郎君 副總裁 小野猛君

理事

宮川竹馬君 新井榮吉君 牧野寶一君

藤波收君 岸田幸雄君 永松利熊君

寶來市松君 小林一三君 池尾芳藏君

松永安左エ門君 林安繁君 藤岡芳藏君

以上の通りであります。

なほ監事に指名致されました諸君はいづれも就任の御承諾がありましたので、併せて御報告を致します。總裁、副總裁、理事、監事は事務擔當者に依つて各々順次に起立紹介された。

第三號議案——商法第三百三十四條に定めたる事項の調査報告の件

次いで議事は第三號議案たる商法第三百三十四條に定められたる事項即ち

一、株式總數の引受ありたるや否や

二、各株につき第一回の拂込ありたるや否や

三、金錢以外の財産を以つて出資の目的となす者の氏名、その財産の種類、價格及びこれに對して與ふる株式の數の正當なるや否や

四、會社の負擔に歸すべき設立費用の額の正當なるや否や

等についての調査報告の件に入つた。然るに役員に決定したる者の中には、設立委員中より就任した者もあるので、該調査報告に關しては、商法第三百三十四條第二號の規定に依り検査役を選任するを妥當とすといふことになり、その検査役の員數を議長に一任し、選定の方法も選舉を省略して議長指名に決し、左の二名が選任された。

検査役 小森七郎君 福澤駒吉君

検査役の検査終了迄總會はその儘暫く休憩し、再會後、小森検査役から左の如く報告があつた。

一、それでは私から調査の結果を御報告申上げます。

本會社の株式總數は一千四百七十八萬六千三百六株でありまして、この内一千二百七十八萬六千三百六株は日本發送電株式會社法第十一條の規定に依りまして金錢以外の財産を以つて出資の目的となす者に對して割當てその殘餘即ち二百萬株は株式申込人に割當て、これが引受を了して居りまするので、株式總數の引受ありたることを認めます。

一、募集株式の各株式に對する第一回拂込金は金十二圓五十錢でありまして、昭和十四年三月十日その拂込を完了致しましたことを認めます。



- 一、金錢以外の財産を以つて出資の目的となす者の氏名、その財産の種類、價格及びこれに對して與ふる株式の数は、いづれも正當と認めます（定款附則第四十條參照）
  - 一、會社の負擔に歸すべき設立費用は金十六萬七千三百八十一圓三十八錢でありまして正當と認めます。
  - 一、なほついでながら御參考までに開業準備に要しました費用を申し上げますが、これは金一百九十一萬五千九百五十一圓五十六錢でありまして適當なることを認めます。
- 以上の通りであります。

右は異議なく承認、次いで第四號議案「役員報酬の件」の審議に入つた。

#### 第四號議案——役員報酬の件

役員報酬の件に關しては先づ鹽野議長より議場に腹案提示を請つた結果、明石照男氏より當會社の役員報酬は年額十五萬圓以内とし、その割當は總裁に一任することが適當なる旨發言あり、一同異議なくこれに賛成して茲に創立總會に於ける議案全部可決、日本發送電株式會社の成立を見た。

總會終了に當つて鹽野議長から、本會社が健全なる發達を遂げ、我が國電氣事業の中心となつて、産業の振興、國防の充實、國民生活の安定等に關して、その本來の使命を達成せんことの希望があり、最後に増田次郎氏より總裁就任につき左の如き挨拶があつた。

一同を代表致しまして一言御挨拶を申し上げます。先刻御紹介を蒙りました通り私共今回揃らずも當會社の役員と致しまして重責を汚すことゝ相成りました。洵に微力短才、私共この大任を完ふし得るや否や甚だ心許ない次第であります。殊にこの會社は皆さん御承知の通り過去數ヶ年に互りまして政治上の重大懸案として非常に喧しかつた問題であります所謂電力問題の結論として生れた特殊性を有する國策會社であります。

この事は先刻大和田委員から詳細御説明のあつた通りであります。かくの如く全國の主要なる發送電設備を一手に統轄致しまして、その資本金は七億四千萬圓といふ本邦未曾有の大會社でもありまして、かれこれ考へます時、當社運營の衝に當ります私共の責任は全く重且つ大なるものがあることを痛感致して居る次第であります。併しながら一旦御引受致しました以上は、一同和衷協力し、又電氣廳當局の特別な御指導と御援助を得まして微力のあらん限りを盡し、以つて電力管理の所期する目的の達成に邁進し、御奉公の誠を致し、以つて國恩の萬分の一に報ひたいと存する次第であります。株主各位に於かれましては私共の微衷を諒とせられ、格別の御聲援あらんことを希望して已まない次第であります。

これを以つて御挨拶と致します。



### 第三章 日本發送電株式會社

#### 第一節 構成概要

##### 内容一 斑

電力國家管理の形態が(イ)出力五千キロワットを超過する新規水力發電設備(ロ)出力一萬キロワットを超過する火力發電設備(ハ)主要送電設備及び變電設備に依る發電及び送電事業は、原則として日本發送電株式會社に於いて獨占的にこれを經營することゝなつてゐる結果として、右の(ロ)及び(ハ)に該當する既設の設備は原則として總て本會社に出資せしめられた。而して(イ)に該當せざる既設の水力發電設備は、依然從前の事業者の所有に屬するのではあるが、電力國家管理の建前上、これら既設水力の發生電力は、本會社の送電設備に連絡を有するものは總て本會社に於いて買入れ、本會社の設備に依る發生電力と綜合してこれを需用地に於いて販賣する。

以上の外本會社は大同電力株式會社の殘存事業設備を一括買収した結果、水力發電設備配電事業設備、及び附帶事業設備をも併有する。

##### 事務組織

本會社の事務組織は中央機關として本店を東京市に置き、地方機關として支店を大阪市に、出張所を名古屋、福岡、廣島、新居濱及び富山の各市に配置した。

本店の機構は總裁室及び常任幹事室の外、總務、經理、營業、工務、建設の五部より成り、これらの室及び部

は、それぞれ職制の定むる所に依り本會社の全般の業務を分掌してゐる。

支店及び出張所は本店統括の下にその管轄區域内に於ける現業關係事務及び特に本店より委任を受けたる事務を行ふものである。

右の外本店建設部の下に必要に應じて若干の建設事務所を置くことになつて居り、これは將來施行すべき多數の建設工事をブロック毎に一括して處理せしむるため必要の地に開設されるのである。

##### 資産及び負債の概要

負債の内、資本金は七億三千九百三十一萬五千三百圓で、この内六億三千九百三十一萬五千三百圓は現物出資に對する株式割當額であり、殘額一億圓は公募株式に依るものである。

社債は九千七百五十八萬圓で、これは全部出資事業者より承繼したもので、其の内譯は内債七千四百七十五萬圓、外債二千二百八十三萬圓である。

借入金は一億二千二百六十四萬圓で、これが大部分は出資事業者より承繼したものであり、内二千五百一十一萬圓は長期借入金、一億百十三萬圓は短期借入金である。

資産の主なるものゝ内、固定資産は、現物出資に依るもの、買収に依るもの及びその他に依るものを併せて七億九千六十二萬圓であるが、その内譯左の如し。

發送電事業設備	七八〇、四七九 <small>千円</small>
營業設備	一、五五九
發電設備	四二九、〇八五
送電設備	二二〇、三八一



變電設備	一一九、二五九
建設工事假勘定	一〇、一九五
配電事業設備	九、七六〇
營業設備	三三五
配電設備	七、七七九
需用者屋内設備	一、六四六
他事業設備	三七八
製氷業設備	二八五
自家用電氣受託事業設備	九三

固定資産以外の主なる資産としては、關係會社有價證券及び貸付金四千六百九十二萬圓、これらはいづれも出資事業者より承継したものである。貯藏品は千四百十六萬圓、これは石炭その他であるが、大部分は出資又は買収に依り承継したものである。

#### 設備内容

發電設備、發電設備の中先づ火力發電設備は、尼ヶ崎第一發電所出力三十一萬八千ワットを最大として、その數三十四、總出力二百萬ワットに垂んとしてゐる。而して將來に於ては火力發電設備の建設は主として本會社が行ふことになつてゐる。

次に水力發電設備は大井發電所（出力四萬八千ワット）を首めとしてその數十八、總出力は二十六萬六千五百五十二ワットであつて、全部買収の形式に依り大同電力株式會社から繼承したもので、右の外他事業者の

所有に屬する既設水力發電設備にしてその發生電力を本會社に於いて購入するものが、出力に於いて二百萬ワットを超ゆるものがある。而して今後に於ては主たる水力發電設備の建設は、原則として本會社に於いて遂行することになつてゐる。

送電設備、本會社の送電設備は黒部線（亘長約三百軒）を首めとして、全亘長七千二百餘軒に及んでゐる。而してその地域別亘長は關東地域二千八百軒、關西地域三千百軒、中國地域四百軒、四國地域四百軒、九州地域五百軒となつてゐる。

右送電設備の中電壓六萬六千ヴォルト以上のものは、その亘長に於いて全國の六萬六千ヴォルト以上の送電設備の約四割五分を占め、若し十萬ヴォルト以上の送電設備についてこれを見れば殆どその全部を包含するのである。

變電設備、變電設備は八尾變電所（容量二十六萬四千ワットアンペア）を首めとして、その數百十に達する。

配電事業設備、配電事業設備は大同電力株式會社の殘存設備を一括買収した結果本會社に歸屬するに至りたるものであつて、現に大阪市近郊その他に於いて電燈約三十七萬五千燈、電力約七萬四千ワットを供給してゐる。

#### 收支豫算

曩に本會社設立委員會に於いて決定を見た本會社の收支豫算は左の如くであり、配當年率は第一年度は六分であるが、第二年度には六分五厘に増加し、第四年度には七分に増加することとなつてゐる。（單位千圓）

年	度	收	入	支	出	利	益	配	當	年	率
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



第一年	二八九、六〇〇	二四三、二〇〇	四六、四〇〇	六分
第二年	三二七、〇〇〇	二七〇、五〇〇	五六、五〇〇	六分五厘
第三年	三六八、一〇〇	三〇五、一〇〇	六三、〇〇〇	六分五厘
第四年	三九七、七〇〇	三三三、一〇〇	六四、六〇〇	七分
第五年	四三三、〇〇〇	三六〇、五〇〇	七二、五〇〇	七分

受給電力

受電電力、受電電力は新規に受電契約を締結したるもの六十六件、事業者より既存の受電契約を承継したるもの四十三件にして、兩者を併せた契約受電電力は二百萬キロワットを越ゆるのである。而してこれらの受電電力は大部分既設水力出力の受電に依るものである。

供給電力、供給電力は新規に供給契約を締結したるもの百五件、事業者より既存の供給契約を承継したるもの百六十一件にして、兩者を合したる契約供給電力は三百萬キロワットを超過する。

建設計畫

建設計畫としては曩に電力審議會の議を経て日本發送電株式會社發電及び送電豫定計畫が樹立されてゐるが、これに要する本會社の五ヶ年間の建設資金は、發送變電設備を併せ六億圓前後の巨額に達する。

次に本會社成立の當時に於いて工事實施中のもの及び測量乃至實施準備中のものにつきその概數を示せば左の如し。

發電設備、發電設備の中先づ水力發電設備は、只見川高清水外十九ヶ地點にしてこの内三ヶ地點（内一ヶ地點は貯水池）は既事業者に於いて工事中なりしものを承継したものである。

火力發電設備は尼ヶ崎第二發電所を始め、新設三ヶ所、増設五ヶ所にして、この内三ヶ所は工事中のものを事業者より承継したものである。

送變電設備、送變電設備の内送電設備は打梨、徳山間送電線亘長七十軒、電壓十一萬ヴォルト新設外増設分を併せて十二線、總亘長約二百軒であり、この内一線は事業者よりの承継に係るものである。次に變電設備は新増設を併せて十二ヶ所で、この内五ヶ所は事業者よりの承継に係るものである。

第二節 職制

日本發送電株式會社職制は昭和十四年社規第一號を以つて左の如く布告され、四月一日より施行された。

第一章 職員

第一條 當會社ニ左ノ職員ヲ置ク

一 社員 參事、主事、技師、主事補、技師補、書記、技手、書記補、技手補

二 雇員 事務手、助手、傭手、工手、小使、給仕

前項ノ外見習員又ハ臨時員ヲ置クコトヲ得

第二條 業務上必要アルトキハ顧問又ハ囑託ヲ置ク

第二章 組織

第三條 本店ニ總裁室、常任監事室及左ノ部ヲ置ク

總務部  
經理部



營業部  
工務部  
建設部

第四條 總裁室ニ委員會及課ヲ置キ常任監事室及部ニ課ヲ置ク

建設部ニハ必要ニ應ジ建設事務所ヲ置ク

第五條 總裁室ニ於テハ秘書、人事、諸般ノ調査及計畫、總裁ノ諮問ニ係ル技術ノ研究及審議ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條 常任監事室ニ於テハ一般業務ノ監査ニ關スル事項ヲ掌ル

第七條 總務部ニ於テハ庶務、文書、株式、勞務、不動産ノ管理、用地及附帶事業ニ關スル事項並ニ他ノ部課ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第八條 經理部ニ於テハ會計、金融、社債、物品ノ購入配給貯藏及工事請負契約其ノ他經理ニ關スル事項ヲ掌ル

第九條 營業部ニ於テハ電力ノ購入及販賣其ノ他電氣ノ營業ニ關スル事項ヲ掌ル

第十條 工務部ニ於テハ電氣工作物ノ運用、保守及改良並ニ電力ノ配給ニ關スル事項ヲ掌ル

第十一條 建設部ニ於テハ電氣工作物ノ設計、工事施行及改造其ノ他建設ニ關スル事項ヲ掌ル

第十二條 當會社ニ左ノ支店及出張所ヲ置ク

大 阪 支 店  
名 古 屋 出 張 所

福 岡 出 張 所  
廣 島 出 張 所  
新 居 濱 出 張 所  
富 山 出 張 所

支店、出張所ニハ必要ニ應ジ課ヲ置ク

支店、出張所ノ管轄區域及所掌事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 部ニ部長、支店ニ支店長、課ニ課長、出張所ニ出張所長、建設事務所ニ建設事務所長ヲ置ク

必要アルトキハ部及支店ニ次長ヲ、課、出張所及建設事務所ニ副長ヲ置ク

第十四條 部長、支店長、課長、出張所長及建設事務所長ハ上長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌シ所屬員ヲ指揮監督ス

次長及副長ハ所屬長ヲ輔佐シ所屬長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十五條 各所屬員ハ上長ノ命ヲ承ケ事務ニ從掌ス

第十六條 所屬長事故アルトキハ所掌事務ニ依リ上席者順次其ノ職務ヲ代理ス但シ特ニ上長ニ於テ代理者ヲ指名シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

### 第三章 處 務 要 則

第十七條 事務ノ處理ニ關シテハ豫メ主管ノ總裁室、部、支店又ハ出張所ニ於テ立案シ別ニ定ムル所ニ依リ委任シタルモノヲ除クノ外總裁ノ決裁ヲ受クベシ

緊急事務ニシテ總裁ノ決裁ヲ受クル場合ニ於テハ主管ノ部長、支店長又ハ出張所長責任ヲ以テ之ヲ執行シ後伺トシテ遲滯ナク總裁ノ承認ヲ受クベシ



第十八條 支店又ハ出張所ニ於ケル事務ノ處理ニ關シテハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店主管部、課長ノ承認ヲ受クベシ但シ急ヲ要スル場合ハ專決執行ノ上遲滯ナク事後承認ヲ受クベシ

### 第三節 事務分掌規程

日本發送電株式會社事務分掌規程は、昭和十四年社規第三號を以つて布告され、四月一日より施行されたが、その内容左の如し。

#### 第一章 本店事務分掌

第一條 總裁室ニ左ノ課及委員會ヲ置ク

秘書課

調査課

技術委員會（附技術研究所）

第二條 秘書課ニ秘書係、審査係及人事係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

秘書係

一 理事會ニ關スル事項

二 役員ノ庶務ニ關スル事項

三 社印及役印ノ保管ニ關スル事項

審査係

一 機密ニ屬スル事項

二 重要文書ノ審査ニ關スル事項  
三 稟議及報告書類ノ進達ニ關スル事項  
四 技術委員會ニ關スル重要事項  
人事係

一 職員ノ身分、進退及賞罰ニ關スル事項

二 俸給、給料、賞與、手當其ノ他職員ノ待遇ニ關スル事項

三 職員ノ定員ニ關スル事項

四 職員ノ服務ニ關スル事項

第三條 調査課ニ調査係、考査係及資料係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

調査係

一 電力統制ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項

二 電力開發ノ調査ニ關スル事項

三 内外電氣事業ノ調査ニ關スル事項

四 事業計畫ニ關スル事項

五 發電及送電ノ計畫ニ關スル事項

六 電力ノ動員計畫ニ關スル事項

七 電力原價ノ調査ニ關スル事項

八 其ノ他必要ナル調査又計畫ニ關スル事項



考查係

一 事業計畫及豫算ノ實施狀況ノ審査ニ關スル事項  
資料係

一 資料ノ蒐集、整理及保管ニ關スル事項

二 諸統計ニ關スル事項

三 圖書ニ關スル事項

第四條 技術委員會（附技術研究所）ノ分掌事項次ノ如シ

一 總裁ノ諮問ニ係ル發電及送電設備ノ建設、改良、運營共ノ他技術ノ審議ニ關スル事項

二 發電及送電ノ技術ノ研究ニ關スル事項

三 周波數統一ノ研究ニ關スル事項

第五條 常任監事室ニ監査課ヲ置ク

監査課ノ分掌事項次ノ如シ

一 一般業務ノ監査ニ關スル事項

第六條 總務部ニ左ノ課ヲ置ク

總務課

文書課

厚生課

管財課

事業課

第七條 總務課ニ總務係及株式係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

總務係

一 株主總會ニ關スル事項

二 定款ノ作成及保管ニ關スル事項

三 商業登記、公告及廣告ニ關スル事項

四 各部間連絡ニ關スル事項

五 諸稅、公課及寄附ニ關スル事項

六 業務ニ關スル法令ノ調査訴訟和解等ニ關スル事項

七 社達、諸規定ノ制定及改廢ニ關スル事項

八 報酬、俸給、給料、旅費其ノ他諸給與ノ取扱ニ關スル事項

九 備品及消耗品ノ整理、配給及保管ニ關スル事項

十 社内ノ取締、當直、電話及自動車ニ關スル事項

十一 守衛、小使及給仕ノ監督ニ關スル事項

十二 支店、出張所及建設事務所ニ於ケル庶務ノ統括ニ關スル事項

十三 部内ノ庶務其ノ他他ノ部、課、係ニ屬セザル事項

株式係

一 株主名簿、株主印鑑簿其ノ他株式諸帳簿ノ登錄、整理及保管ニ關スル事項



- 二 株券ノ發行、書換、信託及保管ニ關スル事項
- 三 株金ノ拂込及利益配當ノ事務ニ關スル事項
- 四 株式買入ノ事務ニ關スル事項
- 五 其ノ他株主及株式ニ關スル事項

第八條 文書課ニ文書係及編纂係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

文書係

- 一 文書ノ發受、淨書及配付ニ關スル事項
- 二 稟議及報告書類ノ取扱ニ關スル事項
- 三 株主總會ノ議案作成ニ關スル事項
- 四 株主總會ノ決議錄及議事錄ノ作成及保管ニ關スル事項
- 五 諸願届其ノ他官公署ニ關スル事項

編纂係

- 一 營業報告書、社報ノ作成及保管ニ關スル事項
- 二 會社史料ノ蒐集及編纂ニ關スル事項
- 三 結了文書ノ整理及保管ニ關スル事項

第九條 厚生課ニ勞務係及厚生係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

勞務係

- 一 勞働條件ニ關スル事項

二 勞働事情ノ調査ニ關スル事項

三 工場法、勞働者災害扶助法、退職積立金及退職手當法其ノ他勞働關係法規ニ關スル事項

四 其ノ他勞働ニ關スル事項

厚生係

一 服制及被服類ノ給與ニ關スル事項

二 業務上ノ傷病者及死亡者遺族ノ扶助ニ關スル事項

三 健康保險ニ關スル事項

四 醫事、安全、衛生ニ關スル事項

五 慰安、救濟、保健及修養ノ施設ニ關スル事項

六 其他福利増進ニ關スル事項

第十條 管財課ニ管財係及用地係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

管財係

一 土地、建物ノ管理及處分ニ關スル事項

二 事務所、宿舍ノ建築及借入ニ關スル事項

三 土地建物臺帳ノ整理及保管ニ關スル事項

四 不動産及工場財團ノ登記ニ關スル事項

五 損害保險ニ關スル事項

六 土地建物ノ税金ニ關スル事項



用地係

- 一 建築工事用地ノ買収、借入及補償ニ關スル事項
- 二 電氣工作物ニ對スル障害物除却及之ニ伴フ補償ニ關スル事項
- 三 水利使用ニ伴フ補償ニ關スル事項
- 四 其ノ他用地ニ關スル事項

第十一條 事業課ニ管理係及企業係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

管理係

- 一 附帶事業ノ業務管理ニ關スル事項
- 二 其ノ他附帶事業ニ關スル一般事項

企業係

- 一 附帶事業ノ實施計畫ニ關スル事項
- 二 附帶事業ニ對スル投資ニ關スル事項

第十二條 經理部ニ左ノ課ヲ置ク

- 會計課
- 財務課
- 購買課
- 配給課
- 石炭課

第十三條 會計課ニ主計係、出納係及審査係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

主計係

- 一 會計諸規程ノ原案ニ關スル事項
  - 二 豫算及決算ニ關スル事項
  - 三 財産目錄、貸借對照表及損益計算書ノ作成及保管ニ關スル事項
  - 四 利益金ノ處分案ニ關スル事項
  - 五 會計諸帳簿ノ記錄、整理及保管ニ關スル事項
  - 六 會計證憑書類ノ整理及保管ニ關スル事項
  - 七 經理上ノ統計ニ關スル事項
  - 八 支店、出張所及建設事務所ニ於ケル豫算及決算ノ統括ニ關スル事項
  - 九 部内ノ庶務其ノ他他課、係ニ屬セザル事項
- 出納係
- 一 現金及有價證券ノ出納及保管ニ關スル事項
  - 二 銀行預金及振替貯金ノ出納ニ關スル事項
  - 三 出納諸帳簿ノ記錄、整理及保管ニ關スル事項
  - 四 出納證憑書類ノ整理及保管ニ關スル事項
- 審査係
- 一 經理事務ノ統一及審査ニ關スル事項



第十四條 財務課ニ財務係及社債係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ  
財務係

- 一 資金調達ニ關スル事項
  - 二 有價證券ノ取得運用及處分ニ關スル事項
  - 三 財務關係諸契約ニ關スル事項
  - 四 工場財團ノ組成及變更ニ關スル事項
  - 五 其ノ他財務ニ關スル事項
- 社債係

- 一 社債ノ發行ニ關スル事項
- 二 社債ノ償還及利子支拂ノ事務ニ關スル事項
- 三 社債原簿其ノ他ノ社債諸帳簿ノ登錄、整理ニ關スル事項
- 四 其ノ他社債ニ關スル事項

第十五條 購買課ニ購買係及整理係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

購買係

- 一 資材及物品ノ購入及修理ニ關スル事項
- 二 工事請負契約ニ關スル事項
- 三 統制物品關係ノ出願ニ關スル事項
- 四 支店、出張所及建設事務所ニ於ケル購買事務ノ統括ニ關スル事項

整理係

- 一 購買關係書類ノ整理及保管ニ關スル事項
- 二 購入代金及工事代金ノ支拂準備ニ關スル事項

第十六條 配給課ニ配給係及貯藏品係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

配給係

- 一 資材及物品ノ配給及運搬ニ關スル事項
- 二 購入資材及物品ノ檢收ニ關スル事項
- 三 貨物自動車ニ關スル事項
- 四 支店、出張所及建設事務所ニ於ケル配給事務ノ統括ニ關スル事項
- 五 其ノ他配給事務ニ關スル事項

貯藏品係

- 一 貯藏品ノ檢收ニ關スル事項
- 二 貯藏品ノ出納及保管ニ關スル事項
- 三 貯藏品ノ調査、棚卸及評價ニ關スル事項
- 四 不用品ノ處分ニ關スル事項
- 五 支店、出張所ニ於ケル貯藏品ノ統括ニ關スル事項
- 六 其ノ他貯藏品ニ關スル事項



第十七條 石炭課ニ石炭係及受渡係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

石炭係

- 一 石炭ノ購入ニ關スル事項
- 二 石炭運送契約其ノ他契約ニ關スル事項
- 三 石炭ノ準備計畫ニ關スル事項
- 四 石炭ノ調査及統計ニ關スル事項
- 五 其ノ他石炭ニ關スル事項

受渡係

- 一 石炭ノ配給ニ關スル事項
- 二 石炭ノ貯藏ニ關スル事項
- 三 石炭運搬用船舶及其ノ關係施設ニ關スル事項
- 四 石炭代金、運賃等ノ支拂準備ニ關スル事項

第十八條 營業部ニ左ノ課ヲ置ク

營業課

料金課

業務課

第十九條 營業課ニ庶務係、營業係及調査係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ  
庶務係

- 一 營業上ノ諸願届原案ニ關スル事項
- 二 受給契約書其ノ他營業上重要書類ノ整理及保管ニ關スル事項
- 三 營業上ノ收支豫算及決算ニ關スル事項
- 四 部内ノ庶務其ノ他、他課係ニ屬セザル事項

營業係

- 一 受給契約ノ締結及運用ニ關スル事項
  - 二 營業事務ノ整理及監督ニ關スル事項
  - 三 支店、出張所間ノ營業上ノ連絡ニ關スル事項
- 調査係
- 一 受給電力ノ原價計算ニ關スル事項
  - 二 營業上ノ諸調査、計畫ニ關スル事項
  - 三 需用ノ開發及需用者ノ便益増進ニ關スル事項
  - 四 營業上ノ統計ニ關スル事項

第二十條 料金課ニ料金係及計畫係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

料金係

- 一 電力料金ノ計算及受拂ニ關スル事項
  - 二 電力託送料金其ノ他附帶料金ノ計算及受拂ニ關スル事項
- 計量係



一 積算電力計ノ施設及管理ニ關スル事項  
二 計量裝置ノ調査及改良ニ關スル事項

第二十一條 業務課ニ業務係及測定係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ  
業務係

一 關東地域ニ於ケル受給契約運用ニ關スル事項  
二 其ノ他關東地域ニ於ケル營業事務ニ關スル事項  
測定係

一 關東地域ニ於ケル受給電力ノ計畫並ニ電力料金及電力託送料金其ノ他附帶料金ノ計算測定ニ關スル事項  
第二十二條 工務部ニ左ノ課ヲ受ク

工務課

給電課

水力發電課

火力發電課

送電課

變電課

第二十三條 工務課ノ分掌事項次ノ如シ

一 工務ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項

二 工務ニ關スル諸願屆原案ニ關スル事項

三 支店、出張所ニ於ケル工務ノ統括ニ關スル事項

四 部内ノ庶務其ノ他他課、係ニ屬セザル事項

第二十四條 給電課ニ給電係、調査係、試驗係、中央指令係及關東給電所ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

給電係

一 送配系統ノ運用統一ニ關スル事項

二 給電ノ計畫ニ關スル事項

三 水力、火力、送電線路ノ經濟的運用研究ニ關スル事項

調査係

一 發生及購入電力ノ調査ニ關スル事項

二 供給負荷調査ニ關スル事項

三 受給電力ノ記録ニ關スル事項

四 電氣事故ノ記録ニ關スル事項

五 氣象ニ關スル事項

試驗係

一 保護繼電器、消弧リアクトル其ノ他系統保護裝置ノ運用及保守ニ關スル事項

二 給電指令室ノ設備ニ關スル事項

三 給電指令用通信設備ニ關スル事項

四 積算電力計ノ試驗ニ關スル事項



中央指令係

一 一般給電指令ニ關スル事項

關東給電所

一 關東地域給電指令ニ關スル事項

第二十五條 水力發電課ニ運用係、改良係及水路係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

運用係

一 水力發電所及附帶設備ノ運用及保守ニ關スル事項

改良係

一 水力發電所及附帶設備ノ調査及改良ニ關スル事項

水路係

一 水路工作物及貯水池ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

第二十六條 火力發電課ニ運用係、改良係、調査係及燃料係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

運用係

一 火力發電所及附帶設備ノ運用及保守ニ關スル事項

改良係

一 火力發電所及附帶設備ノ改良ニ關スル事項

調査係

一 火力發電所及附帶設備ノ調査及能率研究ニ關スル事項

二 石炭給水油等ノ試験ニ關スル事項

燃料係

一 燃料ノ種別選定及檢收ノ技術ニ關スル事項

二 燃料ノ研究ニ關スル事項

第二十七條 送電課ニ保線係、改良係及通信線係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

保線係

一 送電線路及附帶設備ノ運用及保守ニ關スル事項

改良係

一 送電線路及附帶設備ノ調査及改良ニ關スル事項

通信線係

一 保安用通信設備ノ調査、保守及改良ニ關スル事項

第二十八條 變電課ニ運用係及改良係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

運用係

一 變電所及附帶設備ノ運用及保守ニ關スル事項

改良係

一 變電所及附帶設備ノ調査及改良ニ關スル事項

第二十九條 建設部ニ左ノ課ヲ置ク

庶務課



電氣課  
線路課  
調整課  
土木設計課  
土木工事課  
機械設計課  
機械工事課  
建築課

第三十條 庶務課ニ庶務係、水利係及工務係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

庶務係

- 一 建設工事ノ諸願届原案ニ關スル事項
- 二 建設工事ノ記録ノ整理及保管ニ關スル事項
- 三 建設事務所ニ於ケル事務ノ統括ニ關スル事項
- 四 部内ノ庶務其ノ他他課、係ニ屬セザル事項
- 水利係
- 一 水利使用ニ關スル一般事項
- 工務係
- 一 建設工事ノ豫算差引ニ關スル事項

- 二 建設工事ノ請負準備ニ關スル事項
  - 三 請負工事費支拂ノ調査ニ關スル事項
  - 四 建設事務所ニ於ケル資材及機械、器具類ノ保管及整理ニ關スル事項
  - 五 建設事務所ニ於ケル前各號事務ノ統括ニ關スル事項
- 第三十一條 電氣課ニ總括係、發電係及變電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

總括係

- 一 新增設發電所及變電所ノ電氣工事ノ調査、研究及設計ニ關スル事項
- 二 電氣工事ノ記録ニ關スル事項
- 三 課内他係ニ屬セザル事項

發電係

- 一 新增設發電所及附帶設備ノ電氣工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項
- 二 特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ電氣工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項
- 三 工食用動力ニ關スル事項

變電係

- 一 新增設變電所及附帶設備ノ電氣工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項
- 二 特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ電氣工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項
- 三 工食用動力ニ關スル事項

第三十二條 線路課ニ第一設計係、第二設計係及工事係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ



第一設計係

- 一 新增送電線路ノ調査、研究及設計ニ關スル事項
- 二 線路工事ノ記録ニ關スル事項
- 三 課内他係ニ屬セザル事項

第二設計係

- 一 新增送電線路ノ支持物及基礎ノ調査、研究及設計ニ關スル事項
- 工事係

- 一 新增送電線路及附帶設備工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項
- 二 特ニ指定シタル送電線路及附帶設備改良工事ノ實施設計及工事施行ニ關スル事項

第三十三條 調整係及試驗係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

調整係

- 一 水利使用ニ關スル事項
- 二 氣象調査及測水ニ關スル事項

試驗係

- 一 地質調査ニ關スル事項
- 二 技術的試驗及研究ニ關スル事項
- 三 技術的統計及資料ニ關スル事項

第三十四條 土木設計課ニ第一設計係及第二設計係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

第一設計係

- 一 東部地方ニ於ケル新增送電所及附帶設備ノ土木工事ノ實施設計ニ關スル事項
- 二 東部地方ニ於ケル特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ土木工事ノ實施設計ニ關スル事項

第二設計係

- 一 西部地方ニ於ケル新增送電所及附帶設備ノ土木工事ノ實施設計ニ關スル事項
- 二 西部地方ニ於ケル特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ土木工事ノ實施設計ニ關スル事項

第三十五條 土木工事課ニ工事係及工事機械係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

工事係

- 一 新增送電所及附帶設備ノ土木工事ノ施行ニ關スル事項
- 二 特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ土木工事ノ施行ニ關スル事項
- 三 土木工事ノ記録ニ關スル事項

工事機械係

- 一 土木工用機械設備及器具類ノ設計及修理ニ關スル事項

第三十六條 機械設計課ニ調査係及設計係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

調査係

- 一 新增送電所及附帶設備ノ機械工事ノ調査及研究ニ關スル事項
- 二 特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ機械工事ノ調査及研究ニ關スル事項
- 三 新增送電所建設用地ノ選定並ニ地質及給水ノ調査ニ關スル事項



- 四 火力發電所ノ資材ノ調査ニ關スル事項
  - 五 機械工事ノ記録ニ關スル事項
  - 六 課内他係ニ屬セザル事項
- 設計係
- 一 新增發電所及附帶設備ノ機械工事ノ實施設計ニ關スル事項
  - 二 特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ機械工事ノ實施設計ニ關スル事項
  - 三 發電所用購入機械設備ノ試験及材料検査ニ關スル事項
- 第三十七條 機械工事課ニ第一工事係及第二工事係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 第一工事係
- 一 東部地方ニ於ケル新增發電所及附帶設備ノ機械工事ノ施行ニ關スル事項
  - 二 東部地方ニ於ケル特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ機械工事ノ施行ニ關スル事項
- 第二工事係
- 一 西部地方ニ於ケル新增發電所及附帶設備ノ機械工事ノ施行ニ關スル事項
  - 二 西部地方ニ於ケル特ニ指定シタル發電所及附帶設備改良ノ機械工事ノ施行ニ關スル事項
- 第三十八條 建築課ニ設計係及工事係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 設計係
- 一 建築工事ノ調査、研究及設計ニ關スル事項
  - 二 建築工事ノ記録ニ關スル事項

- 工事係
- 一 建築工事ノ施行ニ關スル事項
- 第三十九條 前各條ノ外建設部各課ノ下ニ必要ニ應ジ工事班ヲ置クコトヲ得
- 工事班ノ分掌事項次ノ如シ
- 一 建設事務所ニ屬セザル工事實施ニ關スル事項
- 第二章 大阪支店事務分掌
- 第四十條 大阪支店ニ左ノ課ヲ置ク
- 庶務課
  - 經理課
  - 業務課
  - 電務課
  - 發電課
  - 送變電課
  - 給電課
- 第四十一條 庶務課ニ庶務係及厚生係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 庶務係
- 一 支店印及支店長印ノ保管ニ關スル事項
  - 二 人事及給與ニ關スル事項



- 三 重要書類ノ整理及保管ニ關スル事項
  - 四 諸願届、諸公課共ノ他官公署ニ關スル事項
  - 五 土地及建物ニ關スル事項
  - 六 株式取次ニ關スル事項
  - 七 備品及消耗品ノ整理、配給及保管ニ關スル事項
  - 八 其ノ他他課、係ニ屬セザル事項
  - 厚生 係
  - 一 被服ニ關スル事項
  - 二 扶助及健康保險ニ關スル事項
  - 三 勞働關係法規ニ關スル事項
  - 四 福利増進ニ關スル事項
  - 五 其ノ他勞務ニ關スル事項
- 第四十二條 經理課ニ會計係、調度係及石炭係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 會計 係
- 一 豫算及決算ニ關スル事項
  - 二 金錢及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
  - 三 其ノ他會計ニ關スル事項
- 調度 係

- 一 諸物品ノ購入修理配給及保管ニ關スル事項
  - 二 其ノ他調度ニ關スル事項
- 第四十三條 業務課ニ業務係及調定係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 業務 係
- 一 關西地域ニ於ケル受給契約運用ニ關スル事項
  - 一 其ノ他關西地域ニ於ケル營業事務ニ關スル事項
- 調定 係
- 一 關西地域ニ於ケル受給電力ノ計畫ニ關スル事項
  - 二 關西地域ニ於ケル電力料金、電力託送料金其ノ他附帶料金ノ計算調定ニ關スル事項
- 第四十四條 電務課ニ營業係、技術係及營業所ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 營業 係
- 一 電燈、電熱其ノ他電氣販賣ノ計畫ニ關スル事項
  - 二 營業所事務ノ統括ニ關スル事項
  - 三 課内他係ニ屬セザル事項
- 技術 係
- 一 配電線路及需用家構内工作物（變電所ヲ除ク）ノ施設、保守及管理ニ關スル事項
  - 二 營業所工務ノ統括ニ關スル事項
- 營業 所



一 電燈、電熱其ノ他電氣ノ販賣竝ニ料金ノ調定及集金ニ關スル事項  
二 前號事務ニ對スル附帶スル事項

第四十五條 發電課ニ工務係、電氣係及機械係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ  
工務係

一 發電課、送變電課及給電課ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項

二 發電課、送變電課及給電課ニ關スル諸願届原案ニ關スル事項

電務係

一 發電所電氣設備及附帶設備ノ運用保守及改良ニ關スル事項

機械係

一 發電所機械設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

第四十六條 送變電課ニ送電係及變電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

送電係

一 送電線路、通信設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

變電係

一 變電所及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

第四十七條 給電課ニ給電係及關西給電所ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

給電係

一 給電ノ計畫、調査及記録ニ關スル事項

二 保護設備及計量設備ノ試験及調査ニ關スル事項

關西給電所

一 關西地域給電指令ニ關スル事項

第三章 全出張所事務分掌

第一節 名古屋出張所事務分掌

第四十八條 名古屋出張所ニ左ノ課及係ヲ置ク

庶務課

業務課

發電課

送變電課

給電係

第四十九條 庶務課ニ庶務係及經理係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

庶務係

一 出張所印及出張所長印ノ保管ニ關スル事項

二 人事及給與ニ關スル事項

三 重要書類ノ整理及保管ニ關スル事項

四 諸願届、諸公課其ノ他官公署ニ關スル事項

五 土地及建物ニ關スル事項



- 六 株式取次ニ關スル事項
  - 七 備品及消耗品ノ整理、配給及保管ニ關スル事項
  - 八 勞務及被服ニ關スル事項
  - 九 其ノ他他課、係ニ屬セザル事項
  - 經理 係
  - 一 豫算及決算ニ關スル事項
  - 二 金錢及有價證券ノ出納、保管ニ關スル事項
  - 三 諸物品ノ購入、修理、配給及保管ニ關スル事項
  - 四 石炭ノ受拂及貯藏ニ關スル事項
  - 五 其ノ他經理ニ關スル事項
- 第五十條 業務課ニ業務係及測定係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 業務 係
- 一 中部地域ニ於ケル受給契約運用ニ關スル事項
  - 二 其ノ他中部地域ニ於ケル營業事務ニ關スル事項
  - 測定 係
  - 一 中部地域ニ於ケル受給電力ノ計量ニ關スル事項
  - 二 中部地域ニ於ケル電力料金及電力託送料金其ノ他附帶料金ノ計算測定ニ關スル事項
- 第五十一條 發電課ニ工務係、電氣係、機械係及水路係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

- 工務 係
  - 一 發電課、送變電課及給電係ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項
  - 二 發電課、送變電課及給電係ニ關スル諸願届原案ニ關スル事項
  - 電氣 係
  - 一 發電所電氣設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
  - 機械 係
  - 一 發電所機械設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
  - 水路 係
  - 一 發電所土木設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 第五十二條 送變電課ニ送電係及變電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 送電 係
- 一 送電線路、通信設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 變電 係
- 一 變電所及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 第五十三條 給電係ノ分掌事項次ノ如シ
- 一 中部地域給電指令ニ關スル事項
  - 二 給電ノ調査、記録其ノ他給電ニ關スル事項

第二節 福岡出張所事務分掌



第五十四條 福岡出張所ニ左ノ課ヲ置ク

庶務課  
業務課  
發電課  
送變電課  
給電課

第五十五條 庶務課ニ庶務係及經理係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

庶務係

- 一 出張所印及出張所長印ノ保管ニ關スル事項
  - 二 人事及給與ニ關スル事項
  - 三 重要書類ノ整理及保管ニ關スル事項
  - 四 諸願届、諸公課其ノ他官公署ニ關スル事項
  - 五 土地及建物ニ關スル事項
  - 六 株式取次ニ關スル事項
  - 七 備品及消耗品ノ整理、配給及保管ニ關スル事項
  - 八 勞務及被服ニ關スル事項
  - 九 其ノ他他課、係ニ屬セザル事項
- 經理係

- 一 豫算及決算ニ關スル事項
  - 二 諸物品ノ購入、修理、配給及保管ニ關スル事項
  - 三 石炭ノ受拂及貯藏ニ關スル事項
  - 四 其ノ他經理ニ關スル事項
- 第五十六條 業務課ニ業務係及調定係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

業務係

- 一 九州地域ニ於ケル受給契約運用ニ關スル事項
  - 二 其ノ他九州地域ニ於ケル營業事務ニ關スル事項
- 調定係

- 一 九州地域ニ於ケル受給電力ノ計量ニ關スル事項
  - 二 九州地域ニ於ケル電力料金及電力託送料金其ノ他附帶料金ノ計算調定ニ關スル事項
- 第五十七條 發電課ニ工務係、電氣係及機械係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

工務係

- 一 發電課、送變電課及給電課ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項
- 二 發電課、送變電課及給電課ニ關スル諸願届原案ニ關スル事項

電氣係

- 一 發電所電氣設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 機械係



一 發電所機械設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

第五十八條 送變電課ニ送電係及變電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

送電係

一 送電線路、通信設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

變電係

一 變電所及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

第五十九條 給電課ニ給電係及九州給電所ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

給電係

一 給電ノ計畫、調査及記録ニ關スル事項

二 保護設計及計量設備ノ試験及調査ニ關スル事項

九州給電所

一 九州地域給電指令ニ關スル事項

第三節 廣島出張所事務分掌

第六十條 廣島出張所ニ左ノ課及係ヲ置ク

庶務課

業務課

工務課

給電係

第六十一條 庶務課ニ庶務係及經理係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

庶務係

一 出張所印及出張所長印ノ保管ニ關スル事項

二 人事及給與ニ關スル事項

三 重要書類ノ整理及保管ニ關スル事項

四 諸願届、諸公課其ノ他官公署ニ關スル事項

五 土地及建物ニ關スル事項

六 株式取次ニ關スル事項

七 備品及消耗品ノ整理、配給及保管ニ關スル事項

八 勞務及被服ニ關スル事項

九 其ノ他他課、係ニ屬セザル事項

經理係

一 豫算及決算ニ關スル事項

二 金錢及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項

三 諸物品ノ購入、修理、配給及保管ニ關スル事項

四 石炭ノ受拂及貯藏ニ關スル事項

第六十二條 業務課ニ業務係及測定係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

業務係



- 一 中國地域ニ於ケル受給契約運用ニ關スル事項
  - 二 其ノ他中國地域ニ於ケル營業事務ニ關スル事項
- 調定係
- 一 中國地域ニ於ケル受給電力ノ計量ニ關スル事項
  - 二 中國地域ニ於ケル電力料金及電力託送料金共ノ他附帶料金ノ計算調定ニ關スル事項
- 第六十三條 工務課ニ工務係、發電係、送電係及變電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ
- 工務係
- 一 工務ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項
  - 二 工務ニ關スル諸願届原案ニ關スル事項
- 發電係
- 一 發電所及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 送電係
- 一 送電線路、通信設備及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 變電係
- 一 變電所及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項
- 第六十四條 給電係ノ分掌事項次ノ如シ
- 一 中國地域給電指令ニ關スル事項
  - 二 給電ノ調査、記録其ノ他給電ニ關スル事項

第四節 新居濱出張所事務分掌

第六十五條 新居濱出張所ニ庶務係、業務係、工務係及給電係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

庶務係

- 一 庶務及經理一般ニ關スル事項

業務係

- 一 四國地域ニ於ケル受給契約ノ運用其ノ他營業事務ニ關スル事項
- 二 四國地域ニ於ケル受給電力ノ計量及電力料金、電力託送料金共ノ他附帶料金ノ計算調定ニ關スル事項

工務係

- 一 工務ニ屬スル豫算差引ニ關スル事項
- 二 工務ニ關スル諸願届原案ニ關スル事項
- 三 發電所、電線路及附帶設備ノ運用、保守及改良ニ關スル事項

給電係

- 一 四國地域給電指令ニ關スル事項
- 二 給電ノ調査、記録其ノ他給電ニ關スル事項

第五節 富山出張所事務分掌

第六十六條 富山出張所ニ業務係及工務係ヲ置ク其ノ分掌事項次ノ如シ

業務係

- 一 庶務及經理一般ニ關スル事項